

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	研究科の設置								
フリガナ設置者	ガッコウオヒタニ オヒタニガクエン 学校法人 大谷学園								
フリガナ大学の名称	オヒタニオヒタニガクエン 大阪大谷大学大学院 (Osaka Ohtani University Graduate School)								
大学本部の位置	大阪府富田林市錦織北三丁目11番1号								
大学の目的	大阪大谷大学大学院は、学問の真理と大乘仏教の精神を尊重し、学術の理論および応用を教授研究し、社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的	近年の生命科学、化学、情報学、医療等の急速な進歩を踏まえて、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識及び思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的な人材を育成する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【基礎となる学部】 薬学部薬学科 (6年制) 14条特例の実施
	薬学研究科 [Graduate School of Pharmaceutical Sciences] 薬学専攻 [Doctoral Course in Pharmaceutical Sciences] 計	年	人	年次人	人	博士(薬学)	年月 第年次	大阪府富田林市錦織北 三丁目11番1号	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、 名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	薬学研究科 薬学専攻	講義	演習	実験・実習	計	32単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
	新設分	薬学研究科 薬学専攻 (博士課程)	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任
		計	15人 (15)	7人 (7)	5人 (5)	0人 (0)	27人 (27)	0人 (0)	7人 (7)
	既設分	文学研究科 国語学国文学専攻 (博士前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
		国語学国文学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
		文学研究科 歴史文化学専攻 (博士前期課程)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		歴史文化学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		計	10 (10)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	— (—)
	合計		25 (25)	11 (11)	5 (5)	0人 (0)	41 (41)	0人 (0)	— (—)
	教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計	
事務職員		51人 (51)	61人 (61)		112人 (112)				
技術職員		1 (1)	0 (0)		1 (1)				
図書館専門職員		1 (1)	7 (7)		8 (8)				
その他の職員		0 (0)	30 (30)		30 (30)				
計		53 (53)	98 (98)		151 (151)				

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
	校舎敷地	64,906.18㎡	0㎡	0㎡	64,906.18㎡					
	運動場用地	12,706.73㎡	0㎡	0㎡	12,706.73㎡					
	小 計	77,612.91㎡	0㎡	0㎡	77,612.91㎡					
	そ の 他	5,194.19㎡	0㎡	0㎡	5,194.09㎡					
合 計	82,807.00㎡	0㎡	0㎡	82,807.00㎡						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体				
		46,291.87㎡ (46,291.87㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	46,291.87㎡ (46,291.87㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	52室	30室	64室	9室 (補助職員 0人)	2室 (補助職員 1人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		薬学研究科 薬学専攻		27 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	図書・設備については、薬学部と共用。 大学全体での共用分を含む。 図書447,669[57,866]冊 学術雑誌3,560[173]誌 電子ジャーナル 8,698[7,444]点 視聴覚資料11,191点 機械・器具28,612点 標本630点		
	薬学研究科 薬学専攻	14,483 [2,937] (13,331 [2,777])	102 [68] (102 [68])	8,698 [7,444] (8,698 [7,444])	575 (555)	4,748 (4,748)	5 (5)			
	計	14,483 [2,937] (13,331 [2,777])	102 [68] (102 [68])	8,698 [7,444] (8,698 [7,444])	575 (555)	4,748 (4,748)	5 (5)			
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体				
		3,780.00㎡	378	450,000						
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体			
		5,333.42㎡	該 当 な し 該 当 な し							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究図書補助手当(18万円)含む 薬学部共同研究費 薬学部共用、電子ジャーナル・データベース・その他経費含む 薬学部共用
		教員1人当たり研究費等		380千円	380千円	380千円	380千円	—	—	
		共同研究費等		10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—	—	
		図書購入費	49,988千円	50,238千円	50,238千円	50,238千円	50,238千円	—	—	
	設備購入費	24,450千円	7,700千円	46,830千円	7,500千円	7,200千円	—	—		
	学生1人当たり 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	900千円	700千円	700千円	700千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			法人からの繰入収入をもって、充当する。							

大学等の名称	大阪大谷大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	文学部						1.13		
	日本語日文学科	4	50	—	200	学士 (日本語日文学)	1.13	昭和41年度	大阪府富田林市錦織北三丁目11番1号
	歴史文化学科	4	50	—	200	学士 (歴史文化学)	1.14	平成12年度	
	教育学部						1.09		
	教育学科	4	230	—	920	学士 (教育学)	1.09	平成16年度	
	人間社会学部						1.13		
	人間社会学科	4	80	—	320	学士 (人間社会学)	1.08	平成17年度	
	スポーツ健康学科	4	100	—	400	学士 (スポーツ健康学)	1.17	平成24年度	
	薬学部						1.04		
	薬学科	6	140	—	840	学士 (薬学)	1.04	平成18年度	
	文学研究科								
	国語学国文学専攻 (博士前期課程)	2	6	—	12	修士 (国語学) (国文学)	0.16	昭和50年度	
	国語学国文学専攻 (博士後期課程)	3	3	—	9	博士 (文学)	0.00	昭和53年度	
	歴史文化学専攻 (博士前期課程)	2	4	—	8	修士 (歴史文化学)	0.50	平成16年度	
歴史文化学専攻 (博士後期課程)	3	2	—	6	博士 (文学)	0.16	平成16年度		
附属施設の概要	名称：薬草園 目的：研究・教育教材の提供 所在地：富田林市錦織北3丁目942番1 設置年月：平成18年3月 規模等：1,500㎡								

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要															
(薬学研究科薬学専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基盤科目	情報薬学特論	1前	1			○			1					兼2	オムニバス
	応用生物情報薬学特論	1前～2前	1			○			3	2	1				オムニバス・隔年
	医薬品有機化学特論	1後～2後	1			○			1	2					オムニバス・隔年
	複合生命薬学特論	1後	1			○			5	2				兼1	オムニバス
	小計（4科目）	—	4	0	0	—	—	—	8	5	1	0	0	兼3	—
専門科目	地域医療薬学特論	1後～2後		2		○			5	1	1			兼1	オムニバス・隔年
	食品機能学特論	1前～2前		1		○			4						オムニバス・隔年
	チーム医療薬学特論	1後～2後		1		○			5	1					オムニバス・隔年
	臨床薬物動態学特論	1前～2前		1		○			2	1	1				オムニバス・隔年
	分子病態生化学特論	1後～2後		2		○			3	3				兼2	オムニバス・隔年
	細胞工学特論	1前～2前		1		○			2	2				兼1	オムニバス・隔年
	細胞解析学特論	1前～2前		1		○			2	1	1				オムニバス・隔年
	小計（7科目）	—	0	9	0	—	—	—	11	5	2	0	0	兼4	—
演習科目	医療国際比較演習	1前	2				○		11	3	1			兼1	オムニバス・共同（一部）
	薬学総合演習	1後	2				○		7	4	4				オムニバス
	特別演習	1～4通	4				○		11	5	4				共同（一部）
	小計（3科目）	—	8	0	0	—	—	—	14	6	5	0	0	兼1	—
特別研究科目	特別研究	1～4通	16					○	11	3	1				
	小計（1科目）	—	16	0	0	—	—	—	11	3	1	0	0	0	—
合計（15科目）		—	28	9	0	—	—	—	15	7	5	0	0	兼7	—
学位又は称号		博士（薬学）		学位又は学科の分野				薬学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
本研究科に在籍し、かつ、基盤科目4単位、専門科目4単位以上、演習科目8単位及び、特別研究科目16単位、合計32単位以上を修得し、学位審査に合格した者。								1学年の学期区分			2期				
								1学期の授業期間			15週				
								1時限の授業時間			90分				

別記様式第2号（その2の1）

教育課程等の概要																	
(薬学部薬学科)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
必修科目	宗教学	1前	2			○									兼1	オムニバス ※講義 オムニバス ※講義、演習 オムニバス ※講義、演習 オムニバス ※演習	
	看護学	2後	2			○									兼1		
	死生学	2前	2			○									兼1		
	生命倫理学	2後	2			○									兼1		
	情報薬学基礎演習	1前	2				○		1	1	2	4					
	化学実習	1前	1					○	2	2		2					
	生物学実習	1後	1					○	5	4	1	5					
	数学・統計学	2前	2			○			1		1						
	英語 I A (コミュニケーション)	1前	1					○									兼7
	英語 I B (コミュニケーション)	1後	1					○									兼7
	英語 II A	2前	1					○									兼7
	英語 II B	2後	1					○									兼7
小計 (12科目)		—	18	0	0			—	8	7	3	11	0	兼13	—		
共通教育科目	中国語 I A (コミュニケーション)	1前		1				○								兼3	
	中国語 I B (コミュニケーション)	1後		1				○								兼4	
	中国語 II A	2前		1				○								兼4	
	中国語 II B	2後		1				○								兼4	
	朝鮮語 I A (コミュニケーション)	1前		1				○								兼1	
	朝鮮語 I B (コミュニケーション)	1後		1				○								兼2	
	朝鮮語 II A	2前		1				○								兼3	
	朝鮮語 II B	2後		1				○								兼2	
	ドイツ語 I A (コミュニケーション)	1前		1				○								兼2	
	ドイツ語 I B (コミュニケーション)	1後		1				○								兼3	
	ドイツ語 II A	2前		1				○								兼2	
	ドイツ語 II B	2後		1				○								兼1	
	フランス語 I A (コミュニケーション)	1前		1				○								兼1	※講義
	フランス語 I B (コミュニケーション)	1後		1				○								兼2	※講義
	フランス語 II A	2前		1				○								兼2	※講義
	フランス語 II B	2後		1				○								兼1	※講義
	体育(講義を含む)	1前		2					○							兼2	※講義
	哲学	1前		2			○									兼1	
	法学	1後		2			○									兼1	
	経済学	1前		2			○									兼1	
	倫理学	1後		2			○									兼1	
	英会話A	2前		1					○							兼2	
	英会話B	2後		1					○							兼2	
	日本語表現	1前・後		2			○									兼2	※演習
	コミュニケーション論	1後		2			○									兼1	
	社会福祉論	1前		2			○									兼1	
	心理学	1後		2			○									兼1	
	地域ネットワーク論	2前		2			○									兼1	
	国際文化交流	1後		2			○			3	4	1	4			兼1	オムニバス
小計 (29科目)		—	0	40	0			—	3	4	1	4	0	兼30	—		
教 育 課 目 ア	NR・サブリミナル・ハ・イサ・養成講座A	2後			1	○			1		1					集中・オムニバス	
	NR・サブリミナル・ハ・イサ・養成講座B	4前			1	○			1		1					集中・オムニバス	
	小計 (2科目)		0	0	2			—	1	0	1	0	0	0	—		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門 教育 科目	薬学概論	1前	2			○			6	3	1				オムニバス ※演習
	機能形態学A	1後	2			○			1		1				オムニバス ※演習
	機能形態学B	1後	2			○			1						※演習
	基礎コミュニケーション演習	1後	1				○		2	1	1	4			オムニバス ※講義
	医療倫理学演習	2前	1				○	○	6	5	3	6			オムニバス ※講義
	医療コミュニケーション演習 I	4前	1				○	○	4	2	1	3			オムニバス ※講義
	医療コミュニケーション演習	6前	1				○	○	4	2	1			兼1	オムニバス ※演習
	薬学英语A (基礎薬学)	3後	1				○			2	1				オムニバス ※講義
	物理化学A	1後	2				○		1		1				オムニバス ※演習
	物理化学B	2前	2				○		1		1				オムニバス ※演習
	物理系薬学実習	2後	1					○	2		1	1			オムニバス ※講義、演習
	基礎化学	2前	2				○		2						オムニバス
	有機化学 I	2後	2				○		1						
	有機化学 II	3前	2				○		1						
	化学系薬学実習	2後	1					○	3	2		5			オムニバス ※講義、演習
	天然薬物学 I	3前	2				○		1						※演習
	生化学A (細胞生物学)	2前	2				○		2	1					オムニバス ※演習
	生化学B (代謝生物学)	2後	2				○		1	1					オムニバス
	生化学C (分子生物学・遺伝子工学)	3前	2				○		1	1					オムニバス ※演習
	分子生体情報学	3後	2				○				2				オムニバス ※演習
	微生物学	2後	2				○		1	1					オムニバス ※演習
	免疫・生体防御学 I	3前	2				○		1	1					オムニバス ※演習
	生物系薬学実習	3前	1					○	3	3		3			オムニバス ※講義、演習
	公衆衛生学	4前	2				○		3	1					オムニバス ※演習
	食品安全学	3前	2				○		1	1	1				オムニバス ※演習
	衛生薬学実習	3前	1					○	2	1	1	1			オムニバス ※講義、演習
	基礎薬理学	2前	2				○		1						
	薬理学A	2後	2				○		1	1					オムニバス
	薬理学B	3前	2				○		1	1					オムニバス
	薬物動態学 I	3前	2				○		1						
	病態検査学	3前	2				○		1	1					オムニバス ※演習
	薬物治療学A	3後	2				○		1		1				オムニバス ※演習
	薬物治療学B	3後	2				○		1	1					オムニバス ※演習
	薬物治療学C	4前	2				○		3		1				オムニバス ※演習
	薬物治療学D	4前	2				○		2	2					オムニバス ※演習
	化学療法学	3後	2				○		1	1					オムニバス
生理・薬理学実習	3後	1					○	3	2	1	3			オムニバス ※講義、演習	
製剤化のサイエンス I	2後	2				○		1	1					オムニバス ※演習	
薬剤・薬物動態学実習	3後	1					○	2	3	1	4			オムニバス ※講義、演習	
医薬品開発学A	4前	2				○		1					兼2	オムニバス ※演習	
医療情報薬学	4前	2				○		1	1	1				オムニバス ※演習	
医薬安全情報学	4前	2				○		1	1					オムニバス ※演習	
臨床薬学 I	3後	2				○		2						オムニバス ※演習	
臨床薬学 II	4前	2				○			1	1				オムニバス ※演習	
薬事法規と制度	4前	2				○							兼1		

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
専門 教育 科目	専門 必修 科目	基礎薬学演習A	4後	1				○		4	3	2				オムニバス ※講義	
		衛生薬学演習A	4後	1				○		4	3	1				オムニバス	
		医療薬学演習A	4後	1				○		4	2	1				オムニバス ※講義	
		医療薬学演習B	4後	1				○		4	2	1				オムニバス	
		薬学法規演習A	4後	1				○		2	2	1			兼1	オムニバス ※講義	
		基礎薬学演習B	6通	2				○		4	3	2					オムニバス ※講義
		基礎薬学演習C	6通	1				○		5	5	1					集中・オムニバス ※講義
		衛生薬学演習B	6通	2				○		4	3	1					オムニバス
		医療薬学演習C	6通	2				○		4	2	1					オムニバス ※講義
		医療薬学演習D	6通	2				○		2	2						オムニバス
		医療薬学演習E	6通	2				○		3	2	1					オムニバス
		薬学法規演習B	6後	1				○		1	1	1			兼1	オムニバス ※講義	
		実務前実習	4後	4					○	4	2	1	3		兼1	オムニバス ※講義、演習	
		病院実習	5通	10					○	4	2	1	3				集中
		薬局実習	5通	10					○	4	2	1	3				集中
卒業研究	5～6通	12					○	18	11	4	15				※演習		
小計 (61科目)		—	132	0	0	—			19	12	5	15	0	兼4	—		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門教育科目	薬学英语B (医療薬学)	4前		1			○		1		1				オムニバス ※講義
	医薬品分析学	3後		2		○			2		1				オムニバス
	臨床分析化学	3後		2		○			1	1					オムニバス ※演習
	医薬品化学	4前		2		○				2					オムニバス
	先端有機化学	6前		2		○			1	1					オムニバス ※演習
	天然薬物学Ⅱ	4前		2		○			1						※演習
	漢方医療薬学	6前		2		○									※演習
	医療薬物科学特論	6前		2		○			1	1					オムニバス ※演習
	免疫・生体防御学Ⅱ	4前		2		○			1	1					オムニバス ※演習
	分子栄養学・免疫学特論	6後		2		○			2	2					オムニバス ※演習
	栄養学	3後		2		○			2	1					オムニバス ※演習
	衛生薬学特論	6前		2		○			2	1	1				オムニバス
	毒性学	3後		2		○			1		1				オムニバス
	環境安全学	4前		2		○			3	1					オムニバス ※演習
	薬物動態学Ⅱ	3後		2		○			1						※演習
	薬物治療学ゼミナール	6前		2			○		2						オムニバス
	製剤化のサイエンスⅡ	3前		2		○			1	1					オムニバス ※演習
	薬物投与設計学	5・6前		2		○			2			1			集中・オムニバス ※演習
	医薬品開発学B	4後		2		○			2		1				オムニバス ※演習
	臨床試験概論	6前		2		○			3		1				オムニバス
	チーム医療・地域医療薬学	4後		2		○			3						オムニバス ※演習
	輸液・栄養治療学	5前		2		○			2						集中・オムニバス ※演習
	病院薬剤師論	5・6前		2		○			1						集中
	保険薬局論	6前		2		○									集中・オムニバス ※演習
	社会と薬学	4前		2		○				1					オムニバス
小計 (25科目)		—	0	49	0		—	17	9	4	1	0	兼16	—	
合計 (129科目)		—	150	89	2		—	19	12	5	15	0	兼30	—	
学位又は称号		学士 (薬学)			学位又は学科の分野			薬学関係							
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
卒業の要件は、修業年限6年以上在学し、以下に定める単位を修得しなければならない。 (1) 共通教育科目は、宗教学2単位、看護学2単位、死生学2単位、生命倫理学2単位、情報薬学基礎演習2単位、化学実習1単位、生物学実習1単位、数学・統計学2単位、外国語の英語Ⅰ、英語Ⅱ各2単位を含め、36単位以上を修得しなければならない。 (2) 専門教育科目は、必修科目 (132単位) を含めて156単位以上を修得しなければならない。 (3) 最終学年において、卒業研究を提出しなければならない。 履修科目として登録できる各年度の上限単位数は、48単位とする。ただし、「認定科目」については除く。							1学年の学期区分		2期						
							1学期の授業期間		15週						
							1時限の授業時間		90分						

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基盤科目	情報薬学特論	<p>(概要) インターネットは研究に必須のツールとなり、その活用にあたっては、情報に関する深い理解をもつ必要がある。ネットワーク環境の基礎を修得し、セキュリティーを技術的、社会的に考え、個人情報などの扱いについても学ぶ。さらに、情報技術のこれまでの進歩を理解することにより、次世代のシステムを展望し、将来的な課題を考え、その対応のための基盤的知識と考え方を身につける。また、薬学における応用等について修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(1 那須 正夫/1回) 過去から次世代を展望：情報科学の進歩は著しく、メモリー容量や通信速度を例にとっても、KからM、そしてG、Tと非常な勢いで発展している。歴史をもとに、将来像や課題について解説する。</p> <p>(29 中村 雅司/3回) ネットワーク環境の基礎と課題1：ネットワークの技術的基盤として、ネットワークの物理的・論理的な接続形態について解説する。また、OSI参照モデルと現実のプロトコルを照らし合わせながら、プロトコルの階層化の意義を解説する。 ネットワーク環境の基礎と課題2：TCP/IPに関する知識をもとに、DNS、ルーティングなどインターネットを構成する技術を解説する。 IoTとビッグデータ：IoTは医療機器や福祉機器などにも応用され、時間的・空間的な広がりを持つビッグデータとして活用の範囲が広がる。IoTおよびビッグデータの基盤的知識を紹介する。</p> <p>(⑤ 高木 達也/4回) AIの活用：AI技術の歴史、進化、AIによる意思決定の事例紹介とその是非、薬学におけるAIの活用方法について解説する。 セキュリティー、暗号化：ハード・ソフト面のセキュリティー技術、セキュリティー技術の脆弱性から生じる社会問題、ヒューマンエラーとセキュリティー技術を解説する。 変貌するインターネット社会：インターネット社会では情報の保護に十分な配慮が必要であり、個人情報を含む、情報の保護に必要な技術的背景について概観し、その適用例について解説する。 インターネット社会における薬学：薬学におけるインターネット活用においては、情報に深い理解を持つ薬学出身者が必要となる。これまでの講義を踏まえて、DI、調剤、ネット流通などにおいて、データの取り扱いはもちろんのこと、システム構築・改善への関与に必要な知識について紹介する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基 盤 科 目	応用生物情報薬学特論	<p>(概要)</p> <p>応用生物情報薬学特論では、情報薬学特論を基盤として、生物情報解析及び臨床試験のデータ解析やデザインなどにおいて基礎となる知識を修得する。本講義では、オミックス情報解析における考え方や基本的な方法論を理解し、また生物実験や臨床試験において、統計学的に適切な研究デザインが行えるよう一般的に用いられる統計手法について具体例をもとに修得する。さらに検出力検定による適切な例数の設定方法や、テキストマイニングによるアンケート分析法など、医療の発展に実践的に繋がる情報薬学全般、および医薬品開発における情報解析手法を修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(3 小西 廣己/1回)</p> <p>生物統計の方法論：生物情報を解析し、有意な結論を得るためには統計手法を駆使する必要がある。本講義では、Fisherの正確確率検定、カイ二乗検定、分散分析(ANOVA)、多変量分散分析(MANOVA)、Wilcoxonの符号付順位検定、Mann-WhitneyのU検定などの手法を用いて、生物情報解析のための実際的な使い分けについて解説する。</p> <p>(8 中田 雄一郎/1回)</p> <p>医薬品開発における生物情報解析：医薬品開発におけるPharmacokinetics/Pharmacodynamics (PK/PD)の重要性が「新医薬品の承認に必要な用量-反応関係の検討のための指針(ICHE4)」に明記されている。本講義では、PK/PD解析の方法論について解説し、申請資料や審査報告書に記載されている臨床開発におけるPK/PD解析の実際例を紹介する。</p> <p>(12 名徳 倫明/1回)</p> <p>医薬品情報データベース：リレーショナルデータベース(RDB)およびその制御言語であるSQLは、PMDA医薬品情報提供サービスや電子カルテなどの医療情報システムはもとより、現代社会において情報管理の基幹を担っている。本講義ではその構造について解説する。</p> <p>(17 池田 賢二/2回)</p> <p>臨床統計の方法論：臨床情報を解析し、医薬品の育薬また適正使用に活かすためには、適切な統計手法を用いて科学的根拠を示さなければならない。本講義では、臨床試験などにおいて、例数の妥当性を検定するための検出力検定をはじめ、オッズ比、ハザード比、幾何平均比、信頼区間などを用いた情報解析による臨床的結論の導き方について解説する。</p> <p>テキストマイニングによるアンケート分析：ビッグデータを適切に管理・解析することで、自由記述からは読み取りにくい極めて有益な知見を得ることができ、テキストマイニングはビッグデータ解析手法のひとつである。本講義では、膨大なテキストデータから、ある集団がもつ特性を可視化することによってニーズなどを特定するための方法論について解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基盤科目	応用生物情報薬学特論	<p>(19 見坂 武彦/2回) オミックス情報解析の方法論(2)：各種オミックス解析技術は、疾患のリスク評価、早期診断や治療効果・予後予測を可能にするバイオマーカーの探索、常在細菌叢と疾患との関連研究、新規遺伝子や代謝経路の探索など多様な分野で応用され、その生命情報は臨床情報等と関連付けてデータベース上で統合されている。本講義ではオミックス情報を活用する方法論とその応用例について解説する。生物情報データベース：生命科学研究の中でバイオインフォマティクスは不可欠なツールとして広く普及している。その活用のために、ゲノム、遺伝子発現、アミノ酸配列、タンパク質立体構造、バイオリソースなどに関連したデータベースを紹介する。さらにメタゲノム、パスウェイ解析などの解析ツールを用いた生命現象の理解につながる情報を取得するための方法論について解説する。</p> <p>(27 山田 佳太/1回) オミックス情報解析の方法論(1)：現在の生命科学では、単一の分子に着目するのではなく、複数の分子の発現や機能及び相互作用を網羅的に解析し、生命現象を多面的にとらえて理解する考え方が普及しつつある。オミックス解析の標的とする分子は、DNA、RNA、タンパク質、脂質、糖鎖、代謝産物等の多岐にわたるため、多用な分析手法が必要となる。本講義では、生命科学で果たすオミックス解析の役割を解説するとともに、最新の分析手法について紹介する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基 盤 科 目	医薬品有機化学特論	<p>(概要) 医薬品は固有の化学構造をもつ化学物質である。本講義では、医薬品やその薬理作用を有機化学の視点から眺め、化学構造式から得られる情報について学修する。 例えば、医薬品がどのようにして創製され、改良されてきたかを、化学構造式の変遷から学ぶ。また、一連の医薬品に共通する部分構造を比較し、薬理活性の鍵となるファーマコホアについて考察する。さらに、医薬品と受容体や酵素との相互作用を官能基の物理的、化学的性質を踏まえて理解する力を修得する。医薬品の作用機構や代謝機構における化学変化を有機化学の視点で捉え、構造的類似性という観点から他の医薬品に着目し、医薬品の未知の特性や問題点を類推する能力を醸成する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(10 前崎 直容/2回) 中枢神経系に作用する医薬品：代表的な中枢神経系作用薬について、その構造的特徴を有機化学的に理解し、薬理作用との関連について考察する。 末梢神経系に作用する医薬品：代表的な末梢神経系作用薬について、その構造的特徴を有機化学的に理解し、薬理作用との関連について考察する。</p> <p>(16 池尻 昌宏/3回) 循環器系疾患治療薬：降圧剤を中心にその構造的特徴や作用機序を有機化学的に理解し、ドラッグデザインの要点について考察する。 抗炎症・アレルギー薬：炎症・アレルギーの原因となる生体分子の構造的特徴について学ぶとともに、これらを阻害する抗炎症・アレルギー薬の開発の歴史やドラッグデザインの意義について学ぶ。 感染症治療薬：感染症治療薬の分類と開発の歴史を学ぶ。その作用機構や性質を化学構造に基づいて理解するとともに、ドラッグデザインの意義について学ぶ。</p> <p>(23 広川 美視/3回) 代謝系疾患治療薬：生体反応の観点から代謝系疾患治療薬の構造的特徴について学ぶとともに、ドラッグデザインの意義について学ぶ。 消化器系疾患治療薬：代表的な消化器系疾患治療薬について、その構造的特徴を理解し、開発の歴史とドラッグデザインの意義について学ぶ。 抗悪性腫瘍薬：代表的な抗悪性腫瘍薬について、その作用機序や性質を化学構造に基づいて理解するとともに、ドラッグデザインの要点について学ぶ。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基盤科目	複合生命薬学特論	<p>(概要) 多岐にわたる分野から構成されている薬学は、人の健康というひとつの方向性を目指して相互に関係性を持って発展してきた。中でも生命薬学は新たな医療を開拓していくための中核を成している。本講義では、まず生命活動の根本的な原理を識るために、生命薬学全般に関わるゲノム理論を理解する。また、医薬品の薬効、副作用、相互作用の原理となる細胞応答、および生体バリア機構と免疫系が協調して働く生体防御機構を分子レベルで理解する。さらに、個別化医療に応用されているバイオマーカーなどの最新知見、リスクマネジメントに応用されている生命薬学など、医療の質の向上に直接的に必要な基盤的知識を修得し、課題解決へと導く複合的な視点を養う。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(4 坂崎 文俊/1回) 変貌する食薬：錠剤型健康食品の普及にともない、通常の食事ではありえないほど大量の食品成分を摂取する機会が増加し、新たな注意が必要となっている。健康増進を目的に使用される食品の分子的作用機構や、併用医薬品の薬効・体内動態に及ぼす健康食品の相互作用に関して最新の知見を含め解説する。</p> <p>(6 富田 晃司/1回) ゲノム：ゲノムはその生物の遺伝情報の全てを含む。近年ヒトを初めとしてさまざまな生物の全ゲノムが解読されており、全ゲノムが解析された生物は哺乳動物約50種、真核生物約400種、バクテリア約4000種にのぼる。本講義では、ゲノムとはどのようなものかという知識に始まり、それを今後生命薬学全般にどのように活用していくかについて解説する。</p> <p>(7 戸村 道夫/1回) 生体防御：生体バリア機構は、外界からの侵襲に対して働く。一方、免疫系は、外来異物と共に、がんなどの内的異物を認識して排除する。そこで、本講義では生体バリア機構と免疫系が協調して働く生体防御機構について解説する。</p> <p>(8 中田 雄一郎/1回) ヒトの健康を保証する：最近承認された医薬品の有効性、安全性、品質が如何に担保されているかを医薬品の審査報告書等の資料を整理・分析することで理解する。申請過程で議論になった有効性・安全性・品質の各課題を検証し、申請業務における有効性・安全性・品質に関する考え方の実際を解説する。</p> <p>(12 名徳 倫明/1回) 薬物の適正使用：薬物を適正に使用するには、薬理学的、動態学的、薬剤学的など、様々な要因を総合的に判断する必要がある。また、個々の患者の病態も考慮しなければならない。そこで、医療用麻薬を例に取って、患者・医薬品情報を読み解き、薬物の適正使用の判断に繋げる方法を解説する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基 盤 科 目	複合生命薬学特論	<p>(17 池田 賢二/1回) リスクマネジメント：個別化医療の実践のためには、患者のモニタリングと医療者への情報提供が不可欠である。患者背景を科学的に把握することによって、医薬品のベネフィット・リスクバランスを良好に保つために、遺伝子診断による適正な薬物治療選択法、薬物代謝酵素やトランスポーターの遺伝子多型による動態変化、および胎児暴露の影響解析などリスクマネジメント手法について解説する。</p> <p>(22 西中 徹/1回) 細胞応答：生物を構成する細胞は、医薬品などの化学物質や種々のストレスに応答し、遺伝子やタンパク質の発現および代謝の変化をもたらす。これらの変化は疾患の要因となる一方、医薬品の薬効および相互作用発現の原理となる。本講義では、このような細胞応答のメカニズムについて分子レベルで解説する。</p> <p>(2 上田 一仁/1回) 個別化医療：近年、免疫チェックポイントを標的にした抗体医薬が開発され注目を集めている。このような分子標的薬をそれぞれの患者に適正に使用するためには、その効果や安全性を予測するためのコンパニオン診断が必要である。腫瘍細胞のタンパク発現やゲノム変異の解析など、コンパニオン診断に用いられるバイオマーカーについて、最新の知見も含め解説する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	地域医療薬学特論	<p>(概要) 医薬品の適正使用、そして地域住民の健康維持向上、地域医療を担ううえで必要な基盤的知識を学び、薬物共同管理に参画に必要な知識・技能を習得する。また、セルフメディケーションのあり方やそのために必要な定量的評価法を理解する。今後増えることが予測される在宅医療において、患者の状態からの副作用等の評価方法、また栄養管理や緩和医療における知識を修得する。さらには、地域住民の予防的健康管理に必須となる感染予防や環境管理、日用品の中毒などの知識についても修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(3 小西 廣己/1回) 在宅医療における感染管理：在宅医療での輸液管理において、感染制御は薬剤師の重要な役割である。特にカテーテル関連血流感染（CRBSI）の対策が重要であり、CRBSIの原因や予防対策を理解しなければならない。そこで最新の知見をもとに、感染管理について解説する。</p> <p>(4 坂崎 文俊/1回) 日用品による中毒：ドラッグストアやホームセンターで住居用殺虫剤・殺鼠剤および園芸用農薬が販売され、生活環境中では意外にも多くの有害物質が使用されている。日用品に含有される有害物質や、中毒情報センターへの問い合わせ事例を紹介し、中毒医療への薬剤師の貢献について解説する。</p> <p>(5 谷 佳津治/1回) 地域医療と市中感染：地域医療の推進は市中の易感染者を増やすことである。そのため市中感染においても日和見感染などへの配慮が必要とされる。ここでは最新の知見をもとに、市中感染の起因微生物、感染経路さらに感染予防について解説する。</p> <p>(12 名徳 倫明/4回) 地域医療において薬剤師に求められる能力：地域の薬局は地域医療連携において中心的位置を担い、薬剤師に求められる役割も多様化してきている。それらに応じていくにあたって、薬剤師に求められる資質について解説する。 在宅医療における静脈栄養管理：在宅医療患者の中には栄養状態が低下している患者も多く、静脈栄養療法（TPN及びPPN）を施行している。しかし、患者の病態により、必要栄養投与量もことなり、患者個々の処方設計を行わなくてはならない。そこで、患者に最適な処方設計・支援について解説する。 在宅医療における経腸栄養管理：栄養療法として、消化管機能が正常の患者には経腸栄養療法が多く行われる。しかし経腸栄養による有害事象として誤嚥性肺炎や下痢等が起こる。これら有害事象の対策として栄養剤の半固形化が行われている。そこで半固形に焦点をあて、適正な経腸栄養剤の使用方法や処方設計、また経腸栄養剤と薬剤との相互作用を解説する。 在宅医療における疼痛管理：在宅医療患者では多くの終末期患者が対象となる。終末期患者の治療の中心は疼痛管理であり、オピオイドが汎用される。特に近年多くのオピオイド製剤が使用可能となり、使用方法も煩雑となっている。そこで疼痛管理の必要な患者への処方設計・支援について解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	地域医療薬学特論	<p>(15 米田 耕造/2回) 在宅患者の症状から見る副作用：在宅医療で投与された薬剤で、その副作用が顕在化することはしばしばある。なぜなら患者の大部分は高齢者で、肝機能、腎機能が低下しているからである。薬疹とは体内に摂取された薬剤やその代謝産物により誘発される皮膚・粘膜の発疹である。薬剤ごとに好発病型があることが知られているが、薬剤歴の聴取も大事である。薬疹の皮膚症状を中心に解説する。 薬剤師の責務～医学の視点から：薬剤師は、近年の医療ならびに医療制度改革を理解し、地域住民に、医師と共働して、充実した医療を提供する責務がある。そのためには、疾病の予防・薬物治療・福祉が三位一体として機能しなければならない。特に薬物治療については、積極的に提案しなければならない場面も多々あることが予想される。薬剤師の地域医療における重要性はますます重要になるので、医学の視点より薬剤師の責務について解説する。</p> <p>(18 楠本 豊/1回) オーラルケアを含めたセルフメディケーション：社会の高齢化に伴い、齧食や歯周病に加え、嚥下障害、誤嚥性肺炎などが問題となり、顎口腔機能の維持が重要視されている。また、種々の疾患と顎口腔内状態の関係が指摘されている。本講義では、健康維持やこれら疾患に対し、通常用いられるセルフメディケーションに加え、顎口腔機能維持のためのオーラルケアについて解説する。</p> <p>(25 長井 克仁/4回) 薬局開設：薬局は地域医療の中で重要な位置を占めるが、単に開設許可および指定を受けるだけでそれが機能するわけではない。ここでは、様々な許可・届出を通して地域医療のために必要な薬局開設の過程を解説する。 薬局製剤：薬局製剤はその薬剤師が自ら製造し、販売することができる薬局独特のものである。ここでは、薬局製剤の特徴や歴史を見ながら、一般用医薬品が市販されている中で、薬局製剤の意義・必要性について解説する。 セルフメディケーションのあり方：生活者のセルフメディケーションに対する関心が高まる中、薬局薬剤師の果たすべき役割は大きくなっている。ここでは実際の症例を通じて一般用医薬品の選択方法や受診勧奨すべき事例を紹介・解説する。また、今後も増加が予測される生活習慣病を未然に防ぐため、食事、運動、睡眠、飲酒および喫煙に対する薬剤師の情報提供のあり方について解説する。 在宅医療における薬剤師の役割：高齢化社会が進む中、在宅医療の実施が推奨されている。ここでは、医療経済を踏まえて在宅医療のこれまでの流れを理解した上で、今後の在宅医療における薬剤師の役割を解説する。</p> <p>(2 上田 一仁/1回) セルフメディケーションの定量的評価：臨床検査技師等に関する法律が一部改正され、薬局でも、自己採取法により得た微量検体を用いた生化学検査や薬物血中濃度測定、いわゆるマイクロTDMが可能となった。薬局では、患者から聴き取った情報に加え、マイクロTDMによる定量的データを得ることで、薬物治療のより適正な管理が可能になる。このマイクロTDMに関する最新の知見と、実施するにあたっての注意点および精度管理について解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	食品機能学特論	<p>(概要) 食品はヒトの健康に深く関わり、その機能は生命維持に必須の栄養素としてだけでなく、内・外分泌系、免疫系および神経系などを介した恒常性維持に関わり、生活習慣病の予防や感染防御に寄与する。この働きは食品の三次機能とよばれ、今日では健康維持・増進のために、積極的に活用されつつある。近年の研究により、かつては経験的に試みられてきた三次機能の活用に対し、科学的根拠が提示されつつある。その一方で、いまだに科学的エビデンスが明確でないケースも見受けられ、誤った利用は健康を損ね、あるいは医薬品との併用において医薬品の主作用・副作用に影響を及ぼす。本講義では、食品成分、健康食品・サプリメント、プロバイオティクスの生体調整機能や、医薬品との相互作用などについて、分子レベルから生物個体レベルで理解する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(4 坂崎 文俊/3回) 健康食品・サプリメントの薬学的裏付け：栄養機能食品に適合できる栄養素や現在認可されている特定保健用食品および現在届け出られている機能性表示食品について、関与成分と作用機構を紹介する。また国立健康・栄養研究所が公開しているデータベース等、薬剤師が参照すべき適切な情報源を紹介する。 健康食品と医薬品との相互作用：医薬品の効果を損なうことなく、健康食品を摂取するにあたって、基本となる健康食品の作用機構を医薬品の作用機構と対比し考察し、薬剤師が適切な指導を行ううえで必要な知識について解説する。 臨床における食品機能の活用と栄養指導：健康食品に焦点を絞り、食品機能の活用と栄養指導における留意点について解説する。</p> <p>(5 谷 佳津治/1回) プレバイオティクス・プロバイオティクス、微生物の網羅解析：プレバイオティクス・プロバイオティクスによる腸管内微生物叢の種・機能の変化、さらに腸管内微生物とヒトの健康の関係について最新の知見をもとに考える。</p> <p>(6 富田 晃司/2回) 食品のもつ生体調節機能 (1)：食品の生体調節機能にはどのようなものがあるか、生化学的、分子生物学的な面から概説する。 食品のもつ生体調整機能 (2)：食品成分の機能性（三次機能）に関して、法的、生化学的、分子生化学的な面での食品や栄養素の生理作用を理解したうえで、高血圧、肥満・糖尿病、脂質代謝異常など様々な疾患に対して食品の生体調節機能が及ぼす作用について概説する。</p> <p>(7 戸村 道夫/2回) 食品と免疫：各種食品に含まれる栄養成分による免疫系制御の可能性について解説する。 腸管免疫：食品の腸管免疫系に対する最新の知見をもとに、食物による腸管免疫系を介した全身の免疫調節作用の可能性を理解する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	チーム医療薬学特論	<p>(概要) 医学の進歩や高齢化が進行する中、最適な医療を患者に提供するために、医師、薬剤師、看護師など各種専門職がそれぞれの専門的な知識・技能を結集する横断的な「チーム医療」の重要性が増しており、その充実が求められている。薬剤師は医薬品の特性をしっかりと理解し、医薬品を通して患者を診ることが重要である。そのためには、薬物の製剤学特性や薬物動態を理解し、また、薬剤の検査値への影響も重要となる。さらには、情報の適切な利用法も必要がある。そこで、薬剤師がチーム医療でその専門性を発揮し、医療現場における薬学上の問題を解決していく上で基盤となるこれらの専門的知識を修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(3 小西 廣己/2回)：病態と薬物動態の変化 様々な疾患を有する患者の薬物動態学的特性を各種パラメータの変動に関連させ、薬物療法への応用について解説する。 薬物療法と検査値～薬物投与による検査値の変動：薬物療法を実践する上で、治療効果の評価や副作用発現の有無の把握するための臨床検査値の変化の意義およびその活用法と、薬物が検査測定値に与える影響に関して講義するとともに、臨床検査値に立脚した医薬品の選択法と用法・用量設定法についても解説する。</p> <p>(8 中田 雄一郎/1回) 医薬品情報の適切な読み方：医薬品情報、特に副作用情報を適切に読み解くことは、適正医療の実現において非常に重要である。そこでRMP (Risk Management Plan) を概説し、RMPを念頭に置いた医薬品情報の適切な読み方を解説する。</p> <p>(12 名徳 倫明/1回) チーム医療での薬剤師の役割：薬剤師は、薬のスペシャリストである。しかし、チーム医療ではその知識を瞬時に判断する能力や他職種とのコミュニケーション能力がより強く求められる。本講義では、栄養管理チーム (NST) での薬剤師の役割を例にとり、医師、看護師、管理栄養士などとのディスカッションに必要な臨床知識や薬学的観点について解説する。</p> <p>(13 村上 正裕/2回) 薬物送達技術の進歩と医療：薬物治療に影響する薬物の送達技術並びに体内動態の制御技術に対する理解を深めるために、医薬品に応用されている薬物送達技術やその開発動向について紹介し、治療のアウトカムや患者のQOLに影響する医薬品の体内動態制御の意義について解説する。 臨床製剤を考える：術後疼痛やがん性疼痛などの緩和ケアで重要な、疼痛コントロールに使用される臨床製剤を中心に、高度な製剤の構造・機能や特徴について解説する。また、症例に応じた適切な製剤の選択と品質管理などの考察を通して、実務に資する製剤学的視点を解説する。</p> <p>(15 米田 耕造/1回) 薬剤師に求めるもの～医師との連携：薬剤師は、チーム医療において医師の負担を軽減し、安全かつ安心できる薬物治療を提供できないといけない。すなわちハイリスク患者に対する医薬品の適正使用を理解し、使用医薬品の副作用・相互作用マネジメントを行い、医師に伝える必要がある。そして、実際に生じた副作用の回避や難治の患者への対応について、処方提案ならびに処方設計を行わなければならない。以上のことをふまえ臨床医学の立場より、チーム医療について解説する。</p>	オムニバス方式・ 隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	チーム医療薬学特論	(17 池田 賢二/1回) チーム医療における患者モニタリングと情報提供：医療情報検索、Therapeutic Drug Monitoring (TDM)、医療コミュニケーションなどの手段を用いた薬学的視点からの全人的な患者モニタリング法、および薬物動態解析や統計解析などによる薬学的解析に基づいた患者および医療者への情報提供の実例について解説する。	オムニバス方式・ 隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	臨床薬物動態学特論	<p>(概要) 医薬品適正使用にあたっては、薬物の動態学的特性を把握し、解析し、さらに臨床応用することで、薬物療法のベネフィット・リスクバランスを改善することが肝要である。薬物の体内動態は、薬物代謝酵素、トランスポーター蛋白の遺伝子発現や機能変化などの分子レベルの変動、また年齢や病態などの生理学的な機能変化によって顕著に影響を受ける。これら体内動態を変動させる因子を考慮した上で、限られた薬物濃度情報から患者個々の体内動態の推移を予測し、的確な処方支援を行うことは、薬剤師に課せられた重要な使命のひとつである。本講義では、薬物治療における薬物動態学の役割、および実地医療で遭遇する薬物相互作用に関する最新の知見、発現メカニズムなどを解説し、処方支援に必要な各種動態モデルを適切に臨床応用するために、Therapeutic Drug Monitoring (TDM) の概念、Pharmacokinetics/Pharmacodynamics (PK/PD) 理論の実務的な活用法を修得する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(3 小西 廣己/2回) 患者病態に応じた薬物動態変動とTDMに基づく処方支援の実践：個々の患者で得られたTDMデータを薬物動態学的観点から解析することによる処方支援の実践例について講義する。 PK/PD理論と臨床応用：薬物動態学的特性と薬理効果や副作用発現などの薬力学的作用とを結びつけるPK/PDの考え方を中心に講義する。</p> <p>(9 橋爪 孝典/3回) 薬物治療における薬物動態学の役割：薬物の体内動態を特徴づける内的・外的因子などについて最新の知見を紹介し、薬物治療への応用について講義する。 薬物相互作用とその予測法：日米欧三極の規制当局が推奨する、薬物代謝酵素を介する薬物相互作用を中心にインビトロ評価法について解説し、創薬の現場で非臨床実験データから臨床での相互作用を定量的にシミュレートする手法について講義する。 臨床試験による薬物相互作用評価：臨床薬物相互作用試験に関するガイダンスを解説し、薬剤師が実地医療で用いる医薬品のインタビューフォームや添付文書などに記載されている薬物相互作用の根拠となる試験成績について講義する。</p> <p>(17 池田 賢二/2回) ポピュレーションファーマコキネティクスの臨床応用：個別化医療、および育薬に繋がる臨床研究に必要な薬物動態スクリーニングの実際的な使い方について講義する。 薬物動態パラメータ推定によるPK/PD解析の臨床応用：非線形混合効果モデル(Nonlinear Mixed Effect Model: NONMEM)解析、およびモンテカルロシミュレーションなどを用いて臨床応用されつつある臨床薬物動態研究の紹介を含め、薬物動態解析の臨床応用について講義する。</p> <p>(25 長井 克仁/1回) 薬物動態とトランスポーター科学：薬物動態に関わるトランスポーターの最新の情報を紹介し、また各々のトランスポーターが薬物動態に影響するか否かの評価方法や、トランスポーターを標的とした薬物相互作用のスクリーニング方法を <i>in vitro</i> 系および <i>in vivo</i> 系に分けて講義する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	分子病態生化学特論	<p>(概要) 病気の発症・進展は、様々な分子の機能変化や分子間の相互作用など、分子レベルでの複雑なイベントに起因する。したがって疾患に対する治療戦略を立て、薬物治療を行っていく上で、その発症メカニズムや病態を分子レベルで理解することが不可欠である。本講義では、主要な疾患について、その病態生理学、病態生化学を学ぶとともに、最新の知見をもとにその発症・進展メカニズムを分子のレベルで理解し、その知識を基盤として、分子の視点から見た病気の診断法、予防法、治療法などについて考察する。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(5 谷 佳津治/2回) 感染症 (1) : グローバルな視点から感染症を取り上げ、病原体の性状・生態や発症メカニズムについて解説する。 感染症 (2) : 最新の感染症問題を取り上げ、病原体の性状や感染症流行の要因などの現状および対処法について解説する。</p> <p>(6 富田 晃司/3回) 総論 : 疾病の原因や発生、進展、転帰を、細胞、組織、臓器の変化として捉え、それを分子レベルで理解し、どのように治療していくかについて解説する。 内分泌疾患 (1) : 甲状腺、副甲状腺の疾患に対する病態生理、検査・診断法、最新の治療について解説する。 内分泌疾患 (2) : 視床下部-下垂体系および副腎の疾患に対する病態生理、検査・診断法、最新の治療について解説する。</p> <p>(11 水口 博之/2回) 呼吸器疾患 : 呼吸器疾患の病態や発症メカニズム、および予防・治療法について解説する。 アレルギー疾患 : アレルギー疾患の病態や発症メカニズム、および予防・治療法について解説する。</p> <p>(18 楠本 豊/2回) 免疫疾患 : 自己免疫疾患の関節リウマチの発症メカニズム、および分子標的医薬である抗体医薬品等を用いた治療の現状について解説する。 口腔疾患 : 口腔内の環境の特徴、および、う蝕、歯周病、口腔内腫瘍、粘膜疾患、顎関節症などの口腔内疾患の発症メカニズムと治療について解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	分子病態生化学特論	<p>(21 田中 高志/1回) 代謝性疾患 (1) : 肥満、メタボリックシンドロームおよび栄養の異常の生理学と、これらの疾患の発症のメカニズム、病態生理、検査および最新の治療について解説する。</p> <p>(22 西中 徹/2回) 代謝性疾患 (2) : 糖尿病における高血糖状態が及ぼす細胞の機能変化について、その分子メカニズムについて解説する。 悪性腫瘍: 発癌に関与する癌原遺伝子や癌抑制遺伝子等の基本的な機能、変異と機能変化、および癌化メカニズムについて解説する。</p> <p>(③ 片岡 葉子/2回) 皮膚疾患 (1) : 皮膚の構造と機能、皮膚病理組織学、診断学、治療学、および免疫臓器としての皮膚の機能について解説する。 皮膚疾患 (2) : アトピー性皮膚炎と褥瘡について、皮膚の構造と機能、皮膚病理組織学、診断学、治療学と関連づけて解説する。</p> <p>(⑥ 山崎 和裕/1回) 循環器疾患: 心不全の基礎疾患である虚血性心疾患や弁膜症、心筋症、心筋炎を含めた心不全の病態と診断について薬物治療も含めて解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 科目	細胞工学特論	<p>(概要) 遺伝子操作技術の進歩はめざましく、医薬品の研究・開発、遺伝子組換え医薬品、実験動物の作製から遺伝子治療、再生医療まで、幅広く使用されており、最新の解析技術を基本から精通しておくことが重要である。本講義では、遺伝子治療の基本となる遺伝子工学技術や、再生医療に使用されるES細胞やiPS細胞を用いた細胞工学技術について最新の知見とともに学び、これらの技術の医学・薬学への応用について理解する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(7 戸村 道夫/1回) 遺伝子改変技術の進歩とその応用(1)：生命現象の解明に必須な遺伝子組換え動物の作製法の変遷と進歩、具体的な作製例について解説する。</p> <p>(11 水口 博之/1回) ゲノム編集の基本と遺伝子発現解析：ゲノム編集について、その歴史や原理、ゲノム編集を利用した遺伝子発現解析、ゲノム編集における社会的利点と問題点について最新の知見を交えて解説する。</p> <p>(21 田中 高志/2回) 遺伝子工学(2)：PCR法の原理を詳述し、その応用について解説する。 遺伝子工学(3)：遺伝子の導入と遺伝子発現制御の原理と、その応用について解説する。</p> <p>(22 西中 徹/2回) 遺伝子工学(1)：遺伝子工学のcDNAクローニングにおいて必要な遺伝子やプラスミドの構造、また真核および原核細胞における複製・転写・翻訳機構の詳細と実際のクローニング法およびその応用について解説する。 遺伝子工学技術を利用した医薬品の作製：遺伝子工学を利用した人工的タンパク質の合成方法とその精製法、および医療への活用について解説する。</p> <p>(4 櫻井 英俊/2回) 遺伝子改変技術の進歩とその応用(2)：遺伝子工学技術を基本とした遺伝子治療の変遷と進歩、具体的な疾患に対する応用例について解説する。 遺伝子改変技術の進歩とその応用(3)：組織幹細胞や多能性幹細胞の特性を理解し、それらを利用した遺伝子改変技術および再生医療への応用について解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	細胞解析学特論	<p>(概要)</p> <p>近年、真核生物、原核生物の細胞解析は飛躍的發展を遂げた。特に光を利用した解析技術の進歩とともに、遺伝子発現、ポストゲノミクス解析手法の發展もめざましい。そこで、本講義では、光解析技術では、バイオイメージングはもとより、免疫学的手法を応用した免疫イメージング、フローサイトメトリー、さらに光刺激により細胞を制御するオプトジェネティクスの技術など、細胞解析における最新の光解析技術を基本原理から理解する。さらに、次世代シーケンサーを用いた遺伝子発現とメタゲノム解析から、プロテオミクス、グライコミクス、およびリピドミクス解析に至るポストゲノミクス解析手法の原理と、薬学への応用と将来的展開について理解する。</p> <p>(オムニバス方式/全8回)</p> <p>(7 戸村 道夫/3回)</p> <p>生命科学における蛍光・発光技術：基礎生物分野から、臨床検査まで使用されている蛍光、発光の原理から応用技術までを解説する。 蛍光タンパク質による <i>in vivo</i> バイオイメージング：蛍光タンパク質発現細胞および動物を用いたバイオイメージングについて解説する。 蛍光タンパク質の生物応用による生体内イベントの可視化と制御：オプトジェネティクスなどを用いた新規蛍光タンパク質を用いた研究法について解説する。</p> <p>(11 水口 博之/1回)</p> <p>蛍光タンパク質による <i>in vitro</i> 発現解析：蛍光タンパク質の歴史、遺伝子工学的手法を用いた蛍光タンパク質を融合させた機能性タンパク質の作製法、およびそれを利用した生理機能解析について解説する。</p> <p>(19 見坂 武彦/3回)</p> <p>原核細胞のバイオイメージング：蛍光染色法を用いて、現存量、生理活性、種類、機能を迅速に調べる新手法の基本的原理と応用について解説する。 メタゲノミクスによるマイクロバイオームの解析：次世代シーケンサーを用いたメタゲノム解析の原理を述べ、臨床診断学、ヒトの腸内細菌叢と疾患との関連、遺伝子資源の探索等への応用について解説する。 生物の分子進化解析：遺伝子の変異や伝播等を通じて、生物が多様化するプロセスを述べ、それらを検出する手法などについて解説する。</p> <p>(27 山田 佳太/1回)</p> <p>ポストゲノミクスによる細胞解析：ポストゲノミクスの役割および有用性と、プロテオミクス、グライコミクス、およびリピドミクスに使用される解析技術と応用について解説する。</p>	オムニバス方式・隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習 科目	医療国際比較演習	<p>(概要) 海外における医薬品開発動向や副作用情報、さらには医薬品の流通や安全管理等に関する情報を自らがいち早く収集し、社会に還元するためには、国際的視野に立ち、考え、行動することが重要となる。本演習では、特定のテーマを各学生が選び、情報薬学特論で修得した知識を活用してネット環境を用いて、海外の情報を収集、分析、共有し、発表するための能力を培う。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(1 那須 正夫/2回) イントロダクション：演習の目的、進め方について概説し、当日の情報薬学特論での講義内容を教室のシステムを用いて体験する。 テーマの選択：海外における医薬品開発動向や副作用情報、さらには医薬品の流通や安全管理等、当演習でのテーマを各自決定する。</p> <p>(1 那須 正夫/8回) (3 小西 廣己/8回) (4 坂崎 文俊/8回) (5 谷 佳津治/8回) (6 富田 晃司/8回) (7 戸村 道夫/8回) (11 水口 博之/8回) (12 名徳 倫明/8回) (13 村上 正裕/8回) (14 森本 正太郎/8回) (15 米田 耕造/8回) (17 池田 賢二/8回) (19 見坂 武彦/8回) (22 西中 徹/8回) (25 長井 克仁/8回)</p> <p>海外情報の収集 (1)：インターネットを通じて必要な情報を収集する。 海外情報の収集 (2)：インターネットを通じて必要な情報を収集する。 海外情報の収集 (3)：インターネットを通じて必要な情報を収集する。 海外情報の分析：収集した情報を精査し、まとめる。 プレゼンテーションの企画 (1)：知的財産に考慮し、プレゼンテーションに使用する情報を決定する。 プレゼンテーションの企画 (2)：プレゼンテーションに使用する情報を決定する。 発表：各自のテーマについて英語で発表し、質疑応答を行う。 総合討論</p> <p>(14 森本 正太郎/1回) セキュリティ、情報の信頼性：ネット社会におけるリスクを理解し、その低減法を具体的に紹介する。</p> <p>(17 池田 賢二/1回) 知的財産の利用法：インターネットにおける国内外の知的財産保護について実例をもとに具体的に紹介する。</p> <p>(28 小山 敏子/3回) 英語によるプレゼンテーション準備 (1)：英語によるプレゼンテーションの基本を解説する。 プレゼンテーション資料の作成：英語によるプレゼンテーション資料を作成する。 英語によるプレゼンテーション準備 (2)：英語による口頭発表原稿を作成する。</p>	オムニバス方式・ 共同 (一部)

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習科目	薬学総合演習	<p>(概要) 将来遭遇する様々な課題の解決には広い視野からの思考が必要となる。本演習では、薬学部各講座のコロキウムなどと連携し、幅広い分野の多岐にわたる最先端の研究に触れる。そして、薬学の全体像を把握するとともに、様々な視点から薬学を捉え、各分野における最新の知見について学ぶことで、得られた科学的データから正しく判断する力、および問題解決能力を培うことを目指す。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(2 伊藤 卓也/1回) 薬用植物や微生物などの天然資源由来の新規生物活性物質の探索研究、及び最新のバイオテクノロジーを使った新規非天然型類縁体の創製研究について討論する。</p> <p>(4 坂崎 文俊/1回) 食品成分による免疫修飾作用に関する最新の知見を紹介し、食品を通じたアレルギー制御の可能性について討論する。</p> <p>(5 谷 佳津治/1回) 環境中における微生物・遺伝子の動態に関する最新の知見を紹介し、ヒトと微生物の関わりについて討論する。</p> <p>(8 中田 雄一郎/1回) 最近の新薬を例に取り上げ、探索から臨床試験、申請・承認の各段階でどのような問題が生じ、解決されたかを医薬品医療機器総合機構等で公開されている情報をもとに討論する。</p> <p>(10 前崎 直容/1回) 合成手法や構造活性相関に関する最新の知見を紹介し、化学反応の反応機構や、生理活性発現の鍵となる化学構造について討論する。</p> <p>(11 水口 博之/1回) 疾患発症シグナルを標的とした新規治療戦略に関する最新の知見を紹介し、その有効性について討論する。</p> <p>(13 村上 正裕/1回) DDSに関する最新の知見を紹介し、医薬品のパラダイムシフトと求められる送達技術の変遷について討論する。</p> <p>(16 池尻 昌宏/1回) 医薬品化学や生物有機化学に関する最新の知見を紹介し、薬物等の分子レベルでの作用機序について討論する。</p> <p>(18 楠本 豊/1回) ワクチンや抗体医薬など、免疫学を応用した予防・治療法の最新の知見を紹介し、その有効性ならびに問題点と今後の展望について討論する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習科目	薬学総合演習	<p>(21 田中 高志/1回) 栄養素による遺伝子発現の制御に関する最新の知見を紹介し、栄養素の働きと遺伝子の関わりについて分子生物学的な視点より討論する。</p> <p>(22 西中 徹/1回) 疾患関連遺伝子とその働きに関する最新の知見を紹介し、病態の生化学的メカニズムについて討論する。</p> <p>(24 宇田川 周子/1回) 薬物治療にあたり、薬物の基本的な物性が及ぼす薬物治療への影響と物性面から考える最適な薬物療法について、討議する。</p> <p>(㊦ 竹橋 正則/1回) 薬物治療の効果や安全性を予測するための検査に関する最新の知見を紹介し、個別化医療の現状について討論する。</p> <p>(25 長井 克仁/1回) 抗がん剤の副作用軽減に関する最新の知見を紹介し、最適ながん化学療法のあり方について討論する。</p> <p>(26 山形 雅代/1回) 疾患関連遺伝子の変異とその病態に関する最新の知見を紹介し、その治療法と問題点について討論する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
演習 科目	特別演習	<p>(概要) 主研究指導教員および副研究指導教員が担当し、特別研究に関連する最新の文献調査、発表などを通じて、内外における当該分野の現状を理解する。また学生も自らの成果を発表する。さらに内外の関連分野の研究者に最新の動向を発表していただき、学生自らの研究の方向性、オリジナリティーを確認する。</p> <p>(全30回)</p> <p>生体機能薬学分野 (6 富田 晃司/30回) (21 田中 高志/30回) 代謝、発生に関わる遺伝子調節機能の理解による病態制御 (7 戸村 道夫/30回) (18 楠本 豊/30回) 可視化による全身レベルの免疫系制御機構の理解による病態制御 (11 水口 博之/30回) 疾患発症シグナルを標的とした新規アレルギー疾患治療法の開発 (13 村上 正裕/30回) バイオ医薬品を中心とする新規の経粘膜送達技術及び製剤 (DDS) の開発 (14 森本 正太郎/30回) (24 宇田川 周子/30回) 医薬品ならびに医薬品関連化合物の磁場効果を利用した品質制御 (22 西中 徹/30回) 病態下において発現変動するタンパク質の機能と発現調節機構に関する研究</p> <p>臨床薬学分野 (3 小西 廣己/30回) 薬物相互作用とその発現メカニズムに関する研究 (12 名徳 倫明/30回) 臨床栄養および感染制御に関する研究 (15 米田 耕造/30回) (26 山形 雅代/30回) 皮膚疾患の病態生理の解明と創薬 (17 池田 賢二/30回) 妊娠時薬物療法の適正化に向けた <i>in vitro</i> モデルに関する研究 (25 長井 克仁/30回) 医薬品誘発性組織障害に対する保護物質の探索研究</p> <p>衛生薬学分野 (1 那須 正夫/30回) 環境変化と水質・大気質に関する統合的理解 (4 坂崎 文俊/30回) (27 山田 佳太/30回) 食品成分によるアレルギー症状改善作用の研究 (5 谷 佳津治/30回) 環境細菌の生態に関する研究 (19 見坂 武彦/30回) 地球規模での細菌の長距離移動に関する環境微生物学的研究</p>	共同（一部）

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究科目	特別研究	<p>(概要) 特別研究科目では、個別指導により、各研究分野において研究者として必要となる高度な専門知識と思考力を身に付けるとともに、自ら課題を見出し解決する能力を養い、最終的には博士論文を作成することを目的とする。また、学生は、自らの研究を通じて複数の視点から考え、視野を広げることの重要性を学ぶ。研究テーマは、1年次に指導教員と学生が十分に相談して決定する。</p> <p>(1 那須 正夫) テーマ：環境変化と水質・大気質に関する統合的理解 衛生薬学は、ヒトが健康で安全に、安心して過ごせる環境をつくりだすことを大きな目的のひとつにしている。生活様式の多様化や健康に対する意識の変化などにより、身近な生活環境が局所的に改変され、私たちの健康に影響を及ぼすことがある。生活環境の改変にあたっては、生態系に対する影響などを複数の視点からとらえることが重要である。本特別研究では、水環境・大気環境中の微生物とナノパーティクルを生活環境の視点から統合的に考察するための学際的な研究を進める。また閉鎖環境をモデルとして、ヒトと微生物の関係を考究する。</p> <p>(3 小西 廣己) テーマ：薬物相互作用とその発現メカニズムに関する研究 医療現場で遭遇する薬物相互作用は、薬物療法の成否に影響する。本特別研究では、正常ラットおよび各種の病態モデルラットを用い、血中薬物濃度推移や組織移行性あるいは血漿タンパク結合能に基づいた動態解析を行い、臨床上で起こりうる薬物相互作用の可能性を評価する。さらに、薬物代謝過程に着目し、臓器ミクロソーム分画中に存在する多様なシトクロムP450 (CYP) 分子種の代謝活性や機能特性の変化を酵素反応速度論的に解析し、得られたパラメータを指標として考察するとともに、CYPタンパク発現量の変動と当該のCYP分子に対応するmRNAへの転写調節との関連性などの分子レベルでの制御機構の有無も明らかにする。このような相互作用の発生メカニズムを多角的に探索することをとおして、その有効な回避法を含め、医薬品適正使用に向けた基盤情報を得ることを目指す。</p> <p>(4 坂崎 文俊) テーマ：食品成分によるアレルギー症状改善作用の研究 免疫機能を修飾する健康食品の開発を目指し、環境因子によって影響を受ける免疫応答を同定する。これまでに、エストラジオールがアレルギー修飾作用を有するインターロイキン-18遺伝子発現を増強することを明らかにしている。そこで他のエストロゲン作用物質、およびエストロゲン抑制物質のアレルギー修飾作用について研究を進める。またエタノールや脂質過酸化物質に起因する酸化ストレスや、セレン化合物など抗酸化物質によるアレルギーの感作段階におけるエフェクターメモリーTリンパ球の機能変化についても解析する。これらの研究を通じて、アレルギー症状を改善する食品の開発を目指す。</p> <p>(5 谷 佳津治) テーマ：環境細菌の生態に関する研究 ヒトは常に多種多様な細菌とともに生活していることから、ヒトの健康を保証するうえで、共存する細菌を理解することが重要である。培養法は細菌学において基本的かつ重要な技術である一方で、環境中の細菌の多くが通常法では培養できず、その現存量を見積もることさえ困難な場合がある。本特別研究では、蛍光染色法や分子生物学的手法などの培養に依存しない手法を用いて、ヒトを取り巻く細菌の現存量や群集構造、また生理活性や機能を明らかにする。また突然変異や遺伝子水平伝播による環境細菌の機能変化について解析する。これらの研究は、環境細菌の真の姿に迫るものであり、得られた知見は、基礎微生物学のみならず、製薬や食品分野などにおける微生物コントロールや微生物リスクの低減などにも寄与する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究 科目	特別研究	<p>(6 富田 晃司) テーマ：代謝、発生に関わる遺伝子調節機能の理解による病態制御発生や代謝に関わる遺伝子の機能、あるいはその遺伝子の発現に関与する調節因子の機能についてレポーター遺伝子アッセイをはじめ種々の実験を行うことで解析し、分子レベルで関連する遺伝子発現の制御機構の解明を試みる。糖尿病およびその合併症などの代謝性疾患の発症には、遺伝子そのもの、あるいは他の遺伝子発現過程への作用によって引き起こされることがある。分子生物学の手法を用いてこれらの遺伝子発現のメカニズムを調べることでより深く病態や発症の機序を理解することを目指す。</p> <p>(7 戸村 道夫) テーマ：可視化による全身レベルの免疫系制御機構の理解による病態制御 色変換蛍光タンパク質発現マウスを用いた臓器間免疫細胞動態評価系、生理機能を可視化出来る新規蛍光タンパク質発現マウス、および細胞系列特異的に蛍光タンパク質を発現するマウスなどを用いた、生体イメージングおよび透明化組織の3次元広領域顕微鏡イメージング、単細胞レベルのタンパク質および遺伝子発現解析技術など最先端の解析手法を組み合わせて用い、免疫系病態モデル、特にアレルギー、腫瘍、腸管免疫系、および口腔免疫系を解析する。そして、免疫系制御機構に関する新しい概念を提唱し、得られた知見を応用した病態制御を目的として研究する。</p> <p>(11 水口 博之) テーマ：疾患発症シグナルを標的とした新規アレルギー疾患治療法の開発 症状の重篤性に強くリンクする疾患感受性遺伝子の発現シグナルを標的とする薬物は、次世代治療薬の有力候補である。これまでに、アレルギー性鼻炎の疾患感受性遺伝子としてヒスタミンH1受容体遺伝子及びIL-9遺伝子を、また、好酸球性炎症による鼻閉などの慢性症状の疾患感受性遺伝子としてIL-33遺伝子を見出している。そこで、これらの遺伝子発現調節機構を明らかにし、天然物由来遺伝子発現抑制化合物を用いたアレルギー性鼻炎の克服を目指す。</p> <p>(12 名徳 倫明) テーマ：臨床栄養および感染制御に関する研究 患者の多くは栄養状態が悪く、輸液や経腸栄養剤にて栄養を補給している。本特別研究では脂肪乳剤での配合変化、薬剤と経腸栄養剤との相互作用等を評価し、静脈栄養療法や経腸栄養療法を行う上での医薬品の適正使用方法を探索する。また、医療現場で大きな問題となっている感染症の原因となる輸液の微生物汚染の影響を評価し、適正な使用方法を提案する。さらに、臨床現場で発生する様々な問題を解決するために、栄養管理チーム（NST）および緩和ケアチーム（PCT）から得られた臨床データ等を利用して、臨床現場と共同で研究を行う。</p> <p>(13 村上 正裕) テーマ：バイオ医薬品を中心とする新規の経粘膜送達技術及び製剤（DDS）の開発 生理活性ペプチドや核酸医薬の安定性の確保、有効性及び安全性の改善のための送達技術並びに製剤の設計・試作・評価、製剤化の方法を研究・開発する。またバイオ医薬品のCMCに関する研究に取り組み、次世代医薬品の製剤特性に関する基盤的知見を集積する。さらには、臨床現場における薬剤学上の課題を解決するため、バイオ医薬品の新規経粘膜送達技術の開発ならびに、患者への負担の少ない経口DDSの開発を目指す。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別研究科目	特別研究	<p>(14 森本 正太郎) テーマ：医薬品ならびに医薬品関連化合物の磁場効果を利用した品質制御 常磁性金属を含む溶液に対する磁場効果に由来する擬似無重力状態の発生により、医薬品関連化合物の良質な結晶の合成が可能である。溶液中の金属イオンの磁性により、金属の結晶成長に伴う、形成速度や形状を含む金属樹の形成過程には、弱い磁場であっても可視的に分析可能な磁場効果を与えること明らかとなってきた。既知の磁場効果を説明するためには、磁場中での溶液の運動に対して、計算機を用いたシミュレーションによるアプローチを組み合わせることが必要不可欠である。既知の磁場効果を踏まえ、実験と計算機シミュレーションの両面から医薬品ならびに医薬品関連化合物の磁場効果を利用した品質制御への応用を探索する。</p> <p>(15 米田 耕造) テーマ：皮膚疾患の病態生理の解明と創薬 近年皮膚の角化のメカニズムが次々と明らかになってきた。それと同時に分子遺伝学の発展にともない数多くの遺伝性皮膚疾患の原因となる遺伝子の変異が同定されてきた。しかし、遺伝子変異が具体的な臨床症状を引き起こす分子レベルでの解析ならびに創薬はまだ緒に就いたばかりである。これらの分子レベルでの解析を進め、おのおのの皮膚疾患の病態生理の詳細を明らかにし、それにもとづく科学的創薬を目指す。</p> <p>(17 池田 賢二) テーマ：妊娠時薬物療法の適正化に向けた <i>in vitro</i> モデルに関する研究 医薬品の胎児安全性は、催奇形性、胎児毒性、胎児移行性などいくつもの評価項目から総合して判断する必要があるが、正確にヒト胎児安全性情報を得ることは困難である。中でも、医薬品のヒト胎児移行性情報は極めて乏しい。母体一胎児血間で物質交換を行っている主要細胞層は、胎盤内絨毛組織の最外殻を構成するシンシチオトロホプラスト（栄養膜合体層）層である。本特別研究では、絨毛がん細胞株、およびiPS細胞由来シンシチオトロホプラスト層を用いた <i>in vitro</i> 医薬品胎児移行性モデルを構築し、医薬品のヒト胎児移行性を評価する。また、胎児血中濃度を予測することによって最適な妊娠時薬物療法を提案することを目的に、胎児ユニットを付加した薬物体内動態予測モデルの研究を行う。</p> <p>(19 見坂 武彦) テーマ：地球規模での細菌の長距離移動に関する環境微生物学的研究 微生物は地球上の広い範囲を移動し、生息に適した環境に定着すると考えられる。渡り鳥とともに細菌が短時間のうちに長距離移動し、種々の生物の生態やヒトの健康に対して影響を与える場合があるものの、その移動の実態についてはいまだ不明な点が多い。蛍光染色法や分子生態学的手法を用いて、渡り鳥の腸内細菌を対象として、群集構造、抗生物質耐性、ゲノム構造などを解析し、公衆衛生学観点から有害微生物の地球規模での環境内動態を理解することを目的として研究を行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特別 研究 科目	特別研究	<p>(22 西中 徹) テーマ：病態下において発現変動するタンパク質の機能と発現調節機構に関する研究 細胞の癌化や生活習慣等に起因する細胞内外からの種々のストレスは、一連のタンパク質の発現を変化させ、それが癌や生活習慣病の悪化の一因となる。そこで、これら病的状況下において発現が変動するタンパク質を同定し、これらの生理機能や発現調節機構を解析することにより、疾病やストレスによって引き起こされる細胞機能の変化や各病態との関係について明らかにする。</p> <p>(25 長井 克仁) テーマ：医薬品誘発性組織障害に対する保護物質の探索研究 医療現場において、薬物による組織障害などの副作用は時として致命的状況に陥ることもある重大な課題であり、特に抗がん剤による化学療法時に頻繁に遭遇する。本特別研究は、これら副作用を回避し得る物質を見出すことを目的とする。動物実験で各種組織障害の指標マーカーの変動や組織形態学的変化を解析して、医薬品副作用を抑制する物質を探索し、組織障害の原因となる炎症や酸化的ストレスに対するその物質の関与を検討する。また培養細胞を用いて、その物質のシグナル伝達系やアポトーシスへの関与を検証する。さらに得られた情報を基に、患者のQOLの向上を目指す。</p>	

学校法人大谷学園 設置認可等に関わる組織の移行表

平成30年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
大阪大谷大学				大阪大谷大学				
文学部				文学部				
日本語日本文学科	50	-	200	日本語日本文学科	50	-	200	
歴史文化学科	50	-	200	歴史文化学科	50	-	200	
教育学部				教育学部				
教育学科	230	-	920	教育学科	230	-	920	
人間社会学部				人間社会学部				
人間社会学科	80	-	320	人間社会学科	80	-	320	
スポーツ健康学科	100	-	400	スポーツ健康学科	100	-	400	
薬学部				薬学部				
薬学科(6年制)	140	-	840	薬学科(6年制)	140	-	840	
計	650	-	2880	計	650	-	2880	
教育専攻科	25	-	25	教育専攻科	25	-	25	
計	25	-	25	計	25	-	25	
大阪大谷大学大学院				大阪大谷大学大学院				
文学研究科				文学研究科				
国語学国文学専攻(M)	6	-	12	国語学国文学専攻(M)	6	-	12	
国語学国文学専攻(D)	3	-	9	国語学国文学専攻(D)	3	-	9	
歴史文化学専攻(M)	4	-	8	歴史文化学専攻(M)	4	-	8	
歴史文化学専攻(D)	2	-	6	歴史文化学専攻(D)	2	-	6	
計	15	-	35	計	15	-	35	
				薬学研究科 研究科の設置				
				薬学専攻(4年制D) (認可申請)				
				計	3	-	12	
				計	18	-	47	

1 (書類等の題名)

校地校舎等の図面 都道府県内における位置関係の図面

2 (出典)

株式会社 昭文社

3 (引用範囲)

大阪府を中心とした近畿地方の部分を引用

4 (その他の説明)

本学の校地、校舎の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



近鉄「大阪阿部野橋」駅	約35分	近鉄長野線「滝谷不動」駅	徒歩 約7分	大阪大谷大学志学台キャンパス
JR「大阪」駅	約56分			
南海「なんば」駅	約36分			
JR「奈良」駅	約50分			
JR「和歌山」駅	約82分			
JR「京都」駅	約87分			

滝谷不動駅から大学までの距離約 600m

※所要時間は目安です。また乗り換え・待ち時間は含みません。



1 (書類等の題名)

校地校舎等の図面 校舎、運動場等の配置図

2 (出典)

吉田地図株式会社

3 (引用範囲)

『精密住宅地図 富田林市 (南部)』

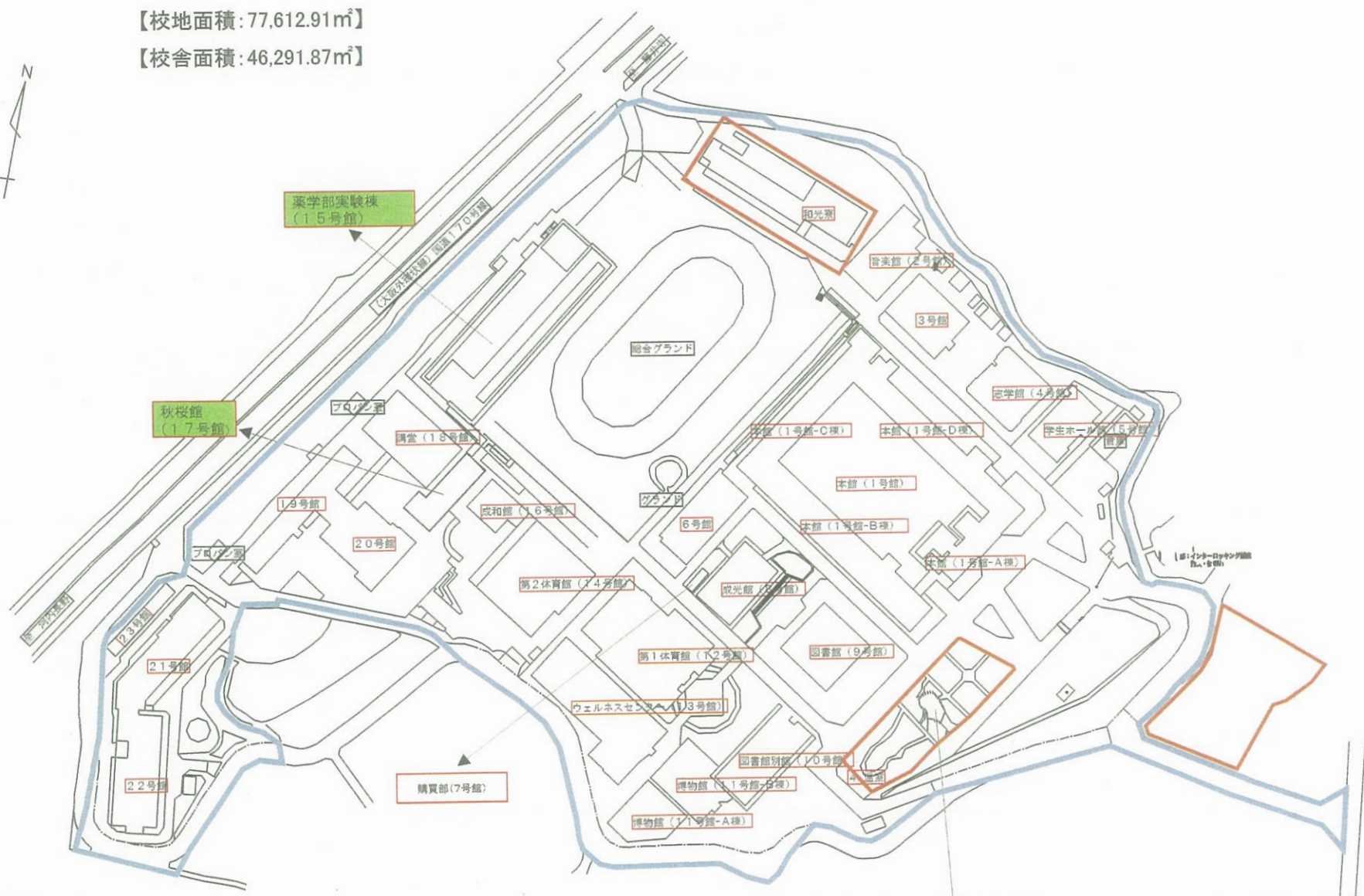
41 ページ、42 ページ、55 ページ、56 ページ、72 ページ

4 (その他の説明)

本学の校舎、運動場等の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

【校地面積: 77,612.91㎡】

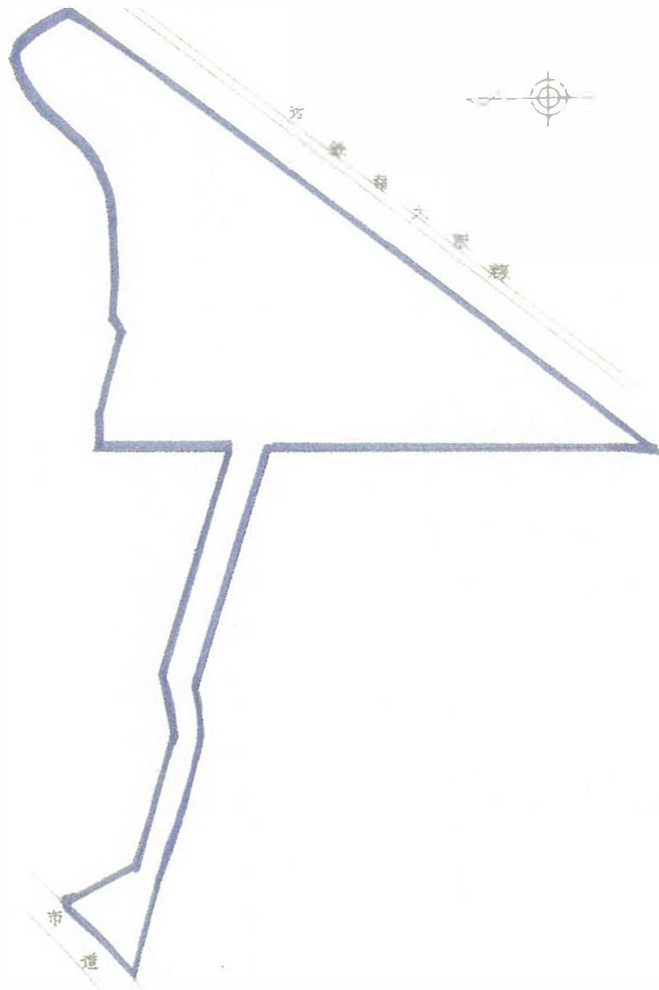
【校舎面積: 46,291.87㎡】



- 校地面積に算入
- 校地面積に不算入
- 薬学研究科 使用施設

万葉植物園・薬学部薬草園

校地面積に算入



大阪大谷大学大学院学則(案)

昭和 50 年 4 月 1 日 制定

平成 31 年 4 月 1 日 改正

第 1 章 総 則

第 1 条 大阪大谷大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学問の真理と大乘仏教の精神を尊重し、学術の理論および応用を教授研究し、社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 本大学院は教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、自ら点検・評価に努める。

2 点検・評価の実施に必要な事項は、別に定める。

第 3 条 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程はこれを前期 2 年の課程および後期 3 年の課程に区分し、その前期 2 年の課程を博士前期課程(以下「前期課程」という。)として取扱い、後期 3 年の課程を博士後期課程(以下「後期課程」という。)とする。

3 前項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程については前項の区分を設けないものとする。

第 4 条 前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第 5 条 後期課程ならびに薬学研究科博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第 6 条 本大学院に次の研究科をおき、専攻を設ける。

研究科	専攻	課程
文学研究科	国語学国文学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	歴史文化学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
薬学研究科	薬学専攻	博士課程

2 前項の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国語学国文学専攻

上代から現代に至る日本語と日本文学の諸相、ひいては日本文化についての豊かな学識を備え、高い研究能力と後進を指導する力を併せ持った人材を育成する。

(2) 歴史文化学専攻

人類が過去に培い、育んできた歴史文化の諸事象を、歴史学・美術史学・考古学の領域から研究

し、専門的研究者としての人材を育成する。

(3) 薬学専攻

近年の生命科学、化学、情報学、医療等の急速な進歩を踏まえて、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識及び思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的な人材を育成する。

第7条 前期課程の修業年限は2年、後期課程の修業年限は3年とする。ただし、薬学研究科博士課程の修業年限は4年とする。

第8条 大学院の在学期間は、前期課程においては通算4年を超えることはできない。後期課程においては、通算6年を超えることができない。ただし、薬学研究科博士課程の在学期間は通算8年を超えることができない。

第9条 本大学院の入学定員・収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程			
		前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	国語学国文学専攻	6	12	3	9
	歴史文化学専攻	4	8	2	6
計		10	20	5	15
研究科	専攻	博士課程			
薬学研究科	薬学専攻	入学定員		収容定員	
		3		12	
計		3		12	

第2章 授業科目と単位制

第10条 本大学院の授業科目・単位数および履修方法については、別表1において定める。

第11条 文学研究科において、中学校教諭1種免許状・高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める、所要の単位を修得しなければならない。

2 専修免許状の所要資格を取得するための教科に関する専門教育科目は、別表1に定める授業科目のうちから修得しなければならない。ただし、下記授業科目は、専修免許状の所要資格を取得するための単位数に含めない。

国語学国文学専攻 「国語」

民俗学特殊研究

4単位

- 日本美術史特殊研究 4 単位
- 日本語教育学特殊研究 4 単位
- 歴史文化学専攻 「地理歴史」「社会」
- 歴史文化学外書講読Ⅰ 4 単位
- 歴史文化学外書講読Ⅱ 4 単位

3 文学研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許教科の種類
文学研究科	国語学国文学専攻	国 語
	歴史文化学専攻	地理歴史(高等学校)
		社会(中学)

第3章 課程の修了および学位の授与

第12条 本大学院において、正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対しては、各科目の評価方法に基づいて評価し、評価基準を満たしたものに所定の単位を与える。

第13条 前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、本大学院学則別表1に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

第14条 後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上、薬学研究科博士課程では4年以上在学し、本学大学院学則別表1に定める単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

2 後期課程に3年以上、あるいは薬学研究科博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得した者には、単位修得証書を授与する。

3 後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、博士の学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする前年度の2月5日までに所定の手続きを経なければならない。

4 後期課程単位修得退学者が大学を離れた後、改めて博士(課程博士)の学位論文提出を希望する場合、後期課程に再入学しなければならない。

第15条 学長は研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、前期課程を修了した者には修士の学位を、後期課程または薬学研究科博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

第16条 本大学院において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

文学研究科

修士(国語学、国文学、文化財学、歴史文化学)

博士(文学)

薬学研究科

博士(薬学)

第 17 条 学位およびその授与についての必要事項は、大阪大谷大学学位規程において、これを定める。

第 4 章 入学・編入学・休学・退学・再入学・復学

第 18 条 入学の時期は、学年の始め 4 月とする。

第 19 条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の入学手続きによって願出するものとする。

第 20 条 本大学院の前期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修学年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 22 歳に達した者

第 21 条 前期課程の入学志願者に対しては、学力検査を行う。

- 2 学力検査は、専攻科目についての筆記試験・外国語試験(国語学国文学専攻は外国語試験を除く。)・口述試験によって行う。

第 22 条 本大学院の後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で 24 歳に達した者

第 23 条 後期課程の入学志願者に対しては、学力検査を行う。

- 2 学力検査は、専攻科目についての筆記試験・外国語試験(国語学国文学専攻は外国語試験を除く。)・口述試験によって行う。

第 24 条 本大学院の薬学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 6 年制の薬学部を卒業した者
- (2) 修士の学位または専門職学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 本大学院薬学研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号または第 2 号に定める課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳以上の者

第 25 条 薬学研究科博士課程の入学志願者に対しては、学力検査を行う。

2 学力検査は、書類審査、筆記試験・外国語試験・口述試験によって行う。

第26条 他の大学院の学生が、所属大学長の承認書を添えて、本大学院文学研究科に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがある。

第27条 入学を許可された者は、所定の期日に、所定の入学手続きを完了しなければならない。

2 前項の手続きを怠るときは、入学許可を取り消すことがある。

第28条 病気その他やむを得ない事由により、長期にわたり欠席しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、休学を願い出、許可を得て休学することができる。

2 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情のある場合は、引き続き一年に限り許可することがある。

3 休学期間は、前期課程は通算して2年、後期課程は通算して3年、薬学研究科博士課程は通算して4年を、それぞれ超えることができない。

4 休学期間は、所定の在学期間に算入しない。

第29条 休学者が復学しようとするときは、保証人との連署の上、復学を願い出、許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、原則として学年の始めとする。

第30条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者および他の大学院へ転学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、願い出なければならない。

第31条 正当な理由で退学した者または学則第32条第3号による除籍者が、再入学を願い出たときには、研究科委員会の議を経て許可を決定する。

2 再入学の時期は、学年の始めとする。

3 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1)第8条に定める在学年限を超えた者
- (2)第28条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3)納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4)長期にわたり所在不明の者
- (5)修業の見込みがないと認められる者
- (6)法に定める在留資格が得られない者
- (7)死亡した者

第5章 科目等履修生、聴講生および外国人留学生

第33条 薬学研究科における授業科目中の、一科目または数科目の履修を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げがない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する手続き等については、別にこれを定める。

第34条 文学研究科における授業科目中の、一科目または数科目の聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げがない限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する手続き等については、別にこれを定める。

第 35 条 外国人で本大学院に入学しようとする者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 文学研究科外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号の一つに該当する者に限る。

前期課程

(1) 外国において、通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者。

(2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者。

(3) 本大学院において、前(1)(2)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者。(ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。)

後期課程

(1) 外国の大学院において、修士の学位に相当する学位を得た者。

(2) 日本の大学院において、外国人留学生として修士の学位を得た者。

3 外国人留学生の取り扱いについては、大阪大谷大学大学院外国人留学生規程の定めるところによる。

4 薬学研究科外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号の一つに該当する者に限る。

薬学研究科博士課程

(1) 外国の大学において、わが国の大学院修士課程または専門職学位課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位に相当する学位を有する者。

第 6 章 研 修 生

第 36 条 修士の学位を有し、本学の施設を使用して研修を希望する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て許否を決定する。

2 研修生に関する手続き等については、別にこれを定める。

第 7 章 入 学 検 定 料 ・ 納 付 金

第 37 条 入学(編入学・再入学を含む。)志願者は、入学検定料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 入学検定料の額は別表 2 に定めるところによる。

3 すでに納付した入学検定料は返還しない。

第 38 条 納付金とは入学金、授業料、科目等履修料、聴講料、研修料をいう。

2 納付金は所定の期日までに納付しなければならない。

3 納付金の額は別表 2 に定めるところによる。

4 納付期日等については、別にこれを定める。

5 休学中の納付金については、その休学期間が各期の全日にわたる場合に限り、別表 2 に定め

るところとする。

- 6 学則第 14 条第 3 項および第 4 項により、博士の学位論文提出のため在学する時の授業料は、別表 2 に定める。
- 7 納付金を延納しなければならない事情があるときは、保証人との連署のうえ、所定の様式により延納願を提出し、許可を受けなければならない。
- 8 既納の納付金は、いかなる事情があろうともこれを返還しない。
- 9 前項にかかわらず、別表 3 に定める入学試験による合格者が所定の入学辞退期間内に入学辞退手続きを完了した場合に限り、入学金以外の納付金は返還することができる。

第 8 章 学生研究室

第 39 条 本大学院に、学生研究室を設ける。

- 2 学部の施設は、必要に応じ、大学院学生の授業・指導および研究のために用いることができる。

第 9 章 賞 罰

第 40 条 人物・学業ともに優秀な者には、表彰することがある。

第 41 条 学生が本大学院の学則に違反し、もしくは学園の秩序を乱し、または学生の本分に反する行為があったときは、その状況によって懲戒を行う。

- 2 懲戒は、譴責・謹慎・停学および退学の 4 種とする。

第 42 条 次の各号の一つに該当するときは、退学させる。

- (1) 第 41 条に基づき、本学園の秩序を乱したり、学生としての本分に反した者。
- (2) 正当な理由なくして学業を怠る者。

第 43 条 賞罰は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

第 10 章 教員および運営組織

第 44 条 文学研究科では、本大学院における授業および研究指導は、「大学院設置基準」第 9 条に規定された資格を有する本学の教授・准教授が担当する。ただし、必要が生じた場合には、教授・准教授・講師が授業を担当することもある。なお、兼任講師に、授業の担当を委嘱することができる。

- 2 薬学研究科では、本大学院における授業および研究指導は、「大学院設置基準」第 9 条に規定された資格を有する本学の教授・准教授・講師が担当する。なお、兼任講師に、授業の担当を委嘱することができる。

第 45 条 本大学院文学研究科ならびに薬学研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は大学院担当教員をもって組織し、研究科長は、教授より互選する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。

4 研究科委員会の事務処理のため、若干名の職員を置く。

第 46 条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する事項
- (4) 研究科の授業科目の増設・変更に関する事項
- (5) 研究の指導および学位論文の審査に関する事項
- (6) 入学試験に関する事項
- (7) 科目等履修生・聴講生・研修生等に関する事項
- (8) 学生の留学・休学・復学および賞罰に関する事項
- (9) 奨学生に関する事項
- (10) 大学院委員会へ推薦する教員の審査に関する事項
- (11) その他研究科に関する事項

第 47 条 研究科委員会は、前条第 1 号および第 2 号に定める事項ならびに前条第 3 号から第 10 号までの事項のうちあらかじめ学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

2 研究科委員会は、前項に規定する場合のほか、前条各号に掲げる事項について、学長等の求めに応じ意見を述べ、または、必要に応じ審議した結果を学長等に述べることができる。

第 48 条 本大学院の統括的運営を図るために大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、学長補佐、研究科長および各専攻代表委員をもって組織し、学長が委員長となる。

3 学長が必要と認めるときは、同委員会に、他の教職員を加えることができる。

4 学長は大学院委員会を招集し、議長となる。学長に不都合が生じたときは、学長補佐が代行する。

5 大学院委員会の事務処理のため、若干名の職員を置く。

第 49 条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則および規程の改廃に関する事項
- (2) 大学院担当教員の選考に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 大学院の予算に関する事項
- (6) その他大学院に関する事項

第 11 章 学年暦

第 50 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 51 条 一学年を、次の 2 期に分ける。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

第52条 休業日は次のとおりとする。授業を行わない。

(1) 日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 本学園創立記念日 10月14日

(3) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月19日まで

(5) 冬季休業 12月23日から翌年1月6日まで

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、臨時に休業日を定めることができる。

附 則

本大学院学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和51年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和53年4月1日から改訂施行する。ただし、昭和53年3月31日までに入学したものの

については、従前の規定による。

附 則

本大学院学則は、昭和56年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和57年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和58年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和59年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和60年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和61年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和62年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、昭和63年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成元年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成2年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成3年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成3年7月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成4年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成5年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成6年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成7年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成10年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成11年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成12年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成13年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成14年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成15年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成16年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成17年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成18年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成19年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成20年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成21年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 22 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 23 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 24 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 25 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 26 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 27 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 28 年4月1日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 29 年4月1日から改訂施行する。

附則

本大学院学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂施行する。

附 則

本大学院学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 1

授業科目・単位数および履修方法

大学院文学研究科の各専攻における授業科目およびその単位数とその履修方法は、次の通りである。

文学研究科

(1) 博士課程前期課程

ア 国語学国文学専攻

授 業 科 目		単 位	<履修方法> 前期課程
A	国語学演習	4	
	国文学演習 I	4	
	国文学演習 II	4	
	国文学演習 III	4	
	国文学演習 IV	4	
	国文学演習 V	4	
	漢文学演習	4	
B	日本語教育学演習	4	(2) 上記の 5 科目 20 単位を含め、A および B に C を加えた開講科目の中から 32 単位以上を取得することを要する。
	国語学特殊研究	4	
	国文学特殊研究 I	4	
	国文学特殊研究 II	4	
	国文学特殊研究 III	4	
	国文学特殊研究 IV	4	
	国文学特殊研究 V	4	
漢文学特殊研究	4		
C	民俗学特殊研究	4	(3) 1 年次の履修単位に制限はない。ただし、2 年次にも 4 単位以上を履修するものとする。
	日本美術史特殊研究	4	
	日本語教育学特殊研究	4	
			(4) 学生は入学後所定の期日内に研究指導を担当する指導教員を選び、その指導のもとに学位論文を作成する。

イ 歴史文化学専攻

授 業 科 目		単 位
A	歴史文化学研究指導及び演習	4
B	歴史文化学特殊研究Ⅰ	4
	歴史文化学特殊研究Ⅱ	4
C	歴史文化学外書講読Ⅰ	4
	歴史文化学外書講読Ⅱ	4
	歴史文化学史料講読Ⅰ	4
	歴史文化学史料講読Ⅱ	4
D	歴史文化学課題研究Ⅰ	4
	歴史文化学課題研究Ⅱ	4
	歴史文化学課題研究Ⅲ	4
	歴史文化学課題研究Ⅳ	4
	歴史文化学課題研究Ⅴ	4
	歴史文化学課題研究Ⅵ	4
	歴史文化学課題研究Ⅶ	4

<履修方法>

前期課程

(1)Aについては、指導教員が担当する授業科目を、1年次および2年次に4単位ずつ、2年間で8単位を履修するものとする。

(2)Bについては、いずれか1科目4単位を必修とする。

(3)Cについては、外書講読及び史料講読各4単位を必修とし、2年間で8単位以上を履修するものとする。

(4)Dについては、2年間で8単位以上を履修するものとする。

(5)A以外については、すでに単位を修得した授業科目を重ねて履修することはできない。

(6)上記条件を満たし、32単位以上を開講科目の中から修得することを要する。

(7)1年次の履修単位に制限はない。ただし、2年次にも4単位以上を履修するものとする。

(8)入学後、所定の期日内に研究指導を担当する教員を決定し、その指導のもとに履修科目を選定し、学位論文を作成する。

文学研究科

(2)博士課程後期課程

ア 国語学国文学専攻

授 業 科 目		単 位
A	国語学演習	4
	国文学演習Ⅰ	4
	国文学演習Ⅱ	4
	国文学演習Ⅲ	4
	国文学演習Ⅳ	4
	国文学演習Ⅴ	4
	漢文学演習	4
	日本語教育学演習	4
B	国語学特殊研究	4
	国文学特殊研究Ⅰ	4
	国文学特殊研究Ⅱ	4
	国文学特殊研究Ⅲ	4
	国文学特殊研究Ⅳ	4
	国文学特殊研究Ⅴ	4
	漢文学特殊研究	4
C	民俗学特殊研究	4
	日本美術史特殊研究	4
	日本語教育学特殊研究	4

<履修方法>

後期課程

(1)AおよびBの中から2科目を必修科目とし、その2科目8単位を含め、AおよびBにCを加えた開講科目の中から12単位以上を履修する。

(2)学生は入学後、所定の期日内に研究指導

を担当する指導教員を選び、その指導のもとに履修すべき科目の選定および学位論文を作成する。

イ 歴史文化学専攻

授 業 科 目		単 位
A	歴史文化学研究指導及び演習	4
C	歴史文化学外書講読Ⅰ	4
	歴史文化学外書講読Ⅱ	4
	歴史文化学史料講読Ⅰ	4
	歴史文化学史料講読Ⅱ	4
D	歴史文化学課題研究Ⅰ	4
	歴史文化学課題研究Ⅱ	4
	歴史文化学課題研究Ⅲ	4
	歴史文化学課題研究Ⅳ	4
	歴史文化学課題研究Ⅴ	4
	歴史文化学課題研究Ⅵ	4
	歴史文化学課題研究Ⅶ	4

<履修方法>

後期課程

- (1)A については、指導教員が担当する授業科目を、1 年次から 3 年次に 4 単位ずつ、3 年間で 12 単位を履修するものとする。
- (2)C については、選択履修科目とし、4 単位以上を履修するのが望ましい。
- (3)D については、選択履修科目とし、4 単位以上を履修するのが望ましい。
- (4)A 以外については、すでに単位を修得した授業科目を重ねて履修することはできない。
- (5)入学後、所定の期日内に研究指導を担当する教員を決定し、その指導のもとに履修科目を選定し、学位論文を作成する。

薬学研究科
 博士課程
 薬学専攻

授業科目		単位	〈履修方法〉
基 盤 科 目	情報薬学特論	1	
	応用生物情報薬学特論	1	
	医薬品有機化学特論	1	
	複合生命薬学特論	1	
専 門 科 目	地域医療薬学特論	2	
	食品機能学特論	1	
	チーム医療薬学特論	1	
	臨床薬物動態学特論	1	
	分子病態生化学特論	2	
	細胞工学特論	1	
細胞解析学特論	1		
演 習 科 目	医療国際比較演習	2	
	薬学総合演習	2	
	特別演習	4	
特 別 研 究 科 目	特別研究	16	

別 表 2

入学検定料・納付金

種別		摘要	金 額
入学検定料			35,000 円(受験時のみ)
入学金			200,000 円(入学時のみ)
授業料	文学研究科		400,000 円(年 額)
	薬学研究科		600,000 円(年 額)
施設費	薬学研究科		100,000 円(年 額)
学位(課程博士)取得のための 在籍に伴う授業料			200,000 円(年 額)
科目等履修料			10,000 円(1 単 位)
聴講料			14,000 円(1 科 目)
研修料			100,000 円(年 額)
休学中の納付金 <在籍料>			60,000 円(各 期)

別 表 3

大学院一般(A 日程・B 日程・C 日程)
大学院社会人(A 日程・B 日程・C 日程)
大学院外国人留学生(A 日程・B 日程)

大学院委員会および研究科委員会規程について

本学大学院の運営に関して、標記委員会を『大阪大谷大学大学院学則』において規定している。

内容については、以下のとおり該当部分を抜粋する。

大阪大谷大学大学院学則（昭和 50 年 4 月 1 日制定）（抜粋）

【略】

第 10 章 教員および運営組織

第 44 条 文学研究科では、本大学院における授業および研究指導は、「大学院設置基準」第 9 条に規定された資格を有する本学の教授・准教授が担当する。ただし、必要が生じた場合には、教授・准教授・講師が授業を担当することもある。なお、兼任講師に、授業の担当を委嘱することができる。

2 薬学研究科では、本大学院における授業および研究指導は、「大学院設置基準」第 9 条に規定された資格を有する本学の教授・准教授・講師が担当する。なお、兼任講師に、授業の担当を委嘱することができる。

第 45 条 本大学院文学研究科ならびに薬学研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は大学院担当教員をもって組織し、研究科長は、教授より互選する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。
- 4 研究科委員会の事務処理のため、若干名の職員を置く。

第 46 条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する事項
- (4) 研究科の授業科目の増設・変更に関する事項
- (5) 研究の指導および学位論文の審査に関する事項
- (6) 入学試験に関する事項
- (7) 科目等履修生・聴講生・研修生等に関する事項
- (8) 学生の留学・休学・復学および賞罰に関する事項

- (9) 奨学生に関する事項
- (10) 大学院委員会へ推薦する教員の審査に関する事項
- (11) その他研究科に関する事項

第 47 条 研究科委員会は、前条第 1 号および第 2 号に定める事項ならびに前条第 3 号から第 10 号までの事項のうちあらかじめ学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 2 研究科委員会は、前項に規定する場合のほか、前条各号に掲げる事項について、学長等の求めに応じ意見を述べ、または、必要に応じ審議した結果を学長等に述べるができる。

第 48 条 本大学院の統括的運営を図るために大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、学長、学長補佐、研究科長および各専攻代表委員をもって組織し、学長が委員長となる。
- 3 学長が必要と認めるときは、同委員会に、他の教職員を加えることができる。
- 4 学長は大学院委員会を招集し、議長となる。学長に不都合が生じたときは、学長補佐が代行する。
- 5 大学院委員会の事務処理のため、若干名の職員を置く。

第 49 条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則および規程の改廃に関する事項
- (2) 大学院担当教員の選考に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 大学院の予算に関する事項
- (6) その他大学院に関する事項

【略】

大阪大谷大学大学院薬学研究科設置の趣旨等を記載した書類

目次

①設置の趣旨及び必要性	・・・ p. 1
②研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・ p. 4
③教育課程の編成の考え方及び特色	・・・ p. 5
④教員組織の編成の考え方及び特色	・・・ p. 10
⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・ p. 11
⑥施設・設備等の整備計画	・・・ p. 18
⑦基礎となる学部との関係	・・・ p. 20
⑧入学者選抜の概要	・・・ p. 20
⑨「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	・・・ p. 22
⑩社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所 (サテライトキャンパス) で実施する場合	・・・ p. 24
⑪管理運営	・・・ p. 25
⑫自己点検・評価	・・・ p. 25
⑬情報の公表	・・・ p. 26
⑭教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・ p. 27

① 設置の趣旨及び必要性

(a) 大阪大谷大学の教育理念と沿革

大阪大谷大学（以下、「本学」という）は、「大乘仏教の精神」に基づき「報恩感謝」を建学の精神とし、命の尊さを深く理解し、人を慈しみ、人の立場に立てる寛容な心を持った人材の育成を目的として、昭和 41（1966）年に大谷女子大学として開学した。その後、社会の急激な変化や多様なニーズにいち早く対応・先導すべく様々な大学改革に取り組み、平成 18（2006）年には男女共学として、名称を現在の大阪大谷大学と改めた。一方、医療において高い専門性と臨床能力を有する薬剤師の養成が社会的ニーズとなり、“薬学部”は本学が標榜する“人と心の教育”が活かされる学部であると判断し、薬学教育 6 年制のスタートに合わせて、同年、6 年制の薬学部を新設した。本学薬学部の使命は、建学の精神および教育理念に基づき“人間性豊かな、かつ、科学者としての薬剤師”を養成することであり、平成 24（2012）年 3 月、第一期生が卒業し、これまでに 706 名（薬剤師として 626 名）の卒業生を社会に送り出している。

(b) 薬学研究科設置の必要性

社会における薬剤師の重要性がこれまで以上に高まるなか、高度な専門的知識及び研究能力を備えた薬剤師を育成することが強く望まれている。薬剤師としての知識をもち、研究機関や製薬会社等において医薬品やその関連分野の研究、開発、情報提供等に従事する研究者や技術者、また公衆衛生等の研究者や行政従事者、薬学教育に関わる教員等、薬学に携わる多様な人材の養成が必要となっている。このような社会の幅広い要望に応えるためには、医療薬学・臨床薬学領域に加えて、薬学に関連する多様な領域の教育・研究の実践の場としての大学院が必要となり、学部教育から大学院教育にいたる一貫した教育体制の構築が望まれている。

本学薬学部は大阪府富田林市に位置し、近畿南部（大阪府南部、奈良県南部、和歌山県）における唯一の薬学部として地域に根ざした教育に力を入れている。周辺地域は古くからの文化が栄え、また近年は大阪近郊の住宅地として開発が進み、医療機関も多いことから、地域の薬剤師会と協定を結び（資料1）、薬剤師を対象とした卒後教育や地域連携を積極的に進めてきた（資料2）。2014年には大阪市阿倍野区に本学ハルカスキャンパスを開設したことから、社会人向けの講座には大阪市内からの受講者も増加している。

受講者からは大学院博士課程でのさらなる研鑽、特に研究を通じた専門知識の修得を希望する声も多く、大阪府薬剤師会、大阪府病院薬剤師会からも本学薬学研究科博士課程の

設置に対して大きな期待が寄せられている（資料3）。また本学部の卒業生においては、毎年、他大学の博士課程に進学する者がいることより、このような大学院進学希望者に対して6年制学士課程の薬学部を基礎とする大学院博士課程を設置することは、大学の責務といえるものである。そこで本学では平成31（2019）年4月を目標に既存の6年制の薬学部を母体とする4年制博士課程である薬学研究科薬学専攻（以下、本研究科という）を設置することとした。

（c） 本研究科の目的

本研究科は、建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「自立・創造・共生」に基づき、「学問の真理と大乘仏教の精神を尊重し、学術の理論および応用を教授研究し、社会の発展と文化の向上に寄与すること」を目的とする。すなわち、本研究科は6年制薬学部を基礎とする薬学研究科薬学専攻の単一専攻科とし、近年の生命科学、化学、情報学、医療等の急速な進歩を踏まえて、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識及び思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的人材を育成することにより、薬学、さらには広く社会に寄与することを目的とする。また、それぞれの分野で活躍するための豊かな人間性と高い倫理観、見識を持ち、自らの知識と経験をもとに、研究はもとより後進を指導教育する能力を有する人材を養成する。すでに地域の医療施設等に勤務する薬剤師等に対しては、科学的検証能力を養うための環境を提供し、高度な専門知識を自らの研究を通じて体系的に修得し、地域医療において先導的に活躍できる人材の育成を目指す。

（d） どのような人材を養成するか

高度に専門化された社会においては、自らが専門とする分野における先進的な専門的知識はもとより、関連する他分野、さらには社会全体を俯瞰できる能力が必要となる。本研究科では建学の精神である「報恩感謝」に基づき、豊かな人間性をもち、薬学分野はもとより、情報分野、また国際社会に深い理解を持つ研究者・教育者並びに高い研究能力を持ち地域医療において先導的に活躍できる人材を養成する。

専門領域においては、現在、また将来直面するであろう多様な課題に専門的知識と思考をもとに取り組み、解決し、新たな道を切り拓くことのできる人材を育成する。

本研究科は、生体機能薬学分野、臨床薬学分野、衛生薬学分野の3分野より構成する。生体機能薬学分野においては、薬学の基礎となる生化学、化学、薬理学等の先駆的研究を通じて、高い専門性と柔軟な思考力を身につけ、研究者、また技術者として科学技術の発

展と文化の向上に貢献する人材を育成する。臨床薬学分野においては、高い研究能力を持ち、専門化・高度化する薬物治療を主導し、医薬品の適正使用及び安全使用を支え、医療現場において生じる多様な課題に対して専門知識をもとに科学的に対応し、チーム医療や地域医療に先導的に貢献できる人材を育成する。衛生薬学分野においては、医薬品のみならず食物、栄養補助食品（サプリメント）、さらには環境学的視点からヒトと環境との関係について考究し、「衛生」を担保し、関係研究・試験機関等の研究者・技術者として活躍できる人材を養成する。

また自ら研究し、得られた結果を世界に広く公表し、新たな分野を切り拓き、社会に貢献できる人材、大学等における教員、地域に根をおろした薬学の専門家として実践的に行動できる人材を育成する。

その基本は、日本学術会議 薬学委員会の報告書『薬学分野の展望（平成 22 年）』で述べられている「新しい薬学教育体制の下で、6 年制学部基礎を置く大学院における養成人材像を考えると、病院・薬局で働く高度な職能を持つ薬剤師の養成に加え、医薬品の研究・開発・情報提供等に従事する研究者や技術者、医薬品承認審査、公衆衛生等の行政従事者、薬学教育に携わる教員等、多様な人材が養成されることになる。」という人材育成の考え方と同じものである。

本研究科のディプロマポリシーを以下に示す。

ディプロマポリシー

1. 報恩感謝の心と幅広い教養

- (1) 互いの「いのち」を尊び、感謝の心で接し合うことができる。
- (2) 生命の尊厳について深い認識をもち、幅広い教養を基に豊かな人間性を身につけ、広く社会に貢献する使命感と高い倫理感をもつ。

2. 専門的な知識・技能

社会の発展と文化の向上に貢献できるよう、薬学領域における専門的な知識・技能を修得している。

3. 問題解決能力

自ら課題を見出し、問題解決に向けて、修得した知識・技能を基に得た自らの成果を考察し、他者と協働して創造的にアプローチすることができる。

4. 自律的・主体的・共感的態度

- (1) 科学や医療、そして社会の変化や高度化に対応して継続して自己の教養と専門性を高め、後進を指導・育成する意欲と態度を身につけている。
- (2) 広く社会と連携するためのコミュニケーション能力を有し、他者の立場に立って行動できる態度を身につけている。

5. 実践力

情報分野、また国際社会に深い理解をもち、専攻分野における高度な専門的知識・技能を活用し、広く社会のために行動する力を身につけている。

(e) 本研究科修了後の具体的進路

文部科学省平成28年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業「薬学教育の改善・充実に関する調査研究」報告書（平成29年3月 日本薬学会）によると、大学院4年制博士課程修了生（平成28年3月修了予定者）の進路は、大学教員25%、病院15%、企業研究職14%、ポスドク（留学を含む）13%、薬局12%の順であった。本研究科修了後は、薬学分野等の研究・試験機関等、薬学にかかわる多様な分野で、医薬品等の研究・開発・情報提供等に従事する研究者や技術者、病院や薬局において先導的に活躍する薬剤師、また公衆衛生等の行政従事者等への進路が想定される。さらには薬学教育機関等における研究職、技術職、および教育職等での活躍も期待される。すでに地域の医療機関等に勤務しながら社会人学生として高度な専門知識と基礎・応用研究能力を修得した薬剤師は、将来の臨床薬学、また医療薬学の新たな道筋を開拓し、地域医療を担う医療機関における活躍が期待される。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、既存の薬学部を基礎とし、近年の生命科学、化学、情報学等の急速な進歩を踏まえて、薬学関連分野の研究者・教育者、並びに高度な専門的知識及び研究能力を備えた薬剤師の育成を目的とすることから、その名称を大阪大谷大学大学院薬学研究科薬学専攻とする。これにあわせて、授与する学位の名称は、博士（薬学）とする。

研究科の名称：大学院薬学研究科

Graduate School of Pharmaceutical Sciences

専攻の名称：薬学専攻

Doctoral Course in Pharmaceutical Sciences

学位の名称：博士（薬学）

Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

(a) 教育の編成の考え方

近年の生命科学や医療、情報学等の急速な進歩をふまえ、基礎薬学から、臨床薬学、衛生薬学までを包括的に学べるよう、科目を基盤科目、専門科目、演習科目、特別研究科目より編成した。

本研究科のカリキュラムポリシーを以下に示す。

カリキュラムポリシー

1. 編成の方針

建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「自立・創造・共生」に基づき、薬学に関わる科目を幅広く履修することによって、自立的に研究を遂行するために必要な能力を体系的に修得できるようにする。

2. カリキュラムの構成

「基盤科目」、「専門科目」、「演習科目」、「特別研究科目」を設置し、自立的に研究を遂行する上で必要な、幅広い教養と専門的な知識・技能、問題解決能力、自律的・主体的・共感的態度、実践力を有する人材の育成をはかる。

3. 教育内容・方法

(1) 報恩感謝の心と幅広い教養

「特別研究科目」、「演習科目」での個別指導を通じて、報恩感謝の心を身につけ、研究者として、自立して研究するために必要な幅広い教養を修得する。

(2) 専門的な知識・技能

「基盤科目」、「専門科目」、「演習科目」、「特別研究科目」の履修により、研究者として必要な高度な専門知識と思考力を身につける。

(3) 問題解決能力

「特別研究科目」、「演習科目」での個別指導を通じて、課題を自ら見出し、研究を遂行することにより問題解決能力を身につける。

(4) 自律的・主体的・共感的態度

「特別研究科目」、「演習科目」での個別指導を通じて、自ら真理を探求し、共感的態度を備えて教育・指導するための能力を身につける。

(5) 実践力

「基盤科目」、「演習科目」の履修により、情報収集、分析、情報共有・発信能力を修得し、国際的視野を身につけるとともに、「特別研究科目」、「演習科目」での個別指導を通じて、成果を広く社会に展開しようとする姿勢を養う。

4. 評価の方法

授業への取り組み、研究成果、発表等での到達度と日常的な研究・教育姿勢をもとに、総合的に評価する。

本研究科は、高い研究能力を持つ専門職、また教育職を目指す学生には専門知識を基礎から理解することが肝要であると考え、講義科目、演習科目においては、それぞれの分野の基盤的知識の充実を目指した。また基礎薬学から臨床薬学、衛生薬学までを幅広く修得できるよう配慮した。さらに可能な限り分野横断型の講義とし、一つの科目を複数の分野の教員がそれぞれの専門性から講義しながらも、全体として一つの大きな方向性を示せるようにした。

基盤科目は、将来、薬学出身者として幅広い分野で活躍するにあたって基盤となる知識を身につけることを目的に、「情報薬学特論」、「応用生物情報薬学特論」、「医薬品有機化学特論」、「複合生命薬学特論」を必修として配置した。

研究・教育分野はもとより、あらゆる分野において情報の収集、分析、共有、及び発信能力は、今後さらに重要になることから、カリキュラム編成においては、情報薬学に関する基盤的知識、並びに技能を早期に修得できるよう1年次前期に「情報薬学特論」及び1または2年次前期に「応用生物情報薬学特論」を配置した。前者では情報社会における基盤的知識である情報ネットワークの原理からシステムの基本概念、情報セキュリティ、後者ではバイオ・インフォマティクスやテキストマイニング等の最新のデータ解析の現状を修得できるようにした。いずれの科目も当該分野を俯瞰できる内容とし、特別研究を通じてより高い専門性を獲得する上での基盤となるようにした。

「情報薬学特論」を補完し、ネット環境を介した情報収集を自らが体験するための演習として「医療国際比較演習」を必修とする。それぞれの学生が選んだテーマに関する海外の現状を情報収集、分析、そしてセミナー形式で共有、発表することによりその有用性と課題を考え、同時に国際的視野が自然と身につくようにした。その指導にあたっては、情報薬学を専門とする教員に加え、学生のテーマに合わせて特別研究を指導する主研究指導教員や副研究指導教員が担当する。ここでの経験は「特別研究」に直接的に応用でき、自らの研究をより効率的に進めることができる。

薬学では化学的視点から構造を捉え、物性や薬効、毒性、さらにはヒトや環境と化学物質との関係とその構造から考究することは、将来、薬学のいずれの分野に進んだ場合にも基本となることから、1または2年次に「医薬品有機化学特論」を配置した。

薬学は、基礎から臨床、さらには社会を対象とする幅広い学問分野からなる総合健康科学である。「複合生命薬学特論」では、将来それぞれの専門分野で活躍するために必要とな

る薬学の幅広い分野の基盤的知識を修得するとともに、同時に開講する「薬学総合演習」では、本研究科の各研究室で開催される研究発表会等に参加することで薬学を俯瞰的に理解できるようにした。

近年、科学、また医療は従来の分野の枠を越えて複合分野として急速に発展している。したがってその理解のためには、これまでの専門分野の枠組みにとらわれることなく、柔軟かつ複眼的な視点で最新の知見を深く追求する必要がある。そこで専門科目は、複数の教員が各科目のテーマに応じて分野横断的にそれぞれの専門分野を担当し、全体として体系的な理解を促すものとした。

特別研究は、本研究科において核となる科目である。研究分野は、生体機能薬学分野、臨床薬学分野、衛生薬学分野の3分野とする。個別指導により、学生の科学的・論理的思考能力を鍛え、自ら課題を見出し解決する能力を養うとともに、各研究分野における高い専門性を修得する。なお、学生に複数の視点から考え、視野を広げることの重要性を示すため、1年次から主研究指導教員に加え、副研究指導教員を決め、定期的に行われる研究会はもとより、日常的にもきめ細かな研究指導ができるようにした。特別研究は、所属研究分野が中心となって開講する特別演習とともにできるだけ早期からの履修が望ましいため、1年次前期から設定した。

ティーチングアシスタント（TA）制度の活用を積極的に推奨し、後進の学生を指導することによって、教えること、また伝えることの面白さと重要性を認識できるようにした（資料4）。同時に教育・指導経験が学生自身の能力の向上に大きく役立つことを体験できるようにした。そして教えることから、人のこころを感じ、豊かな人間性と高い倫理観を醸成できるようにした。なお、TAに従事することで、学生の経済的負担を軽減し、安定した環境で研究に専念でき、より優れた成果が期待できる。

科目一覧

基盤科目

情報薬学特論	必修
応用生物情報薬学特論	必修
医薬品有機化学特論	必修
複合生命薬学特論	必修

専門科目

地域医療薬学特論	選択
食品機能学特論	選択

チーム医療薬学特論	選択
臨床薬物動態学特論	選択
分子病態生化学特論	選択
細胞工学特論	選択
細胞解析学特論	選択

演習科目

医療国際比較演習	必修
薬学総合演習	必修
特別演習	必修

特別研究科目

特別研究	必修
------	----

(b) 分野説明と教育・研究内容

各研究分野の教育・研究内容を以下に記した。

・生体機能薬学分野

発生、増殖、分化から代謝にかかわるタンパク質の発現変化、機能調節を分子レベルで明らかにし、疾病のメカニズムや治療戦略を考究する。また、免疫系は多種の細胞が時間・空間的に制御されている高次複雑系であることから、全身レベルの臓器間細胞移動と移動した細胞の役割を明らかにし、免疫細胞動態の調節による癌・アレルギー疾患の制御を目指す。さらには、薬物の設計、治療部位への的確な送達、生命現象解明のための必須ツールといえる細胞機能解析法や細胞工学的技術などについての知識と技能を修得する。

・臨床薬学分野

医療の専門化、複雑化に伴って、各医療職の協働によるチーム医療が発展してきている。その中で、薬学的観点から医療に貢献するためには、各疾患における薬物療法を熟知するとともに、科学的論理思考が必要である。本分野では、臨床栄養、緩和医療、妊婦・授乳婦の薬物療法の適正化を主要なテーマとする。*In vitro*、*in vivo*のモデル実験、臨床データ解析に基づいた適正医療の推進、さらに薬物療法の発展に貢献することにより、セルフメディケーションを含めた地域医療の質の向上を目指す。

・衛生薬学分野

ヒトが健康で安全に、安心して過ごせる環境を作り出すことを本分野の大きな目

的とする。その実現のため、基礎薬学と臨床薬学との連携など既存の学問分野の壁を超えた融合的研究を進め、ヒトと化学物質、食品、微生物等との関係、さらには医薬品の持つ社会的課題についても考究する。とくに、健康を多角的な視点からとらえ、疾病の予防、医薬品や食品製造における高度な微生物管理、また社会的ニーズの高いサプリメント等に関する基礎と応用研究を進め、社会に直接的に貢献する。

(c) 教育課程の特色

教育課程の特色を以下に示した。本研究科を修了後、幅広い分野で活躍するにあたって必須となる知識、考え方は「基盤科目」で修得できるよう必修にした。情報薬学に関する基盤的な知識を「情報薬学特論」で1年次前期から学び、その具体的な展開を「医療国際比較演習」でネット環境を用いて、海外の情報を収集、分析、共有、発表し、さらにその経験を特別研究に生かすことにより、専門分野の研究を通じて情報と国際感覚が自然に身につくようにしている点は特色の一つである。これによってネットワーク環境・社会の原理・原則、またその可能性と課題、情報セキュリティやデータ処理の基本を自らの経験をもとに理解し、情報を収集、分析、さらには様々な方法で公表できる人材になることが期待される。「応用生物情報薬学特論」では、「情報薬学特論」を基盤に、薬学研究や臨床試験のデザイン、またデータ解析において必須となる知識を修得できるようにした。

また「医薬品有機化学特論」では、化学の視点から物性、薬効、毒性、さらには環境毒性等をとらえ、ヒトと化学物質さらには環境との関係とその化学構造から考究できるようにした。

薬学は多様な学問領域から構成されることから、「薬学総合演習」では、本学薬学部全講座の研究発表会やコロキウム等と連携し、多岐にわたる最先端の研究に触れ、薬学の研究領域全般を俯瞰的に理解できるようにした。

専門科目においては、可能な限り分野横断型の講義とし、これまでの専門分野の枠組みにとらわれることなく一つの科目を複数の分野の教員がそれぞれの専門性から講義し、全体として一つの大きな方向性を示せるようにした。

特別研究科目は、研究を通じて高い専門性を習得することを目的とし、本研究科において中心となる科目である。自ら課題を見だし、自らの成果をもとに考察し、広く世界に公表することにより、研究者としての基本姿勢を学び、将来、幅広い分野で活躍するための基盤を習得する。研究においては日々の個別指導が基本となるが、研究には高い専門性と広い視野が必要なことから、特別研究科目は、早期から主研究指導教員と副研究指導教員を中心に複数の教員が連携して指導し、定期的開催する研究発表会ではその進捗状況

の確認を副研究指導教員が担当するなど、分野の壁を越えた教育を目指している点も特色である。

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

(a) 教員組織編成の考え方

本研究科には基礎となる薬学部の専任教員 51 名（助教 15 名含む）のうち、生体機能薬学、臨床薬学、衛生薬学のそれぞれの分野における高い専門性をもととする教育実績及び優れた研究業績を有する専任教員（教授、准教授、講師）26 名が所属する予定である。また大学院を専ら担当する専任教員 1 名を配置する予定である。

本研究科に就任予定の 27 名の専任教員（教授 15 名、准教授 7 名、講師 5 名）全員が博士の学位を有し、各担当分野における十分な教育実績及び優れた研究業績を持つ。本研究科が掲げる目標を実現するためには、生体機能薬学、臨床薬学、衛生薬学の分野で優れた実績を持つ教員が密に連携する必要がある、個々の教員の専門性を十分に考慮したうえで、体系的な教育・研究体制を構築できるよう教員組織を編成した

専任教員の開設時における年齢構成は、30 歳代 1 名、40 歳代 7 名、50 歳代 14 名、60 歳代 5 名であり、運営にあたって社会人も含む多様な入学生の年齢構成に柔軟に対応できるようバランスのとれた幅広い年齢層の教員配置とした。本学の定年は 65 歳であり、完成年度において 65 歳を超えるものは 1 名であるが、「大阪大谷大学大学院 新設研究科教育職員の任用の特例措置に関する内規」により、研究科等の新設に伴い専任として新規採用する教員で本学の教育・研究の充実及び発展のために特に必要と認められる教授については理事会の決定により 65 歳を超えて雇用できることとなっている（資料 5）（資料 6）。

(b) 教員組織の特色

本研究科の教員組織の特色は、薬学研究の基礎となる科学的知識や思考、技能を実践的に修得できるよう、教員組織を編成した点にある。その実現のため、生体機能薬学、臨床薬学、衛生薬学のいずれの分野においても、高い専門性を持つとともに、3 分野が一体となって教育・研究指導できるよう配慮した。学生の所属する分野の主研究指導教員のほか、副研究指導教員を決め、日常的な研究指導はもとより、演習等を通じてより幅広い視点からのきめこまかな指導が可能となるようにした。幅広い年齢層のバランスのとれた教員配置により、社会人を含む、多様な学生の年齢構成に対応できるようにした。

また学生が幅広い視野を持って広く社会に貢献できるよう「情報薬学特論」においては本学人間社会学部の准教授（情報教育センター副センター長）、「医療国際比較演習」においては本学教育学部の教授（英語教育センター長）を兼担として授業の提供を受ける。

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（a） 教育方法

本研究科では、「教育課程の編成の考え方及びその特色」に述べた考え方にもとづき、1、2年次のうちに将来の進路に必須となる科目を履修する。また入学時より個々の学生に特別研究のテーマを設定し、主研究指導教員と副研究指導教員が一体となって、個々の学生の目標及び適性を考慮して、特別研究のテーマをもとに実践的な研究を通じて当該分野の高い専門性を修得できるようにする。また関連する幅広い専門知識等を修得できるよう研究科の全教員が協同して目標とする人材の育成を行う。主研究指導教員は、指導を担当する学生の履修状況、研究の進捗状況等を定期的に研究科委員会に報告し、定期的に開催する研究発表会では副研究指導教員が座長を務め、幅広い視点からの教育を実現する。

なお、本研究科の授業は、社会人学生の利便性を考慮して、平日午後の特定時間帯及び土曜日に通常及び集中講義を行う。特別研究は、主研究指導教員の所属する分野に配属されて、自律して研究を計画、実施、展開できるよう指導を受ける。なお、病院等に勤務する社会人は、勤務する病院等で研究環境が整備されている場合、そこでの研究指導も可能とするが、研究指導教員とはメールや電話会議システム等を用いて密に連絡をとり日常的な研究指導をうけるとともに、配属された研究室で定期的に行われる演習に参加することになる。研究成果を定期的に学内で発表するとともに、国内外の学会に積極的に発表できるよう指導する。学会発表は自らの研究を広く社会に公表する機会であるとともに、関連分野の最新情報を収集し、さらには研究を取り巻く環境を実感するための場でもあることから、本研究科は学生が国内学会はもとより、国際学会に参加し、発表できるよう予算措置も含めて支援する。

博士課程修了後は、当該分野で活躍することを目的の一つとしているが、同時に幅広い視点で、広く社会に貢献できることも必要である。必修科目はそのような視点で編成し、また専門科目はできるかぎり広く授業科目を選択して、履修できるよう指導する。また、学部主催のスキルアップセミナー、外部講師による特別セミナー等に積極的に参加し、高い専門性と幅広い教養を身につけることのできるよう環境を整備する。さらに、ティーチングアシスタント（TA）制度等を積極的に利用し、学部学生の指導を通して、学生自らの

指導力の向上に努めるよう指導する。各講義科目のシラバスは、学内ネットワーク及びホームページ上に掲載して、公開する。

(b) 履修指導の方法

入学に先立って研究科委員会で、学生の志望、目的に応じて、専門領域の主研究指導教員および副研究指導教員を適切に選出する。入学時に学生は、主研究指導教員および副研究指導教員の助言を受け、適切な授業科目を選択し、履修する。また主研究指導教員および副研究指導教員は、特別研究科目テーマおよび履修スケジュールを学生と十分に相談して決定する。

(c) 研究指導の方法

主研究指導教員は、副研究指導教員の助言並びに研究指導補助教員の補佐を得て、学生の博士論文の作成のために必要な課題研究を主導し、指導する。課題の選定から、関連情報の収集・解析、研究計画の策定、実験、研究結果の考察、成果のまとめ、学会発表、学術雑誌投稿の過程において、学生が主体的に行うように指導する。さらに、当該分野の最新の学術情報を収集し、セミナー等において積極的に発表するとともに自らの研究にフィードバックするよう指導する。

研究計画は、必要に応じて予め本学の「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」、「RI 実験室運営委員会」、「放射線安全委員会」に諮り承認を受けることとする。

動物実験は、「大阪大谷大学動物実験実施規程」に基づいて実施する（資料 16）。また、学長より委嘱された 5 名の教員から構成される「動物実験委員会」が設置され、実験の実施に際しては、事前に動物実験に関する教育訓練を受講の上、「動物実験計画書」を提出し、動物実験委員会による審査承認後に開始できることになっている。また年度毎に動物実験の自己点検票の提出と、教育訓練の再受講が義務づけられている。

遺伝子組換え実験は、「大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全管理規程」および「大阪大谷大学遺伝子組換え実験実施規則」に従って実施する（資料 17）（資料 18）。また、学長より委嘱された 3 名の教員から構成される「遺伝子組換え実験安全委員会」が設置され、実験の実施に際しては、事前に遺伝子組換え教育訓練を受講の上、「遺伝子組換え実験計画書」を提出し、遺伝子組換え実験安全委員会による審査承認後に開始できることになっている。P2 レベルの実験に関しては、本学薬学部実験研究棟 P2 実験施設にて実施する。また、年度毎に実施報告書の提出と、教育訓練の再受講が義務づけられている。

RI 実験は、「大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室放射線障害予防規程」に準じて実

施する（資料 19）。また、放射線取扱主任者 1 名と薬学部教員 2 名から構成される「RI 実験室運営委員会」と「放射線安全委員会」が設置され、実験の実施に際しては、事前に RI 実験に関する教育訓練を受講の上、「放射性同位元素等取扱者登録票」を放射線取扱主任者に提出し、登録後に開始できることになっている。また年度毎に教育訓練の再受講が義務づけられている。

受験前から課程修了に至る具体的な指導プロセスを以下に示す（資料 7）。

<受験前>

大学院入試説明会や特別研究担当教員との面談などを通じて、進学希望者が、研究内容や研究環境などを理解できるようにする。

<入学前>

入学者の特別研究についての希望をもとに、主研究指導教員および副研究指導教員を決定する。

<入学時>

主研究指導教員および副研究指導教員は、特別研究テーマおよび科目履修スケジュールを学生と十分に相談して決定する。なお、ヒトを対象とした研究にあたっては、「大阪大谷大学薬学部の生命倫理委員会規程」に準じて、研究目的、研究計画等の事前審査を行う（資料 8）。

<1 年次>

決定した履修スケジュールに沿って、基盤、専門および演習科目を履修する。さらに、決定したテーマに沿って、特別研究および特別演習を開始する。主研究指導教員および副研究指導教員は、学生から定期的に進捗状況についての報告を受け、その結果について議論しながら研究を進捗させる。年次末には研究進捗発表会を実施し、学生の特別研究の進捗状況と 2 年次からの研究計画の見直しの必要性について確認する。また、TA として学部学生の指導に当たる学生に対しては、学生自らの指導力の向上に努めるよう指導する。

<2 年次>

決定した履修スケジュールに沿って、基盤および専門科目を履修する。1 年次の進捗状況をもとに、特別研究および特別演習を遂行する。主研究指導教員および副研究指導教員は、学生から定期的に進捗状況についての報告を受け、その結果について議論しながら研究を進捗させる。年次末には研究進捗発表会を実施し、学生の特別研究の進捗状況と 3 年次からの方向性を確認する。また、2～4 年次を通して、学内や外部講師による学内セミナー等に積極的に参加し、高い専門性と幅広い教養を身につけるようにする。

<3年次>

2年次までの進捗状況をもとに、特別研究および特別演習を遂行する。主研究指導教員および副研究指導教員は、学生から定期的に進捗状況についての報告を受け、その結果について議論しながら研究を進捗させる。一通りの研究成果が得られたら、データを取りまとめ論文執筆の指導をし、専門学術誌へ投稿する。また、国内外の学会で積極的に発表するよう指導する。年次末には研究進捗発表会を実施し、学生の特別研究の進捗状況と4年次からの方向性を確認する。

<4年次>

3年次までの進捗状況をもとに、特別研究および特別演習を遂行する。主研究指導教員および副研究指導教員は、投稿した論文について追加実験や論文修正などの指導をした結果、受理された時点から、学位論文の作成を指導する。その成果については、国内外の学会で積極的に発表するよう指導する。学位審査申請後、選出された学位審査委員（主査・副査）は、提出された学位論文について助言および指導する。学位審査委員会による、原著論文、学位論文、学位論文研究発表会での質疑応答の審査を経て、研究科委員会が学位審査を最終的に判定する。

(d) 履修モデル

履修モデルを、以下に例示する（資料9）。

A. 薬学分野において先導的に活躍する研究者、また教育者を旨とする例

（生体機能薬学分野）

研究機関や製薬会社で医薬品等の研究・開発・情報提供に従事する研究者や技術者、また薬学教育に携わる教員等、幅広い薬学分野において活躍するための能力を修得する。基盤科目を履修することで、複合的な薬学的視点を修得するとともに、「分子病態生化学特論」の履修により、各種疾患の発症メカニズムを最新の知見とともに分子レベルで理解し、分子をターゲットにした病気の予防法・治療戦略について修得する。さらに、「細胞工学特論」を履修することで、医薬品の研究・開発に必要な、細胞工学技術・遺伝子治療の基本となる遺伝子工学技術を、最新の知見とともに理解し、これらの医学・薬学への応用について修得する。また「細胞解析学特論」の履修により、免疫学的手法を応用した免疫イメージング、フローサイトメトリー、さらにオプトジェネティクスの技術等、細胞解析における最新の技術を基本原理から理解し、これを利用した真核細胞、さらには病原細菌・共生細菌をはじめとする微生物解析等の実際についても修得する。これらの科目履修によって、薬学分野において活躍する研究者、また教育者を旨とする。

B. 研究能力をもとに医療現場において活躍する薬剤師を目指す例

(臨床薬学分野)

薬剤師が、病院また薬局等の医療機関で、医療人としての職能を十分に発揮し、医療に貢献する上で必要となる科学的論理思考、さらには臨床における実践的応用力を修得する。基盤科目の履修により、複合的な薬学的視点を修得するとともに、「食品機能学特論」を履修することで、生命の基本となる栄養を理解し、医薬品のみならず食品、サプリメント、プロバイオティクス等について学び、医療における栄養サポート全般を体系的に修得する。また「地域医療薬学特論」を履修することで、緩和医療、臨床的な栄養管理、セルフメディケーション、感染予防や環境管理など、地域医療に参画する上で必要な知識、技能を総合的に修得する。さらに、「チーム医療薬学特論」を履修することで、チーム医療に参画する上で必要となる薬学専門的知識を修得し、薬学的視点での実践的な問題解決能力の向上を目指す。また、「臨床薬物動態学特論」の履修により、実地医療で遭遇する薬物相互作用に関する最新の知見、および薬物体内動態の臨床的意義の考察から、薬物体内濃度測定と予測に基づいた的確な処方支援を行える高い専門性を身につける。これらの科目履修によって分野横断的かつ専門的な能力を修得し、特別研究における個別研究指導により高い専門性と研究能力を獲得する。なお、特別研究は所属する医療機関等で実施することも可能とし、指導教員はインターネット等を活用して日々の研究を指導する。

6年制薬学部を卒業後、直接、本研究科に入学し、病院等での臨床研究が必要な場合は、本学が協定を結んでいる病院との共同研究により、臨床研究を実施する（資料10）。

C. 衛生薬学分野において活躍する研究者、また教育者を目指す例

(衛生薬学分野)

疾病予防や健康維持・増進を通じてヒトの健康確保に貢献できる研究者また教育者として、保健衛生、環境衛生、食品衛生、栄養、化学物質の毒性などに関する専門知識と思考を身につける。基盤科目を履修することで、複合的な視点で薬学研究の基盤となる知識を身につける。とくに「医薬品有機化学特論」により分子構造から化学物質の生体や環境への作用などを理解できる能力を修得する。「食品機能学特論」を履修することで、健康維持の根本となる栄養としての食品機能さらに健康増進を助ける健康食品等の生体調節機能を理解する。また「地域医療薬学特論」を履修することで感染症予防等、衛生科学、さらには地域の衛生管理に関わる最新の知識を修得する。さらに「細胞工学特論」および「細胞解析学特論」を履修することで最新の細胞・遺伝子工学技術や微生物解析技術を原理から理解し、公衆衛生・食品衛生における検査・分析などへ応用力を修得する。これらの科目

履修によって衛生薬学分野における先導的教育・研究者を目指す。

(e) 修了要件

本研究科のディプロマポリシー（学位授与方針）及び修了要件を、以下に示す。

ディプロマポリシー

1. 報恩感謝の心と幅広い教養

- (1) 互いの「いのち」を尊び、感謝の心で接し合うことができる。
- (2) 生命の尊厳について深い認識をもち、幅広い教養を基に豊かな人間性を身につけ、広く社会に貢献する使命感と高い倫理感をもつ。

2. 専門的な知識・技能

社会の発展と文化の向上に貢献できるよう、薬学領域における専門的な知識・技能を修得している。

3. 問題解決能力

自ら課題を見出し、問題解決に向けて、修得した知識・技能を基に得た自らの成果を考察し、他者と協働して創造的にアプローチすることができる。

4. 自律的・主体的・共感的態度

- (1) 科学や医療、そして社会の変化や高度化に対応して継続して自己の教養と専門性を高め、後進を指導・育成する意欲と態度を身につけている。
- (2) 広く社会と連携するためのコミュニケーション能力を有し、他者の立場に立って行動できる態度を身につけている。

5. 実践力

情報分野、また国際社会に深い理解をもち、専攻分野における高度な専門的知識・技能を活用し、広く社会のために行動する力を身につけている。

修了要件

本研究科に在籍し、(1) 基盤科目 4 単位、専門科目 4 単位以上、演習科目 8 単位及び特別研究科目 16 単位、合計 32 単位以上を修得し、(2) 学位審査に合格したものに対して博士（薬学）の学位を授与する。特別研究科目の単位は、45 時間を 1 単位と定めている。週 4.5 時間、年間 40 週で、1 年あたりに 4 単位に相当することから、特別研究科目に付与する 16 単位は妥当と判断できる。

すなわち、本研究科の課程を修了するものは、専門領域に関連する高度で先端的知識を修得し、かつ常に最新の学術・技術情報等を自律的に収集し、統合的に分析・理解し、かつ説明する能力を修得していること。また、自己研鑽に努め、修得した高度な薬学の知識

を活用してその職責を果たし、かつ、自らが得た新たな情報を共有化し、広く社会に貢献できること。さらに、高い倫理観、豊かな人間性を養い命の尊さを深く理解し、人を慈しみ、人の立場に立てる寛容な心を持って人材育成にたずさわることが期待されること。

(f) 学位審査の方法

本研究科博士課程の修了要件の(1)を満たす学生から学位審査が申請された場合、研究科長はできるだけ速やかに研究科委員会内に学位審査委員会(主査1名、副査2名)を組織し、査読のある学術雑誌への原著論文、学位論文、学位論文研究発表会における質疑応答を厳正かつ総合的に審査し、ディプロマポリシーに照らして学位授与の妥当性を判定する。(資料11)。なお、当該分野における専門性を勘案し、学位審査の主査は副研究指導教員が務め、副査の内1名は他分野でかつ専門領域に最も近い本研究科教員が務めるものとする。研究科委員会が必要と認めた場合には、外部専門家を副査に加えることができるものとする。また審査対象の学生が臨床研究等を行った外部協力機関の指導員の意見を聴取し、それを判定の参考とすることができる。

学位審査委員会は、上記の審査内容及び判定結果を、研究科委員会に提出する。研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席により、学位審査委員会の判定結果報告をもとに、課程修了及び学位の授与の可否について無記名投票で議決する。

(g) 博士論文の公表

博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3カ月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査結果の要約を公表する。また、国立国会図書館のリポジトリシステムにより、博士論文の全文をインターネットを通じて公開する。

(h) 研究の倫理審査体制

本学薬学部には「生命倫理委員会」、本学には「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」が設置されており、適切な運営、管理体制のもと本研究科で実施される研究について倫理的観点から実験並びに試験の目的、計画等の妥当性を審査する。

「生命倫理委員会」では、ヒトを対象とした医学・薬学の研究についての生命倫理に関する事項を審議する。本委員会では、「大阪大谷大学薬学部の生命倫理委員会規程」に基づき、研究目的、研究計画等の事前審査を行う(資料8)。本委員会は、ヒトを対象とした医学・薬学の研究に関して識見を有する薬学部教員(3名)に加え、その他の学識経験を有する他部局の教員(1名)で構成されている。このような審査体制によって、本研究

科で行われる研究についてもその倫理面における妥当性が担保されている。

「動物実験委員会」は、「大阪大谷大学動物実験実施規程」に基づき、本学で実施される動物実験の管理・運営にあたっている（資料 16）。本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」、および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」を踏まえ、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定め、動物実験の適正な実施を確保することを目的としたものである。本委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する薬学部教員（2 名）と実験動物に関して優れた識見を有する薬学部教員（2 名）に加え、その他の学識経験を有する他部局の教員（1 名）で構成されている。

「遺伝子組換え実験安全委員会」は、「大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全管理規程」および「大阪大谷大学遺伝子組換え実験実施規則」に基づき、本学で実施される遺伝子組換え実験の管理・監督にあたっている（資料 17）（資料 18）。本委員会は、遺伝子組換え実験の経験を持つ教員（3 名）から構成され、実験申請時に提出される「遺伝子組換え実験計画書」の審査ならびに年度毎の提出が必須である「遺伝子組換え実験実施計画報告書」の確認、また毎年の教育訓練を実施する。

⑥ 施設・設備等の整備計画

（a）大学院教育・研究に要する設備および機器の整備状況と計画

主要施設は薬学部と共有するが、本研究科専用施設として、大学院生研究室(96 m²)をはじめ、セミナー室 (18 m²)、教員研究室 (22 m²)、データ解析室 (14 m²)、資料室 (15 m²) が新たに薬学部実験研究棟 4 階に整備される（資料 12）。薬学部実験研究棟内には、動物実験室、RI 実験室、その他多くの共通機器室があり、様々な特別研究テーマに対応した設備・機器が設置されている。動物実験室には、マウス約 2,500 匹及びラット約 200 匹が収容できる飼育室（一般飼育室 2 室、安全キャビネットが備わった P2 飼育室 1 室、SPF 動物飼育室 3 室）と実験室 2 室があり、様々な動物実験に対応可能である。RI 実験室は、収容人員は 10 名で、液体シンチレーションカウンターやガンマカウンター等の RI 専用機器が配備されており、β線やγ線を放射する種々の核種を用いた実験が可能である。その他の共通機器室には、様々な特別研究テーマに対応した設備・機器が設置されている（資料 13）。

また、薬学部実験研究棟 1 階に臨床薬学教育センターを設け、模擬薬局、待合室、麻薬管理室、一般製剤室、服薬指導ロールプレイ室、TDM 室、抗がん剤製剤室、クリーンルーム

(無菌製剤)、模擬診察室、DI 室などには、薬剤師の実務に関わる特別研究テーマなどに必要な多くの設備と機器が設置されている。学外の大阪市立大学医学部内には、共同室を含む床面積 38 m²のサテライト研究室があり、情報検索用端末のあるセミナーブースと、サンプルの前処置や機器分析などの基礎的・化学実験が可能な実験スペースからなり、医学部との連携による研究を実施する足場として利用できる。

上記の設備や機器は、薬学部予算と外部資金に係る間接経費の学部配分予算を利用して、毎年拡充が図られている。高額な機器については別途予算が設けられ、最新機種への更新が計画的に行なわれており、研究の遂行に支障をきたすことのないよう整備されている。

情報教育施設としては、4 号館(志学館)に「情報教育センター」が設置され、情報教育また学内ネットワークの運営や維持管理を担当している。4 号館には情報処理演習に必要な機器を整備した教室が 5 教室あり、さらに 19 号館と 21 号館にも情報処理演習室が 4 教室ある。各教室には収容人員と同数のパソコンが設置され、プリンター(教室ごとに 1 台から 6 台)、スキャナー(教室ごとに 1 台または 2 台)も設置されている。

(b) 図書等の資料および図書館の整備状況と計画

図書総数は約 45 万冊(平成 29 年 3 月末現在)で、学生一人あたりの蔵書数は 147.6 冊となり全国の私立大学平均 93.3 冊、国公立大学平均 111.4 冊(日本図書館協会調査「大学図書館統計 2016」)を上回る規模である。

薬学関連図書については、学科設置時 5,595 冊(視聴覚資料を含む)を準備し、その後も教員が厳選した推薦書を中心に収蔵に努め、平成 29 年 3 月末現在で 10,826 冊となった。うち視聴覚資料約 470 点は、授業でも使用できるよう極力著作権処理済みのものを収集している。

電子書籍は、平成 28 年度に「健康スポーツコレクション」として 464 点を購入している。これはスポーツ健康学科の選書であるが、薬学科学生にも有用な資料である。また平成 29 年度は薬学科に特別予算として 520 万円が組み込まれ、さらなる電子書籍の充実が図られる。

逐次刊行物は国内外を合わせて 103 誌を所蔵している。電子ジャーナルについては、ACS・EBSCOhost・Elsevier の ScienceDirect 等、評価の高いパッケージを中心に契約しており、平成 29 年 5 月時点で 8,721 誌の閲覧が可能である。データベースとしては、医中誌・メディカルオンライン・SciFinder・Academic Search Premier 等がある。

図書館システムはネットワークで結ばれており、本学の蔵書検索システム OPAC(Online Public Access Catalogue)はもとより、上記データベース検索、電子ジャーナル・電子書

籍の閲覧、My Library サービス（図書の購入・予約、文献複写・貸借申込み等）が学内外から利用できる。

閲覧座席総数は378席で収容定員（2940名）の約13%を確保している。またラーニングコモンズ（グループ学習室）、視聴覚室、演習室を設置して、学生の多様な要望に応えるようにしている。

⑦ 基礎となる学部との関係

建学の精神の「報恩感謝」に基づく「自立・創造・共生」の教育理念のもと、幅広い教養と医療に関する専門的な知識や技能・態度を身につけることで、科学者の素養を持った、人間性が豊かで、患者中心の医療に貢献できる薬剤師の育成を目指して開設した薬学部薬学科（6年制学士課程）を基礎として、本研究科を設立する。薬学部薬学科の各講座は基礎薬学系（有機化学講座、分子化学講座、生化学講座、分子生物学講座、衛生・微生物学講座）、応用薬学系（薬理学講座、薬剤学講座、衛生・毒性学講座、医薬品化学講座、免疫学講座）、臨床薬学系（臨床薬理学講座、薬物治療学講座、薬物動態学講座、天然薬物学講座、医薬品開発学講座、臨床薬剤学講座、実践医療薬学講座、医療薬学講座、臨床薬学教育支援部門）および薬学教育支援・開発センターより構成される。本大学院では、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識及び思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的人材を育成することを目的に、これらの講座を研究分野に基づいて、生体機能薬学分野、臨床薬学分野、衛生薬学分野の3分野に配置する（資料14）。この3研究分野の専任教員は高い専門性を持つとともに、3研究分野の教員が一体となって教育・研究指導し、高度な研究能力を有し先導的に活躍する薬学研究者および高い専門性と研究能力を持ち医療分野で活躍する薬剤師の養成を目指す。

⑧ 入学者選抜の概要

1. 学生受け入れの方針

本研究科のアドミッションポリシーを以下に示す。

アドミッションポリシー

大阪大谷大学大学院薬学研究科は、建学の精神「報恩感謝」ならびに教育理念「自立・

創造・共生」に基づき、「学問の真理と大乘仏教の精神を尊重し、学術の理論および応用を教授研究し、社会の発展と文化の向上に寄与すること」を目的としています。

この目的を達成するために一般入試、社会人入試などを行い、以下のような資質を持った研究意欲の高い学生を受け入れます。

- (1) 研究に必要な基礎学力と多様な能力をもつ。
 - (2) 各自の専攻領域について、高度な論理的思考力・判断力・表現力をもつ。
 - (3) 自ら研究課題を見出し、真理を探究する意欲をもつ。
 - (4) 多様な人々と協働して諸課題に取り組み、社会に貢献しようとする姿勢をもつ。
-

2. 募集人員

一般入試、社会人入試、あわせて 3 名

科目等履修生 若干名

3. 出願資格

・ 一般入試

- 1) 6 年制課程の大学を卒業した者および卒業見込みの者
- 2) 大学院において修士の学位を取得した者および取得見込みの者
- 3) 本研究科において前記 1)、2) と同等以上の学力があると認められた者
- 4) 外国の大学において、わが国の大学院修士課程または専門職学位課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位に相当する学位を有する者

・ 社会人入試

- 1) 6 年制課程の大学を卒業した者で、3 年以上の社会経験を有する者
- 2) 大学院において修士の学位を取得した者で、3 年以上の社会経験を有する者
- 3) 4 年制課程の大学を卒業した者で、3 年以上の社会経験を有し、本研究科において前記 1)、2) と同等以上の学力があると認められた者

・ 科目等履修生

一般入試の出願資格と同等とする。

4. 選抜方法

一般入試：書類審査、「英語」、「小論文」、面接試験により選抜する。

社会人入試：書類審査、面接試験により選抜する。

科目等履修生：書類審査、面接試験により選抜する。

5. 受け入れる科目等履修生は若干名であり、それに対して専任教員は27名、授業を実施する教室は、17号館302教室（収容定員24名）、17号館303教室（収容定員24名）、ハルカスキャンパスセミナー室（収容定員12名）であることから、教員数、施設面においても問題ない。

⑨ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本学は大阪府富田林市に位置し、近畿南部（大阪府南部、奈良県南部、和歌山県）における唯一の薬系大学として地域に根ざした教育に力を入れ、地域の薬剤師に対する生涯教育も継続的に実施している。この地に薬学研究科博士課程が設置される意義は大きく、薬剤師等の社会人にとって大学院教育を受け易い環境を整えるため、大学院設置基準第14条に基づいた教育を行う。

（a）修業年限

標準修業年限は4年とし、在籍年限は8年を上限とする。

（b）履修指導及び研究指導の方法

社会人学生は業務上の都合で、平日の日中の授業による単位取得は困難であることから、平日の18時30分以降または土曜日に講義科目・演習科目を履修することとする。指導教員は、入学時及び各年度初めに社会人学生と十分に時間をかけて話し合い、業務の都合、繁忙期や学習条件を十分に考慮して、系統的、計画的な履修計画となるよう指導し、研究指導を並行して行えるよう履修指導する。勤務する病院等において特別研究を実施する場合、研究指導教員はメール等を用いて研究指導に当たる。

（c）授業の実施方法

授業については、平日の09:00～18:05の通常授業に加え、月曜日から金曜日の18:30～20:00 および土曜日の13:05～16:20に2コマ開講する。

(d) 教員の負担の程度

大学院教育により、担当教員の授業回数は現状より若干増加するが、大きな負担増とはならないと考える。大学院設置基準第14条特例の実施により平日の夜間および土曜日での勤務等が発生するが、時間割の編成においては事前に担当の教員と調整し、過度の負担とならないようにする。

(e) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館の開館時間は平日 09:00～19:30、土曜日は 09:00～15:00 であるが、社会人学生が研究上必要とする主要な資料はインターネット経由で学外からも24時間アクセス可能で、閉館時間中も教育研究上の支障はないよう配慮している。大学院生が利用可能なパソコン等の情報機器は、各研究室のほか、学部内の各所に設置され、すべて学内 LAN に接続されている。また学生個人のパソコンやタブレット等も学内 LAN に接続できるほか、学外からも大学内の情報資源にもアクセスできる環境を整備している。食堂の営業時間は平日 09:00～20:00、土曜日は 09:00～14:00 となっており、十分に対応可能である。薬学研究科を管轄する事務室に職員を配置しており、学生の状況に応じて必要な対応を行う。

(f) 入学者選抜の概要

社会人を対象とした社会人入試を行う。

- ・ 募集人数

3名（募集人数には一般入試の募集人数を含む）

- ・ 出願資格

- 1) 6年制課程の大学を卒業した者で、3年以上の社会経験を有する者
- 2) 大学院において修士の学位を取得した者で、3年以上の社会経験を有する者
- 3) 4年制課程の大学を卒業した者で、3年以上の社会経験を有し、本研究科において前記1)、2)と同等以上の学力があると認められた者

- ・ 選抜方法

書類審査、面接試験により選抜する。書類審査では、「実務に関する経歴書」、「研究業績書」、「研究に対する抱負」によって、実務経験・研究業績を確認し、研究に必要な基礎学力と多様な能力を評価する。面接試験は、プレゼンテーションおよび口頭試問により行う。実務経験・研究業績に関するプレゼンテーションにより、各自の専攻領域における高度な論理的思考力・判断力・表現力を評価する。口頭試問により、自らの課題を見出し、真理を探究する意欲、多様な人々と協働して諸課題に

取り組み、社会に貢献しようとする姿勢を確認する。

(g) 必要とされる分野であること

病院に勤務する薬剤師はもとより開局薬剤師からの大学院教育に対する期待は大きい。本学の実務実習関連施設等に所属する薬剤師 103 名を対象にしたアンケートの結果では、薬学研究科博士課程に「進学したい」が 7 名 (6.8%) で、「関心がある」が 27 名 (26.2%)、「やや関心がある」が 30 名 (29.1%) となっており、これらの合計は 64 名 (62.1%) で、回答者の 6 割以上が薬学研究科博士課程に何らかの興味・関心を持っている。

さらに、薬学研究科博士課程について「進学したい」「関心がある」「やや関心がある」を選択した回答者 64 名に対して、大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心についても質問した結果、本研究科に「進学したい」が 2 名 (3.1%)、「関心がある」21 名 (32.8%)、「やや関心がある」が 27 名 (42.2%) でこれら合計 50 名 (78.1%) の 8 割近くが本学の薬学研究科になんらかの興味・関心をもっている (資料 15)。また大阪府薬剤師会、大阪府病院薬剤師会からも本学薬学研究科博士課程の設置に対する要望書が寄せられており、薬剤師等社会人からも必要とされる分野といえる (資料 3)。

(h) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

学部科目も含めた担当コマの調整を行うことで、過度な負担とならないよう配慮するとともに、大学院を専ら担当する専任教員 1 名を配置している。

⑩ 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所 (サテライトキャンパス) で実施する場合

大阪大谷大学ハルカスキャンパスは、大阪市南部の中心地に位置する。本学におけるこれまでの社会連携事業において、交通の便のよいサテライトキャンパスでの開講を望む声が多く、社会人学生及び科目等履修生として受講を希望する社会人の利便性に配慮した。一方、6 年制薬学部からの進学者にとっては、科目等履修生として受講する社会人との交流は有益な経験となるものであり、前期・後期の土曜日に同キャンパスにおいて開講する予定である。

⑪ 管理運営

本研究科に大学院担当教員をもって組織する研究科委員会を置き、以下の事項について審議する。(大学院学則第 45 条)

- (1) 学生の入学および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 研究科の教育課程に関する事項
- (4) 研究科の授業科目の増設・変更に関する事項
- (5) 研究の指導および学位論文の審査に関する事項
- (6) 入学試験に関する事項
- (7) 科目等履修生・聴講生・研修生等に関する事項
- (8) 学生の留学・休学・復学および賞罰に関する事項
- (9) 奨学生に関する事項
- (10) 大学院委員会へ推薦する教員の審査に関する事項
- (11) その他研究科に関する事項

また、本学大学院の統括的運営を図るために、本学の大学院学則第 48 条に基づき、大学院委員会を置いている。大学院委員会は、学長、学長補佐、研究科長および各専攻代表委員をもって組織し、以下の事項について審議を行っている。

- (1) 大学院学則および規程の改廃に関する事項
- (2) 大学院担当教員の承認に関する事項
- (3) 学位授与に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 大学院の予算に関する事項
- (6) その他大学院に関する事項

⑫ 自己点検・評価

本学は、平成29(2017)年3月に日本高等教育評価機構による認証評価を受審し、評価の結果、同機構が定める大学評価基準に「適合」していると認定された。評価結果及び自己点検評価書は、大学ホームページに公開するなど広く社会へ公表している。

本学の自己点検・評価については、「大阪大谷大学自己点検・評価に関する規程」に基づき、本学の自己点検・評価全体を統括する大学自己点検・評価委員会を設置するとともに

に、その下部組織として、学部・大学院・事務局ごとの自己点検・評価委員会を設置することで学部や大学院、部局ごとの点検・評価も可能な体制を整備している。

自己点検・評価は、原則3年ごとに実施することとし、持続的な点検・評価体制を構築している。評価基準は、同機構が定める基準を参考に、使命・目的等、学修と教授、経営・管理と財務、自己点検・評価の4つの基準に地域社会貢献・連携を加えた5つの基準で構成している。

さらに、薬学部では、薬学教育評価機構の評価基準を基に「自己評価 21」を平成 21 (2009) 年度に実施し、質の高い 6 年制薬学教育が行われていることを確認している。これらの評価基準に対する評価の結果については、「自己評価書」として、他の報告書と同様に本学ホームページで公表している。

⑬ 情報の公表

本学は、これまでから大学ホームページ (<http://www.osaka-ohtani.ac.jp>) 等を通じて、広く社会に向けて積極的な情報の公表に努めてきた。特に、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 への対応としては、大学ホームページに「情報の公表」のページを設け (<http://www.osaka-ohtani.ac.jp/about/disclosure/>) 以下のような内容を公表している。

1. 教育研究上の目的に関すること
2. 教育研究上の基本組織に関すること
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
4. 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
8. 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
10. 設置申請・届出関係書類に関すること
11. 認証評価及び自己点検・評価に関すること
12. 社会貢献活動に関すること

13. 学則等に関する事
14. 財務情報について
15. 沿革について
16. 教職課程に関する事

⑭ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

ファカルティ・デベロップメント（FD）等の取組みについては、学長を委員長とする自己点検・評価委員会における「自己点検・評価に関する規程」第12条の規定に基づき、FD部会を設置している。FD部会は教務部長を部会長とし、教務部長補佐、各学部長、各学科の選出された教務委員（各1人）、事務局長を委員として、授業改善のための基本方針の策定、研修会及び講習会の開催、教員の教授活動相互研鑽、学生による授業評価の実施、学生の勉学能力の育成、学部間共通カリキュラムの開発支援等を行っている。

部会長は部会で審議、検討し、承認事項を自己点検・評価委員会に報告した後、教授会で周知する体制がとられている。FD等の活動は「報告書」としてまとめられ、専任教員全員及び学園内の各部署に配布される他、文部科学省高等教育局、日本高等教育評価機構等関係機関に送付している。

評価体制については、教員と学生の双方向からの評価（「教員による授業評価」及び「学生による授業評価」）をそれぞれ実施している。

「教員による授業評価」は、各教員の担当科目の授業をDVDに記録し、そのDVDを各教員が自ら分析し評価することを通して行っている。教員の授業評価報告書は5段階評価と自由記述の2段階構成で作成している。前者は10の設問について、DVD確認前の自己評価と確認後の自己評価を5段階の数字で記入する。後者は、課題・改善工夫等5つの項目について記述する。

「学生による授業評価」は平成20(2008)年度からその実施対象及び回数を広げ、原則として専任教員及び非常勤教員の担当する全授業について、前期と後期の2回実施する体制をとっている。薬学部では学生は18項目についての評価をマークシート方式で記載し、自由記述欄も設けている。学生による授業評価の結果に対して、教員はその評価結果の検討、改善計画を記入した「評価考察シート」を作成し、授業改善の方策を考察する体制をとっている。なお、「学生による授業評価アンケート」の結果については、平成24(2012)年度以降の結果より大学のWebポータルサイト「Active Academy」上で閲覧を可能にしている。また、2年毎に各授業評価の結果や研修会及び講習会の記録をFD報告書としてまとめている。

る。

平成 26 (2014) 年度には、教育内容・方法の改善に係る基礎資料を収集・分析するため、IR 委員会を設置し、平成 27 (2015) 年度に「学修行動調査」を実施し、以後、同調査を毎年実施することとしている。その他、3 月末には「卒業時アンケート調査」も実施している。

大阪大谷大学大学院薬学研究科設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

- ・資料 1：大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書
- ・資料 2：大阪大谷大学薬学部地域連携学術交流会開催状況
- ・資料 3：大阪大谷大学大学院薬学研究科の設置に関する要望書
- ・資料 4：大阪大谷大学ティーチング・アシスタント規程
- ・資料 5：大阪大谷大学・大学院定年規程
- ・資料 6：大阪大谷大学大学院 新設研究科教育職員の任用の特例措置に関する内規
- ・資料 7：入学から修了までの研究指導スケジュール
- ・資料 8：大阪大谷大学薬学部の生命倫理委員会規程
- ・資料 9：履修モデル
- ・資料 10：大阪大谷大学薬学部との学部間における特別履修学生の交流協定書等
- ・資料 11：大阪大谷大学学位規程
- ・資料 12：薬学研究科大学院生専用研究室の見取図
- ・資料 13：薬学部実験研究棟の主な共同利用設備及び機器
- ・資料 14：設置する大学院薬学研究科の構成と 6 年制薬学部教育における専門領域の関係
- ・資料 15：大学院 新研究科設置計画に係る入口ニーズ調査報告書
- ・資料 16：大阪大谷大学動物実験実施規程
- ・資料 17：大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- ・資料 18：大阪大谷大学遺伝子組換え実験実施規則
- ・資料 19：大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室放射線障害予防規程

資料 1

大阪狭山市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 大阪狭山市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)大阪狭山市西山台3丁目5-16

大阪狭山市薬剤師会 会長

南 弘二



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下 和之



河内長野市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 河内長野市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)河内長野市菊水町2-13

河内長野市薬剤師会 会長

山下 茂



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下 和之



富田林薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 富田林薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)富田林市向陽台1丁目3-38

富田林薬剤師会 会長

大橋 甲三郎



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下 和久



羽曳野市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 羽曳野市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)羽曳野市菅田4-2-3

羽曳野市薬剤師会 会長

上田憲司



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下和之



藤井寺市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 藤井寺市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

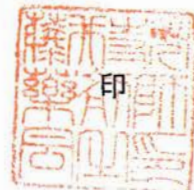
本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)藤井寺市小山9丁目4-33

藤井寺市薬剤師会 会長

福永敬三



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下和之



一般社団法人松原市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 松原市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)松原市田井城3丁目104-2

松原市薬剤師会 会長

磯野元三



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下和之



一般社団法人堺市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 堺市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2014年9月13日

(甲)堺市西区浜寺石津町東4丁2-14

堺市薬剤師会 会長

尾島 博司



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学薬学部長

宮下 和之



資料 2

大阪大谷大学薬学部地域連携学術交流会 開催状況

回数	開催日	テーマ・演題・演者	参加人数
第 1 回	H18年11月11日	医療制度改革と今後の展望 <ul style="list-style-type: none"> ・「処方せん様式変更に伴う後発医薬品の活用」 廣谷芳彦(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「医薬品の安全対策の新展開と薬剤師の役割」 平山佳伸(大阪市立大学医学部 教授) ・「大阪府の薬務行政」 藤田敬三(大阪府健康福祉部薬務課 課長) 	144名
第 2 回	H19年 3月17日	各疾患の病態と最新治療薬 <ul style="list-style-type: none"> ・「循環器病の治療薬」 雪村時人(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「胃癌治療の現況と栄養療法」 飯島正平(箕面市立病院胃腸センター外科 副部長) 	135名
第 3 回	H19年 5月19日	漢方製剤の経験知と科学知及び漢方診療 <ul style="list-style-type: none"> ・「漢方製剤の「使用上の注意」における経験知と科学知 —理気剤と補気剤を中心にして—」 谿 忠人(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「漢方診療の基本と「氣」の失調に繁用される処方解説」 新谷卓弘(近畿大学東洋医学研究所 教授) 	180名
第 4 回	H19年 7月14日	薬剤副作用情報とその対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「副作用情報を患者にどう伝えるか」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「泌尿器科領域の薬剤副作用とその対策」 杉村一誠(太成学院大学看護学部 教授) 	127名
第 5 回	H19年 9月15日	精神・神経領域の治療薬とその臨床 <ul style="list-style-type: none"> ・「神経内科領域の疾患と治療薬」 田中静吾(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「精神科領域の疾患と治療薬 —統合失調症、うつ病を中心に—」 谷口典男(浅香山病院 副院長) 	150名
第 6 回	H20年 5月10日	補完代替医療と薬剤師 <ul style="list-style-type: none"> ・「現代医療の3Pと漢方製剤療法」 谿 忠人(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「補完代替医療とその臨床」 伊藤壽記(大阪大学医学部 教授) 	169名
第 7 回	H20年 7月 5日	緩和医療と薬剤師の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「緩和医療における薬局薬剤師の役割」 山本新一郎(山本保健薬局) ・「緩和医療における病院薬剤師の役割」 名徳倫明(大阪大谷大学薬学部 准教授) ・「緩和医療とその臨床」 後明郁男(彩都友誼会病院 副院長) 	204名
第 8 回	H20年 9月13日	呼吸器疾患とその薬物治療 <ul style="list-style-type: none"> ・「呼吸器疾患に用いられる治療薬とその使用上の注意」 東田有智(近畿大学医学部 教授) ・「呼吸器疾患における臨床と薬物療法」 石原英樹(大阪府立呼吸器・アレルギーセンター 部長) 	149名
第 9 回	H21年 5月 9日	医療安全と薬剤師の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「薬剤関連事故とシステムエラー」 楠本茂雅(ベルランド総合病院医療安全管理室) ・「医療安全対策の現状と今後」 大城 孟(おおしろクリニック 院長) 	141名

第 10 回	H21年 7月 18日	薬学6年制における実務実習に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「病院・薬局実務実習近畿調整機構の取り組み」 西野隆雄(病院・薬局実務実習近畿調整機構 事務局長) ・「モデルコアカリキュラムに準じた実務実習の取り組み」 土屋照雄(岐阜薬科大学薬学科 教授) ・「薬学教育改革ーこれまでの取り組みー」 山元 弘(大阪大学薬学研究科 教授) 	184名
第 11 回	H21年 9月 12日	糖尿病の発症及び治療の最前線 <ul style="list-style-type: none"> ・「メタボリックシンドロームのメカニズムと食事戦略について」 前田和久(大阪大学大学院医学系研究科 准教授) ・「糖尿病合併症予防に向けた最新治療」 幸原晴彦(大阪南医療センター第三内科 医長) 	140名
第 12 回	H22年 5月 8日	栄養の新知見と臨床栄養の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養素と遺伝子発現」 野口民夫(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「医療における栄養療法の役割と今後」 山中英治(若草第一病院 院長) 	161名
第 13 回	H22年 7月 17日	循環器病(高血圧)の治療とその予防 <ul style="list-style-type: none"> ・「CKDから見た高血圧治療と腎機能低下の予防」 石村栄治(大阪市立大学大学院医学研究科 准教授) ・「虚血性心疾患から見た高血圧」 竹内一秀(大阪市立大学大学院医学研究科 教授) 	160名
第 14 回	H22年 9月 4日	よりよい薬学実務実習に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「学生からの病院・薬局実務実習報告」 中尾絵莉奈、和田 宏美(大阪大谷大学5回生) ・「訪問担当教員からの病院・薬局実務実習報告」 小西廣己(大阪大谷大学 教授) 田中高志(大阪大谷大学 講師) ・「指導薬剤師からの病院・薬局実務実習報告」 竹内昌司(市立総合医療センター 薬剤部長) 谷澤 靖博(長崎屋薬局 代表取締役) ・「近畿調整機構による病院・薬局実務実習の取り組みと展望」 掛見正郎(大阪薬科大学 教授) 	169名
第 15 回	H23年 5月 7日	感染症における薬物治療と薬剤師の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「抗菌薬適正使用における薬剤師の役割」 前田頼伸(大阪労災病院 薬剤部長) ・「呼吸器感染症における臨床とその治療」 永井崇之(大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 部長) 	201名
第 16 回	H23年 7月 16日	精神科領域における臨床と薬物治療 <ul style="list-style-type: none"> ・「抗精神病薬の薬効評価と最近の話題」 小山 豊(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「うつ病の診断と抗うつ薬治療の現在」 白川 治(近畿大学医学部 教授) 	165名
第 17 回	H23年 9月 10日	薬学生実務実習のさらなる充実に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「病院・薬局実務実習での大阪大谷大学の取り組み」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「病院・薬局実務実習近畿調整機構の取り組み」 西野隆雄(近畿調整機構 事務局長) ・「指導薬剤師からの病院実務実習の取り組み」 竹内昌司(市立総合医療センター 薬剤部長) ・「指導薬剤師からの薬局実務実習の取り組み」 谷澤靖博(長崎屋薬局 代表取締役) 	114名

第 18 回	H24年 5月19日	医療コミュニケーションの重要性を考える ・「患者さんとのコミュニケーションについて」 森田みつ子(SMC代表) ・「医療コミュニケーションの重要性を考える」 藤崎和彦(岐阜大学医学部 教授)	134名
第 19 回	H24年 7月28日	在宅医療と病院・薬局との連携 ・「外来患者のための地域医療連携と病院薬剤師の役割」 但馬重俊(八尾市立病院 薬剤部長) ・「在宅医療への参画と地域医療における薬局薬剤師の役割」 狭間研至(ファルメディコ(株) 代表取締役社長)	155名
第 20 回	H24年 9月12日	整形外科領域の臨床と最新治療 ・「骨粗鬆症の臨床と最新治療」 橋本 淳(大阪南医療センター 部長) ・「関節リウマチの臨床と最新治療」 乾健太郎(東住吉森本病院整形外科 部長)	193名
第 21 回	H25年 5月11日	病院・薬局実務実習の充実に向けて ・「大阪大谷大学の実務実習への取り組み」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「病院・薬局実務実習の充実に向けて」 平田収正(大阪大学薬学研究科 教授)	141名
第 22 回	H25年 7月13日	口腔ケアと全身疾患との関わり ・「高齢者の歯と栄養摂取」 池邊一典(大阪大学歯学部 講師) ・「歯周病と全身との関連」 北村正博(大阪大学歯学部 准教授)	101名
第 23 回	H25年 9月14日	腎臓疾患領域の臨床と最新治療 ・「慢性腎臓病治療における薬剤師の役割」 平田純生(熊本大学薬学部 教授) ・「腎臓疾患領域の臨床と最新治療」 山内 淳(大阪労災病 院副院長)	142名
第 24 回	H26年 5月10日	病院・薬局実務実習の充実に向けて ・「大阪大谷大学の実務実習への取り組み」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「病院・薬局実務実習の充実に向けて」 平田収正(大阪大学薬学研究科 教授)	145名
第 25 回	H26年 7月 5日	医薬品の適正使用情報の活用と安全性の評価 ・「医薬品情報の過去・現在・未来」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「医薬品副作用被害救済制度について」 見田 活(医薬品医療機器総合機構 課長) ・「医薬品適正使用のための安全性評価と安全対策の実践」 林 昌洋(虎ノ門病院薬剤部 部長)	103名
第 26 回	H26年 9月13日	消化器疾患領域の臨床と最新治療 ・「ウイルス性慢性肝炎の臨床と最新治療」 吉原正治(大阪労災病院 副院長) ・「機能性胃腸障害における臨床と最新治療」 富永和作(大阪市立医大学医学研究科 准教授)	113名
第 27 回	H27年 5月16日	病院・薬局実務実習の現状と問題点 ・「大阪大谷大学の実務実習への取り組み」 名徳倫明(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「平成26年度近畿地区病院・薬局実務実習報告」 西野隆雄(大阪大学薬学研究科 特任教授) ・「実務実習の充実の現状と問題点～新実務実習制度に向けて～」 平田収正(大阪大学薬学研究科 教授)	91名

第 28 回	H27年 7月 11日	高齢者薬物治療における薬剤師の役割 ・「高齢者における薬物動態と医薬品使用時の留意点」 大野能之(東京大学医学部附属病院薬剤部 副部長) ・「高血圧症治療のポイント」 谷山佳弘(近畿大学医学部 准教授)	137名
第 29 回	H27年 9月 12日	皮膚疾患領域の臨床と最新治療 ・「皮膚がんの診断と最新治療」 中川浩一(大阪府済生会富田林病院 部長) ・「アレルギー性皮膚炎の診断と最新治療～皮膚外用療法を中心に～」 片山一郎(大阪大学大学院医学系研究科 教授)	96名
第 30 回	H28年 5月 13日	今後の薬剤師職能と薬剤師の未来 ・「今後の薬剤師職能とチーム医療」 松原和夫(京都大学大学院医学系研究科 教授・薬剤部長) ・「地域医療に真に貢献する薬局薬剤師を目指して」 鈴木 匡(名古屋市立大学大学院薬学系研究科 教授)	156名
第 31 回	H28年 7月 9日	薬剤師のための実践的薬物治療講座 ～第1回糖尿病～ ・「糖尿病の病態と薬物治療」 富田晃司(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「糖尿病薬物療法の基礎知識」 室井延之(赤穂市民病院 薬剤部長)	141名
第 32 回	H28年 9月 10日	薬剤師のための実践的薬物治療講座 ～第2回高血圧症～ ・「高血圧症における薬物療法の実際」 上島悦子(大阪大学薬学研究科 教授) ・「病態に応じた高血圧症薬の使い分けと副作用対策」 久米典昭(神戸学院大学薬学部)	140名
第 33 回	H29年 5月 13日	薬剤師のための実践的薬物治療講座 ～第3回心疾患～ ・「心疾患における薬物療法の実際」 上島悦子(大阪大学薬学研究科 教授) ・「心不全の病態と薬物治療」 林 哲也(大阪薬科大学薬学部 教授)	169名
第 34 回	H29年 7月 8日	薬剤師のための実践的薬物治療講座～第4回脳血管障害～ ・「脳血管障害における薬物療法と薬剤師の役割」 徳山尚吾(神戸学院大学薬学部 教授) ・「急性期脳梗塞の診断と薬物治療」 田中静吾(大阪大谷大学薬学部 教授)	134名
第 35 回	H29年 9月 9日	薬剤師のための実践的薬物治療講座～第5回精神神経疾患～ ・「精神神経疾患における薬物療法と薬剤師の役割」 前田朋子(医療法人杏和会阪南病院 薬剤課長) ・「神経変性疾患の病態と薬物治療」 田中静吾(大阪大谷大学薬学部 教授)	145名

資料 3

大府薬第 99 号

平成29年10月20日

学校法人 大谷学園理事長 左藤 一義 様

大阪大谷大学学長 尾山 眞之助 様

一般社団法人 大阪府薬剤師会

会長 藤 垣 哲 彦



大阪大谷大学大学院薬学研究科の設置に関する要望書

大阪府における薬学及び医療保健のさらなる充実を図るため、本会は、大阪大谷大学に大学院薬学研究科を設置されることを要望いたします。

併せて、薬剤師等の社会人教育にもご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2017年10月26日

学校法人 大谷学園理事長 左藤 一義 殿
大阪大谷大学学長 尾山 眞之助 殿

一般社団法人 大阪府病院薬剤師会
会長 但馬 重



大阪大谷大学大学院薬学研究科の設置に関する要望書

大阪府における薬学及び医療保健のさらなる充実をはかるため、一般社団法人 大阪府病院薬剤師会は、大阪大谷大学に大学院薬学研究科を設置されるよう要望いたします。

また、地域完結型医療に貢献出来る薬剤師の育成並びに臨床現場にて働く薬剤師の資質向上等の社会人教育にご配慮いただくようお願いいたします。

資料 4

大阪大谷大学ティーチング・アシスタント規程

(平成 21 年 4 月 1 日 制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大谷大学（以下「本学」という）におけるティーチング・アシスタント制度（以下「TA制度」という）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 TA制度は、本学大学院に在学する学生の教育研究の充実振興および学部教育の充実ならびに教育研究の後継者の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において「TA」とは、所定の手続きを経て学校法人大谷学園（以下「本学園」という）と雇用契約を締結し、教員の補助者として授業に関する教育補助業務に従事する者をいう。

(職務)

第 4 条 TAは、科目担当教員の指示監督のもとで、次の各号に掲げる教育補助業務に従事する。

- (1) 講義および演習の補助
- (2) 実験・実習の補助（技術上の助言、準備および機器の整備等を含む）
- (3) その他TAを必要とすると認められた授業科目に関する教育業務の補助

2 科目担当教員は、所属TAの業務従事状況を適切に把握しなければならない。

(配置申請)

第 5 条 学部長は、TAを置く必要があると認めるときは、次の事項を明記した配置申請書（別記様式 1）を、教務部長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) TAを置くことを必要とする理由および効果
- (2) 配置する期間および時間
- (3) その他必要な書類

(提出書類)

第 6 条 TAに応募しようとする者は、次の各号に掲げる書類を教務課に提出しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる健康診断書は採用が決定した場合に限るものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書（最近 3 ヶ月以内受診のもの）
- (3) 写真（最近 3 ヶ月以内に撮影されたもの）
- (4) 指導教員の承諾書
- (5) その他本学が必要と認める書類

(選考および採用)

第 7 条 TAの選考は、本学大学院に在籍する学生の中から、専攻代表の推薦する成績優秀で教育的指導力を有する者を対象として行うものとし、学部長・研究科長で協議の上、学長が採用者を決定し、その採用について理事長に上申して決裁を得るものとする。

2 TAを採用することができる人数は、原則として、各専攻若干名とする。

3 法人本部事務局において、第1項の規定による採用決定者（健康診断の結果が「就労可能な者」に限る）と労働契約書を締結する。

（雇用期間）

第8条 TAとしての雇用期間は、1年以内とする。ただし、本学大学院に在籍している間は、更新することができる。

2 TAの採用の始期は、4月1日とし、終期は翌年3月31日とすることを原則とする。

（業務従事時間）

第9条 TAの業務従事時間は、原則として週1コマ、年間30コマとする。

（給与）

第10条 TAの給与（手当）は、別途法人本部事務局にて定める。

（採用取消し）

第11条 TAが次の各号の一に該当すると認めるときは、研究科委員会の議を経て学長が採用取り消しを理事長に上申して決裁を得るものとする。

- (1) 学業をおろそかにしていると認められるとき。
- (2) 大阪大谷大学大学院学則第34条の規定により、懲戒の処分を受けたとき、またはこれに相当すると認められるとき。
- (3) 休学、若しくは退学したとき、または成業の見込みがないとき。
- (4) 業務につき、授業科目の担当教員の指示監督に従わないとき。
- (5) 本人から採用辞退の申出があったとき。
- (6) その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

（服務）

第12条 TAは、当該授業科目の担当教員の命に服して業務を行なわなければならない。

2 TAは、業務上知り得た秘密および学生の個人情報等を他に漏らしてはならない。

3 TAは、業務終了の都度、各専攻事務室に備付けるTA業務確認票（別記様式2）に記入し、押印しなければならない。

4 TAが、病気等本人の都合により所定の業務に就くことができなかつたときは、欠勤とし、当該手当は支給しない。

（実績報告）

第13条 学部長は、毎年度の終わりに当該年度のTAに係る実績報告書（別記様式3）を、学長および研究科長に提出しなければならない。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、各学部教授会の意見を聴き、大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

資料 5

大阪大谷大学・大学院定年規程

(昭和47年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この規定は大阪大谷大学・大学院に勤務する職員（教育職員・事務職員・技術職員）の定年に関する事項を定めたものである。

(定義)

第2条 定年とは定められた年令に達することによって、職員としての身分を失う年令をいう。

(定年)

第3条 職員の定年は満65歳とする。

2 第1項に規定する職員の退職時期は、満65歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度末の3月31日とする。

(特別任用者)

第4条 学園の運営上、理事長が特に必要と認めた場合、学長及び学長代行については特別任用者として、前条第1項に規定する年限を超えて再任用することができる。ただし、上記の再任用にあたっては、1年毎に契約を更新するものとする。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年3月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成8年8月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

資料 6

大阪大谷大学大学院 新設研究科教育職員の任用の特例措置に関する内規

平成 30 年 1 月 30 日制定

(目的)

第 1 条 この内規は、大阪大谷大学大学院に研究科を新設するにあたり、満 65 歳を超える教育職員の特例による任用を定めたものである。

(任用)

第 2 条 理事長が特に必要と認める場合には、大阪大谷大学・大学院定年規程にかかわらず、65 歳を超える専任の教育職員を当該研究科の教授として新たに任用することができる。

2 当該教育職員の任用は、大阪大谷大学教育職員任用基準および大阪大谷大学教育職員資格審査規程に準拠し、理事長が行う。

(任用期間)

第 3 条 当該教育職員の任用期間は、原則として、当該研究科の完成年度までの期間とする。

(勤務・給与等)

第 4 条 当該教育職員の授業担当時間数、勤務日数、勤務内容、給与等については、契約時に定めるものとする。

附則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

資料 7

入学から修了までの研究指導スケジュール

	内容	指導者または担当
受験前 10～12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院入試説明会 ・進学希望者との面談 	研究科委員会 特別研究担当教員
入学前 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・主および副研究指導教員の決定 	研究科委員会
入学時 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究テーマの決定 必要に応じて生命倫理委員会への申請 ・履修スケジュールの決定 	主・副研究指導教員 生命倫理委員会 主・副研究指導教員
1年次 4月 4月～ 4月～ 1～3月 1～3月 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究・特別演習の開始 ・基盤および専門科目の履修 ・演習科目の履修 ・研究進捗発表会 ・研究の進捗状況確認 ・TAとしての学部生指導 	主・副研究指導教員 各科目担当教員 各科目担当教員 全教員 研究科委員会 担当教員
2年次 通年 4月～ 随時 1～3月 1～3月 通年	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究・特別演習の遂行 ・基盤および専門科目の履修 ・学内セミナーの参加 ・研究進捗発表会 ・研究の進捗状況確認 ・TAとしての学部生指導 	主・副研究指導教員 各科目担当教員 担当教員、外部講師も含む 全教員 研究科委員会 担当教員
3年次 通年 随時 1～3月 1～3月 通年 随時 随時	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究・特別演習の遂行 ・学内セミナーの参加 ・研究進捗発表会 ・研究の進捗状況確認 ・TAとしての学部生指導 ・国内（外）学会での発表 ・専門学術誌への投稿準備・投稿 	主・副研究指導教員 担当教員、外部講師も含む 全教員 研究科委員会 担当教員 主・副研究指導教員 主・副研究指導教員
4年次 通年 随時 随時 通年 ～12月 ～12月 ～12月 ～2月 1～2月 1～2月 2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究・特別演習の遂行 ・学内セミナーの参加 ・国内（外）学会での発表 ・TAとしての学部生指導 ・専門学術誌への受理 ・学位論文作成および学位審査申請 ・学位審査委員（主査・副査）の選出 ・論文指導 ・学位論文研究発表会 ・原著論文、学位論文、学位論文研究発表会での質疑応答の審査 ・学位審査の判定 	主・副研究指導教員 担当教員、外部講師も含む 主・副研究指導教員 担当教員 主・副研究指導教員 主・副研究指導教員 研究科委員会 学位審査委員会 研究科委員会 学位審査委員会 研究科委員会

資料 8

大阪大谷大学薬学部の生命倫理委員会規程

(平成19年4月1日 制定)

(目的)

第1条 大阪大谷大学薬学部（以下「薬学部」という）で行われるヒトを対象とした医学・薬学の研究（以下「研究」という）についての生命倫理に関する事項をヘルシンキ宣言（世界医師会、2004年改訂）の趣旨に添い審議することを目的として、大阪大谷大学薬学部に「生命倫理委員会」（以下「倫理委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 倫理委員会は、前条の目的に基づき次の任務を行う。

- (1) 生命倫理の在り方についての必要事項を調査検討し審議する。
- (2) 薬学部で行われるヒトを対象とした医学・薬学研究の実施責任者から申請された実施計画の内容並びに研究等の成果の公表に関して審議し、意見を述べ指針をあたえる。

(組織)

第3条 倫理委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 薬学部の教授 3名
 - (2) 薬学部以外の学識研究者 若干名
- 2 前項の委員は、薬学部長が委嘱する。
 - 3 第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、当該任期の途中において新たに委嘱する委員の任期は、薬学部長が定めるものとする。
 - 4 倫理委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
 - 5 委員長は、倫理委員会を招集し、議長となる。
 - 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
 - 7 倫理委員会は、過半数の委員が出席し、かつ第1項の各号委員から、それぞれ少なくとも1名の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 8 委員会審議事項のうち、委員長は、書類審議に適していると判断される事項については、書類送付により審議をすることができる。この場合、審議事項についての結論は、委員の3分の2以上の合意により定めるものとする。
 - 9 倫理委員会は、委員長があらかじめ指名した委員による迅速審査を行うことができる。迅速審査の結果は、その審査を行った委員以外の全ての委員に報告されなければならない。この場合の指針書には迅速審査であることを、明記しておくものとする。
- 第3条の2 倫理委員会は、特定の課題について審議する場合、もしくは申請された実施計画についての専門的な立場からの調査及び検討が必要な場合に、前条の委員の他に薬学部長が必要と認める者をその委員として加えることができる。
- 2 前項の委員は、薬学部長が委嘱する。
 - 3 第1項の委員の任期は、薬学部長が別に定める。

(審議の方針)

第4条 倫理委員会は、第1条の目的に基づき、第2条に掲げる事項に関して医学的、倫理的、社会的な面から調査検討し審議する。審議を行うにあたり、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人（以下「個人」という）の人権の擁護
- (2) その個人に理解を求め同意を得る件
- (3) 研究等によって生じる個人への不利益及び危険性と医学上の貢献度の予測
- (4) 個人情報保護

（実施計画の審議）

第5条 倫理委員会は実施責任者に出席を求め、実施計画の内容等の説明及び意見の聴取をすることができる。ただし、実施責任者が委員である場合は委員会の審議に参加することはできない。

- 2 審議事項についての結論は、出席委員の3分の2以上の合意により定めるものとする。
- 3 倫理委員会は、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護等のため非公開とすることが必要な部分を除き、審議経過及び結論の内容を原則として公開するものとする。

（委員以外の出席）

第6条 倫理委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

- 2 倫理委員会の委員長が、前項の委員以外の者に出席を要請する。

（申請手続及び判定の通知）

第7条 研究等の実施を計画し、倫理委員会の意見及び指針を求める場合には、実施責任者は「ヒトを対象とした医学・薬学研究申請書」に必要事項を記入し、倫理委員会の委員長に提出しなければならない。

- 2 倫理委員会の委員長は、審議終了後速やかに、その結果に基づき通知書に意見を付して、申請者に指針をあたえなければならない。
- 3 実施責任者が、実施計画に基づいて実施された研究等の成果の公表を希望し、事前に公表の可否並びにその内容及び方法について倫理委員会に具申書に必要事項を記入して提出した場合には、倫理委員会は実施責任者に意見及び指針をあたえるものとする。

（本規定の改正）

第8条 本規定の改正は、薬学部教授会の議を経なければならない。

（庶務）

第9条 倫理委員会に関する庶務は、薬学部事務部において処理する。

（審査記録の保存期間）

第10条 倫理委員会の審査記録の保存期間は、20年とする。

（英文名称）

第11条 倫理委員会の英文名称は、Osaka Ohtani University Faculty of Pharmacy Ethics Committeeとする。

附 則

1. 本規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. 本規程に定めるもののほか、この施行にあたって必要な事項は、倫理委員会が別に定める。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

資料 9

履修モデル

A. 薬学分野において先導的に活躍する研究者、また教育者を旨す例

(生体機能薬学分野)

年次	講義科目	演習科目	特別研究科目
1年次	○△□複合生命薬学特論 ○△□情報薬学特論 ○△□応用生物情報薬学特論 ○分子病態生化学特論	○△□医療国際比較演習 ○△□薬学総合演習 ○特別演習(生体)	○特別研究(生体)
2年次	○△□医薬品有機化学特論 ○□細胞解析学特論 ○□細胞工学特論	○特別演習(生体)	○特別研究(生体)
3年次		○特別演習(生体)	○特別研究(生体)
4年次		○特別演習(生体)	○特別研究(生体)

○生体機能薬学分野、△臨床薬学分野、□衛生薬学分野

B. 研究能力をもとに医療現場において活躍する薬剤師を旨す例

(臨床薬学分野)

年次	講義科目	演習科目	特別研究科目
1年次	○△□複合生命薬学特論 ○△□情報薬学特論 ○△□応用生物情報薬学特論 △□地域医療薬学特論 △□食品機能学特論	○△□医療国際比較演習 ○△□薬学総合演習 △特別演習(臨床)	△特別研究(臨床)
2年次	○△□医薬品有機化学特論 △チーム医療薬学特論 △臨床薬物動態学特論	△特別演習(臨床)	△特別研究(臨床)
3年次		△特別演習(臨床)	△特別研究(臨床)
4年次		△特別演習(臨床)	△特別研究(臨床)

○生体機能薬学分野、△臨床薬学分野、□衛生薬学分野

C. 衛生薬学分野において活躍する研究者、また教育者をめざす例

(衛生薬学分野)

年次	講義科目	演習科目	特別研究科目
1年次	<input type="radio"/> △ <input type="checkbox"/> 複合生命薬学特論 <input type="radio"/> △ <input type="checkbox"/> 情報薬学特論 <input type="radio"/> △ <input type="checkbox"/> 応用生物情報薬学特論 <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> 地域医療薬学特論 <input type="checkbox"/> △ <input type="checkbox"/> 食品機能学特論	<input type="radio"/> △ <input type="checkbox"/> 医療国際比較演習 <input type="radio"/> △ <input type="checkbox"/> 薬学総合演習 <input type="checkbox"/> 特別演習（衛生）	<input type="checkbox"/> 特別研究（衛生）
2年次	<input type="radio"/> △ <input type="checkbox"/> 医薬品有機化学特論 <input type="checkbox"/> 細胞解析学特論 <input type="checkbox"/> 細胞工学特論	<input type="checkbox"/> 特別演習（衛生）	<input type="checkbox"/> 特別研究（衛生）
3年次		<input type="checkbox"/> 特別演習（衛生）	<input type="checkbox"/> 特別研究（衛生）
4年次		<input type="checkbox"/> 特別演習（衛生）	<input type="checkbox"/> 特別研究（衛生）

○生体機能薬学分野、△臨床薬学分野、□衛生薬学分野

資料 10

大阪市立大学医学部と大阪大谷大学薬学部との学部間における
特別履修学生の交流協定書

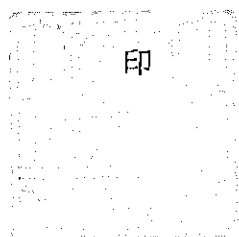
大阪市立大学医学部と大阪大谷大学薬学部は、両学部間の交流と協力を推進し、教育の充実を図るため、学生が相互に必要な教育指導を受けることを認めることに合意したのでこの協定を締結し、次のように実施する。

- 1 両学部にて在学する学生が相手学部において必要な教育指導を受けることを希望し、それぞれの学部が教育上有益と認めたとき、学生は相手校の指導教官のもとで特別履修学生として、所要の教育指導を受けることができるものとする。
- 2 両学部は、本協定により受け入れた特別履修学生の授業料は徴収しないものとする。
- 3 両学部は、特別履修学生が教育指導を受ける上で必要な設備の利用については便宜を供与するものとする。
- 4 この協定の有効期限は、平成 23 年 4 月 1 日から 5 年間とし、両学部の相互の承認により更新又は変更することができるものとする。
- 5 この協定書に定めない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、双方協議してこれを定める。
この協定の締結を証するため、この協定書 2 通作成し、両者記名、押印の上、各自 1 通を保有する。

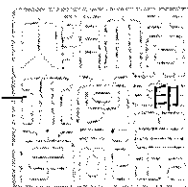
平成 23 年 3 月 17 日
大阪市立大学医学部長

平成 23 年 3 月 17 日
大阪大谷大学薬学部長

石河 修 印



田中 慶一 印



独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センターと
大阪大谷大学との学術交流等に関する包括協定書

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター（以下「甲」という。）と大阪大谷大学（以下「乙」という。）は、教育・研究活動及び医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究及び医療技術等の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的として、本包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教育、研究及び医療に関する相互支援並びに協力に関すること
- (2) 甲の職員及び乙の教職員の相互交流に関すること
- (3) 社会貢献に関すること
- (4) 薬学生の実習等の受け入れに関すること
- (5) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(担当窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるために、甲及び乙に担当窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担するものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3ヶ月前までに協議するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

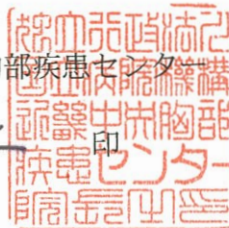
平成25年 6月26日

(甲) 大阪府堺市北区長曾根町1180番地

独立行政法人国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター

院長

林 清二



(乙) 大阪府富田林市錦織北3丁目11番1号

大阪大谷大学

学長

笠中 高栄



資料 1 1

大阪大谷大学学位規程

(昭和 50 年 4 月 1 日 制定)

第 1 章 総則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、本学において授与する学位の種類、学位論文の審査方法、試験および学力の確認の方法、その他学位に関して必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士とする。

(1) 学士学位

学 部	学科・専攻	学 位
文学部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	歴史文化学科	歴史文化学
教育学部	教育学科	教育学
人間社会学部	人間社会学科	人間社会学
	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
薬学部	薬学科	薬学

(2) 修士学位

研究科	専攻	学 位
文学研究科	国語学国文学専攻	国語学 国文学
	歴史文化学専攻	歴史文化学

(3) 博士の学位

研究科	専攻	学 位
文学研究科	国語学国文学専攻 歴史文化学専攻	文学
	薬学専攻	薬学

第 2 章 学士の学位

学士の学位授与は、本学学則によるほか次に定めるところによるものとする。

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 文学部、教育福祉学部、教育学部、人間社会学部においては4年以上、薬学部においては6年以上本学に在学し、本学学則第 27 条に定める所定の単位を修得した者に学士の学位を授与する。

(学士の学位授与の決定)

第4条 本規程第3条に定める学士の学位授与の可否は、教授会の議を経て学長が決定する。

(学位の授与)

第5条 前条の決定にもとづき、学長が学士の学位を授与する。

(記録の保存)

第6条 本学が学士の学位を授与したときは、卒業研究等の標題および必要事項を記録した学士授与記録簿を作成し、これを保存するものとする。

第3章 修士の学位

修士の学位授与については、本学大学院学則によるほか、次に定めるところによるものとする。

(修士の学位授与の要件)

第7条 修士の学位は、本学大学院博士前期課程に2年以上在学して、所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に、これを授与することができる。

(修士の学位授与の時期)

第8条 修士の学位を授与する時期は、学年末および前期末とする。

(修士の学位授与の申請)

第9条 修士の学位の授与を申請する者は、学位論文審査願書(様式第1号-1)に学位論文3部を添えて、研究科委員会に申請するものとする。

2 修士の学位論文の提出の時期は、別に定める。

第10条 修士の学位の授与を申請し得る者は、博士前期課程の在学者で、所定の単位を修得した者、または、論文審査終了までに所定の単位を修得し得ると認められた者に限る。

第11条 修士の学位論文を提出しようとするときは、論文の題目とその研究計画書(様式第2号-1)について、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

(修士の学位論文の審査および最終試験)

第12条 修士の学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会の選出した審査委員が、これを行う。

2 審査委員は、指導教員を主査として、研究科委員会の委員2名以上から構成される審査委員会を設け審査を行なう。ただし、必要があれば、他の教員を加えることができる。

第13条 修士の学位に関する最終試験は、学位論文を中心として、審査委員が口頭試問の方法によって行う。

第14条 審査委員は、修士の学位論文の審査の結果ならびに最終試験の結果を、研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告を検討し、得られた結果を大学院委員会に報告する。

(論文審査および最終試験の期間)

第15条 修士の学位論文の審査および最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(大学院委員会の審議および報告)

第16条 大学院委員会は、研究科委員会の報告にもとづいて、修士の学位の授与の可否を審議する。

(修士の学位授与の決定)

第 17 条 学長は、大学院委員会の議を経て、修士の学位授与を決定する。

(学位の授与)

第 18 条 学長は、前条の結果にもとづいて、修士の学位記(様式第 3 号-1)を授与する。

(学位論文の保存)

第 19 条 学位論文は、本学図書館に保管する。

(記録の保存)

第 20 条 大学は、学位を授与したとき、論文審査の要旨およびその他必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを保存するものとする。

第 4 章 博士の学位

博士の学位授与については、本学大学院学則によるほか、次に定めるところによるものとする。

(博士の学位授与の要件)

第 21 条 博士の学位は、本学大学院博士後期課程ならびに薬学研究科博士課程を修了した者に、これを授与することができる。

2 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程または薬学研究科博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ専攻学術に関して、本学大学院博士後期課程または薬学研究科博士課程修了者と同等以上の学力を有すると認められた場合には、これを授与することができる。

3 前項の学力の確認は、試問による口頭または筆記、書類審査により、専攻学術に関し、博士後期課程または薬学研究科博士課程修了者と同等以上の学力を有するかの審査を行なう。

(博士の学位授与の時期)

第 22 条 博士の学位を授与する時期は、学年末および前期末とする。

(博士の学位授与の申請)

第 23 条 第 21 条第 1 項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位論文審査願書(様式第 1 号-2)に、論文目録・論文・論文要旨・履歴書の各 4 部・学位論文審査手数料を添えて、研究科委員会に申請するものとする。

2 学位論文審査手数料の額は別表に定めるところによる。

3 博士の学位論文の提出時期は、別に定める。

第 24 条 博士の学位の授与を申請し得る者は、第 21 条第 2 項に定められた場合のほかは、博士後期課程または薬学研究科博士課程の在学者で、所定の単位を修得した者、または、論文審査終了までに所定の単位を修得し得ると認められた者とする。

2 博士後期課程に 3 年以上在学し、学則別表 1 で定めた単位をすべて修得した者で、博士の学位論文未提出の者が申請する場合は、学則に定める期日までに「大阪大谷大学博士後期課程在学願」を教務課に提出し、博士後期課程に在学して担当教員の指導を受けなければならない。この期間の授業料は別途学則に定める。ただし、博士後期課程における在学期間は通算 6 年をこえることはできないため、この期間内に博士論文を提出しなければならない。

3 博士後期課程単位修得退学者が大学を離れた後、改めて博士(課程博士)の学位論文提出を希望する場合、博士後期課程に再入学しなければならない。再入学者の在学期間は、再入学前の在学期間と合わせて通算6年以内とする。博士の学位論文提出のため再入学した者の授業料は、別途学則に定める。

4 薬学研究科博士課程単位修得退学者が大学を離れた後、博士(課程博士)の学位論文提出を希望する場合、第21条第1項および第23条の規定によるものとする。

第25条 文学研究科では、博士の学位論文を提出しようとするときは、論文の題目とその研究計画書(様式第2号-2)について、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。

第26条 第21条第2項の規定により、博士の学位を申請しようとする者は、所定の学位論文審査願書(様式第1号-3)に、論文目録・論文・論文要旨・履歴書の各4部・学位論文審査手数料を添えて、研究科委員会に申請するものとする。

2 本学大学院博士後期課程または薬学研究科博士課程を退学した後、博士の学位論文を提出しようとする者の学位申請手続は、前項のとおりとする。

3 学位論文審査手数料の額は別表に定めるところによる。

(博士の学位論文の審査および最終試験)

第27条 博士の学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会の選出した審査委員が、これを行う。

2 文学研究科の審査委員は、指導教員を主査として、研究科委員会の委員2名以上から構成される審査委員会を設け審査を行なう。ただし、必要があれば、他の教員を加えることができる。

3 薬学研究科の審査委員は、副研究指導教員を主査として、研究科委員会の委員2名以上から構成される審査委員会を設け審査を行なう。ただし、副査のうち1名は、他分野でかつ専門領域に最も近い研究科委員会の委員が務める。また、研究科委員会が妥当と認めた場合には、外部専門家を副査に加えることができる。

第28条 文学研究科における博士の学位に関する最終試験は、学位論文を中心として、広くこれと関連した科目の試問(口頭または筆頭)によって行なう。

2 薬学研究科の審査は、査読のある学術雑誌への原著論文、学位論文、学位論文研究発表会における質疑応答を厳正かつ総合的に査読し、判定する。

3 薬学研究科の審査は、審査対象の学生が臨床研究等を行った外部協力機関の指導員の意見を聴取し、それを判定の参考にすることができる。

第29条 審査委員は、博士の学位論文審査の結果ならびに最終試験の結果を、研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告を検討し、得られた結果を大学院委員会に報告する。

(大学院委員会の審議および報告)

第30条 大学院委員会は、研究科委員会の報告にもとづいて、博士の学位の授与の可否を、審議する。

(博士の学位授与の決定)

第31条 学長は、大学院委員会の議を経て、博士の学位授与を決定する。

(学位の授与)

第 32 条 学長は、前条の結果にもとづいて、博士の学位記(様式第 3 号-2 または様式第 3 号-3)を授与する。

(記録の公表・保存)

第 33 条 博士の論文審査に合格した学位論文は、本学図書館において製本保管する。

2 本学が、博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 か月以内にその学位論文の要旨および論文審査の結果の要旨、その他必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、インターネットの利用により公表するとともに、記録簿を保存するものとする。

第 34 条 本学が、博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 か月以内に、学位授与に関する報告書(様式第 4 号)を、文部科学大臣に電子メールの利用により提出するものとする。

第 35 条 本学において博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリシステムの利用により、当該博士論文の全文をインターネットを通じて公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、本学において、やむを得ない事由と認めた場合、研究科委員会に報告し、大学院委員会の承認を得て、学位論文の全文に代えて、その内容要旨をインターネットの利用により公表することができる。ただし、やむを得ない事由が解消した場合には、速やかに全文を公表しなければならない。

3 やむを得ない事由により本学が全文をインターネット公表できないと認めたときは、本学図書館において製本保管している論文の全文を閲覧に供する。

(学位の名称)

第 36 条 修士または博士の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を附記するものとする。

(学位授与の取消)

第 37 条 本学で学位の授与を受けた者について、次の事実があったときは、大学院委員会の議を経て、学長は学位の授与を取消すものとする。

(1) 不正の方法によって、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚辱する行為があったとき。

2 大学院委員会において、前項の議決をする場合、出席者の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 7 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年3月 18 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年4月1日から改正施行する。

附 則

第 33 条、第 34 条、第 35 条に係る改定は、平成 25 年4月1日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年4月1日から改正施行する。

様式第1号－1～様式第4号 省略

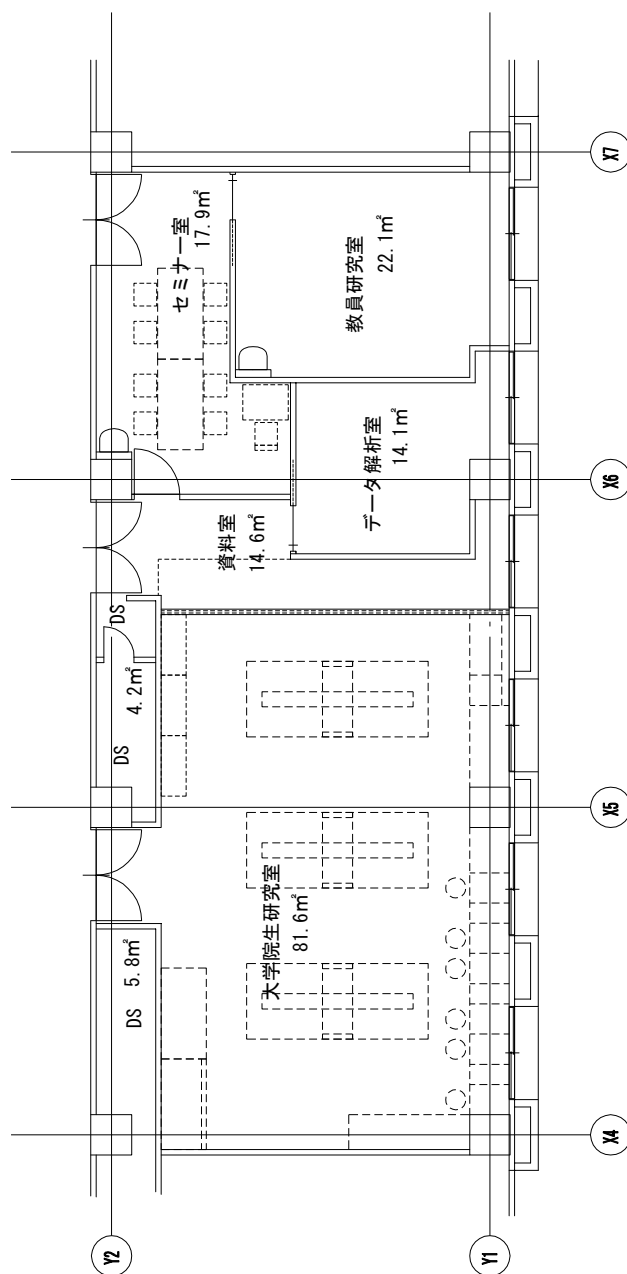
別表

学位論文審査手数料

種 別	金 額
第 21 条第 1 項による学位(甲)	25,000 円
第 21 条第 2 項による学位(乙)	50,000 円

資料 1 2

薬学研究科大学院生専用研究室の見取図



資料 13

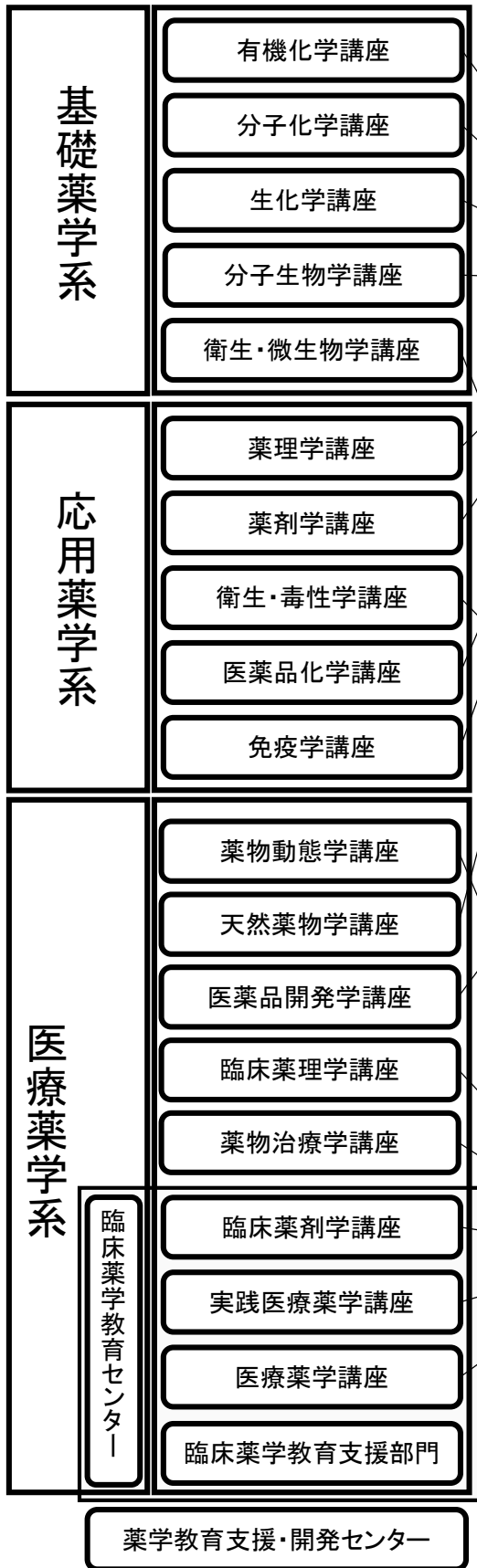
薬学部実験研究棟の主な共同利用設備及び機器

共通機器室	機 器
P 2 実 験 室	安全キャビネット 細胞マニピレーター装置 細胞タイトジャンクションリアルタイムモニタリング装置 生細胞タイムラプスイメージング装置 など
分 析 室 1	共焦点レーザー स्क্যান顕微鏡 正立型蛍光位相差顕微鏡 倒立型蛍光顕微鏡 など
分 析 室 2	LC/MS/MS 高分解能質量分析装置 全自動元素分析装置 など
N M R 室	核磁気共鳴装置 フーリエ変換赤外分光光度計 など
共通機器室 1	HPLC など
共通機器室 2	組織切片作製装置一式 クライオスタット など
共通機器室 3	マイクロ波合成装置 など
共通機器室 4	フローサイトメーター セルソーター 遺伝子導入装置 など
共通機器室 5	原子吸光光度計 高速遠心分離機 など
共通機器室 6	走査型電子顕微鏡、熱分析装置、粉末 X 線回折装置、HPLC マイクロチップ電気泳動装置、リアルタイム PCR マルチマイクロプレートリーダー、集細胞遠心装置、イメージアナライザー 蛍光分光光度計、凍結乾燥器、超遠心分離機、高速遠心分離機 超音波ホモジナイザー、大型バイオシェーカー など

資料 14

設置する大学院薬学研究科の構成と6年制薬学部教育における専門領域の関係

6年制薬学部



大学院薬学研究科の構成

生体機能薬学分野

発生、増殖、分化から代謝にかかわるタンパク質の発現変化、機能調節を分子レベルで明らかにし、疾病のメカニズム、また治療戦略を考究する。また、免疫系は多種の細胞が時間・空間的に制御されている高次複雑系であることから、全身レベルの臓器間細胞移動と移動した細胞の役割を明らかにし、免疫細胞動態の調節による癌・アレルギー疾患の制御を目指す。さらには、薬物の設計、治療部位への的確な送達、生命現象解明のための必須ツールといえる細胞機能解析法や細胞工学的技術などについての知識と技能を修得する。

衛生薬学分野

ヒトが健康で安全に、安心して過ごせる環境を作り出すことを本分野の大きな目的とする。その実現のため、基礎薬学と臨床薬学との連携など既存の学問分野の壁を超えた学際的研究を進め、ヒトと化学物質、食品、微生物等との関係、さらには医薬品の持つ社会的課題についても考究する。とくに、健康を多角的な視点からとらえ、疾病の予防、医薬品や食品製造における高度な微生物管理、また社会的ニーズの高いサプリメント等に関する基礎と応用研究を進め、社会に直接的に貢献する。

臨床薬学分野

医療の専門化、複雑化に伴って、各医療職の協働によるチーム医療が発展してきている。その中で、薬学的観点から医療に貢献するためには、各疾患における薬物療法を熟知するとともに、科学的論理思考が必要である。本分野では、臨床栄養、緩和医療、妊婦・授乳婦の薬物療法の適正化を主要なテーマとする。In vitro、in vivoのモデル実験、さらには臨床データ解析に基づく適正医療の推進および薬物療法の発展に寄与し、セルフメディケーションを含めた将来的な地域医療の質の向上へと繋げ、近未来の薬物療法を提案する。

資料 15

大阪大谷大学 御中

大学院 新研究科設置計画に係る
入口ニーズ調査報告書

平成29年12月
丸善雄松堂株式会社
教育・環境ソリューション事業部
コンサルティング部

目次

● 調査概要	P2
● 全体集計結果	P3
● 補記	P11

調査概要

1. 調査目的 大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程(仮称)設置計画検討のため本アンケート調査により薬学部在学学生及び薬剤師の進学需要等を把握し、設置計画の基礎資料とすることを目的とする。
2. 調査対象 ①大阪大谷大学 薬学部在学学生(1～5年生)
②大阪大谷大学 薬学部 実務実習等で協力関係にある薬剤師。
3. アンケート実施時期 平成29年11月24日～平成29年11月30日
4. 回収状況 薬学部在学学生748人に対しては、授業でアンケートを配布し、629件の回収が得られ(回収率84.1%)、実務実習等で協力関係にある薬剤師117人に対しては、郵送による調査票の配布、回収によってアンケートを実施し103件の回収が得られた。(回収率88.0%)
5. 調査方法 調査票による定量調査(アンケート調査)
6. 利用調査票 添付アンケート調査票参照

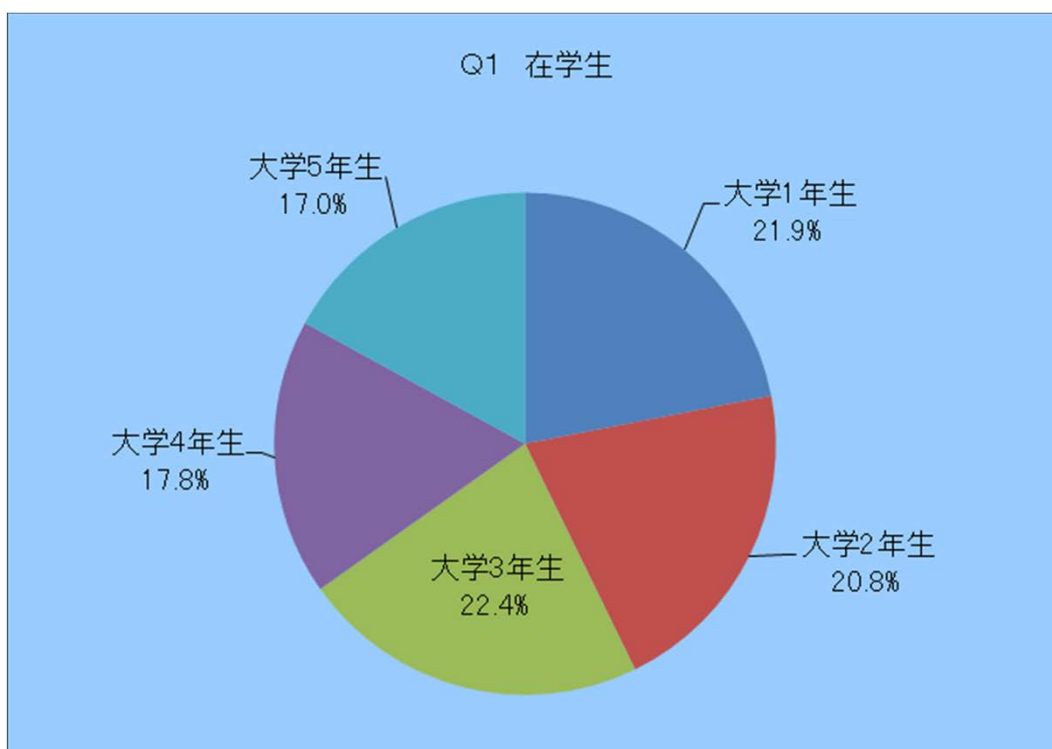
全体集計結果

Q1)現在の所属・職業(薬学部在学生)

回答者(薬学部在学生)の現在の所属・職業は、「大学3年生」141人(22.4%)が最も多く、「大学1年生」138人(21.9%)、「大学2年生」131人(20.8%)と続いている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は無かった。

Q1)あなたの現在について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

	回答数(人)	構成比(%)
全体	629	100.0%
大学1年生	138	21.9%
大学2年生	131	20.8%
大学3年生	141	22.4%
大学4年生	112	17.8%
大学5年生	107	17.0%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

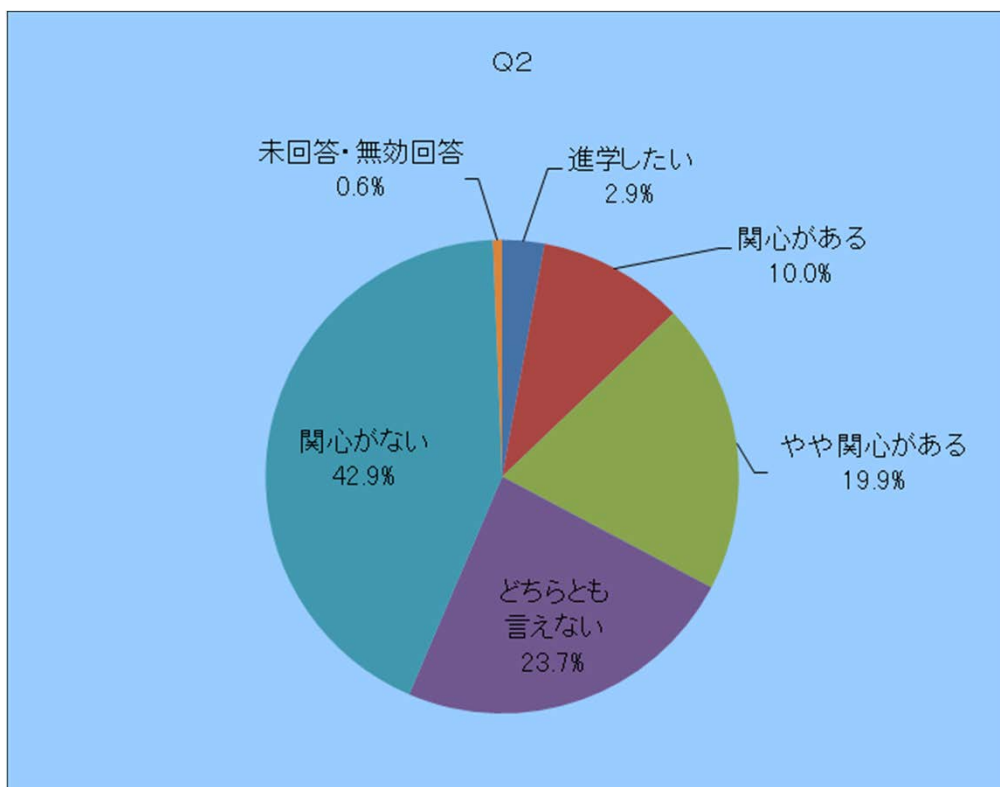
Q2)大学院 薬学研究科 博士課程への 興味・関心(薬学部在學生)

回答者(薬学部在學生)の大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心は、「進学したい」が18人(2.9%)で、「関心がある」が63人(10.0%)、「やや関心がある」が125人(19.9%)となっており、これら合計は206人(32.8%)で、回答者(薬学部在學生)の3割以上が薬学研究科博士課程に何らかの興味・関心をもっている。一方、「関心がない」は270人(42.9%)で、149人(23.7%)は「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の0.6%となっている。

* Q1)で「1 大学1年生」、「2 大学2年生」、「3 大学3年生」、「4 大学4年生」、「5 大学5年生」を選択した回答者(薬学部在學生)が回答。

Q2)あなたは大学院薬学研究科博士課程について、どのように考えていますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	629	100.0%
進学したい	18	2.9%
関心がある	63	10.0%
やや関心がある	125	19.9%
どちらとも言えない	149	23.7%
関心がない	270	42.9%
未回答・無効回答	4	0.6%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

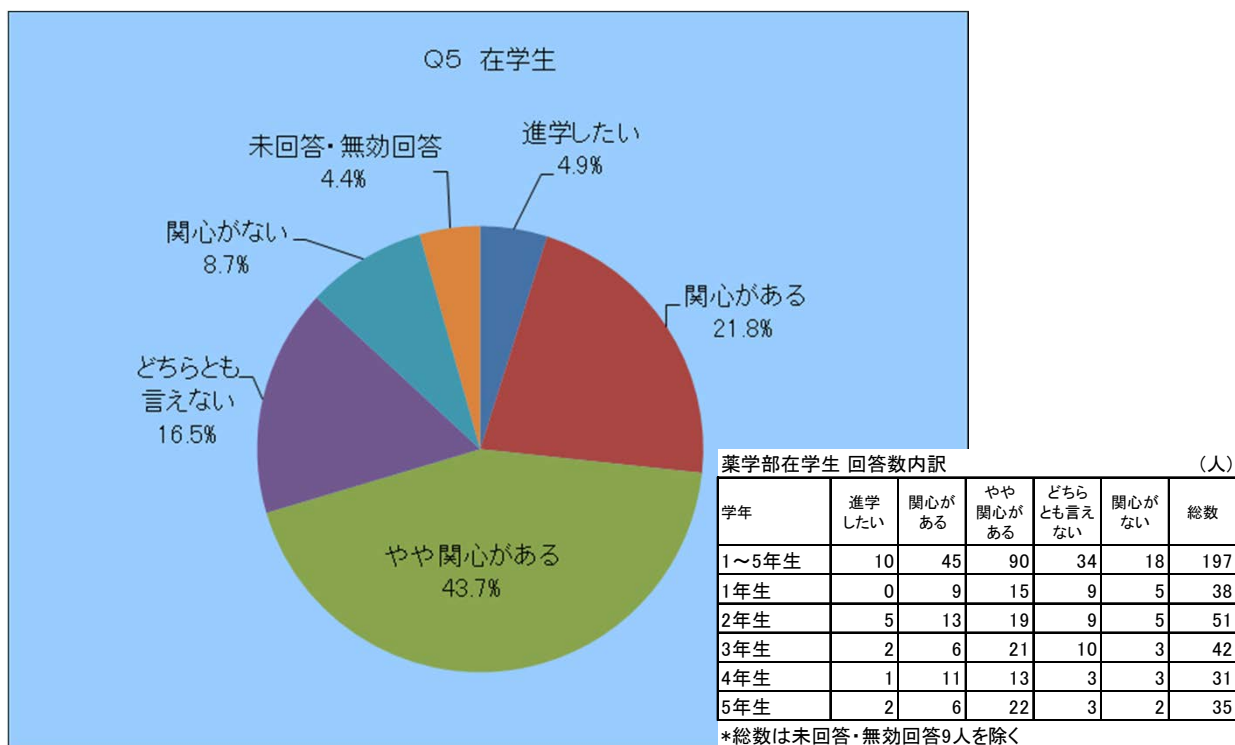
Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心(薬学部在學生)

回答者(薬学部在學生)の大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心は、「進学したい」が10人(4.9%)、「関心がある」が45人(21.8%)、「やや関心がある」が90人(43.7%)で、これらの合計が145人(70.4%)で7割以上がなんらかの興味・関心を持っている。一方、「関心がない」は18人(8.7%)で、34人(16.5%)が「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の4.4%となっている。

* Q2)で「1進学したい」、「2関心がある」、「3やや関心がある」を選択した回答者(薬学部在學生)が回答。

Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程に興味・関心がありますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	206	100.0%
進学したい	10	4.9%
関心がある	45	21.8%
やや関心がある	90	43.7%
どちらとも言えない	34	16.5%
関心がない	18	8.7%
未回答・無効回答	9	4.4%



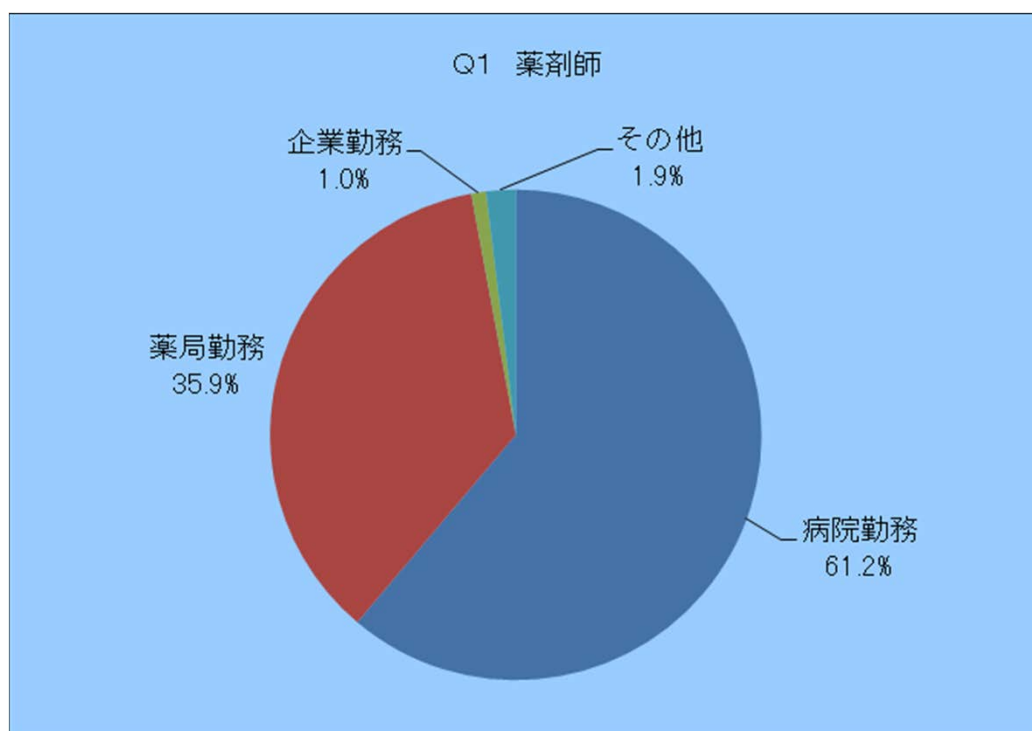
*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

Q1)現在の所属・職業(薬剤師)

回答者(薬剤師)の現在の所属・職業は、「病院勤務」63人(61.2%)が最も多く、「薬局勤務」37人(35.9%)、「その他」2人(1.9%)と続いている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は無かった。

Q1)あなたの現在について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

	回答数(人)	構成比(%)
全体	103	100.0%
病院勤務	63	61.2%
薬局勤務	37	35.9%
企業勤務	1	1.0%
行政機関勤務	0	0.0%
その他	2	1.9%
未回答・無効回答	0	0.0%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

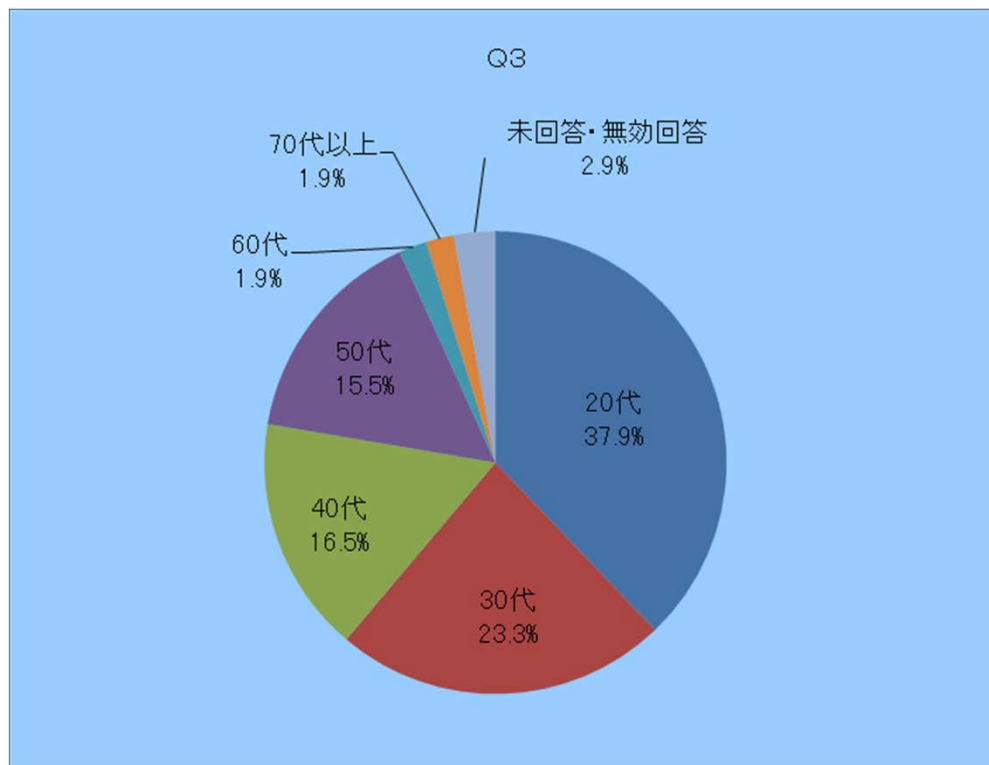
Q3)年齢(薬剤師)

回答者(薬剤師)の年齢は、「20代」39人(37.9%)が最も多く、「30代」24人(23.3%)、「40代」17人(16.5%)と続いている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の2.9%となっている。

* Q1)で「6 病院勤務」、「7 薬局勤務」、「8 企業勤務」、「9 行政機関勤務」、「10 その他」を選択した回答者(薬剤師)が回答。

Q3)あなたの年齢について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

	回答数(人)	構成比(%)
全体	103	100.0%
20代	39	37.9%
30代	24	23.3%
40代	17	16.5%
50代	16	15.5%
60代	2	1.9%
70代以上	2	1.9%
未回答・無効回答	3	2.9%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

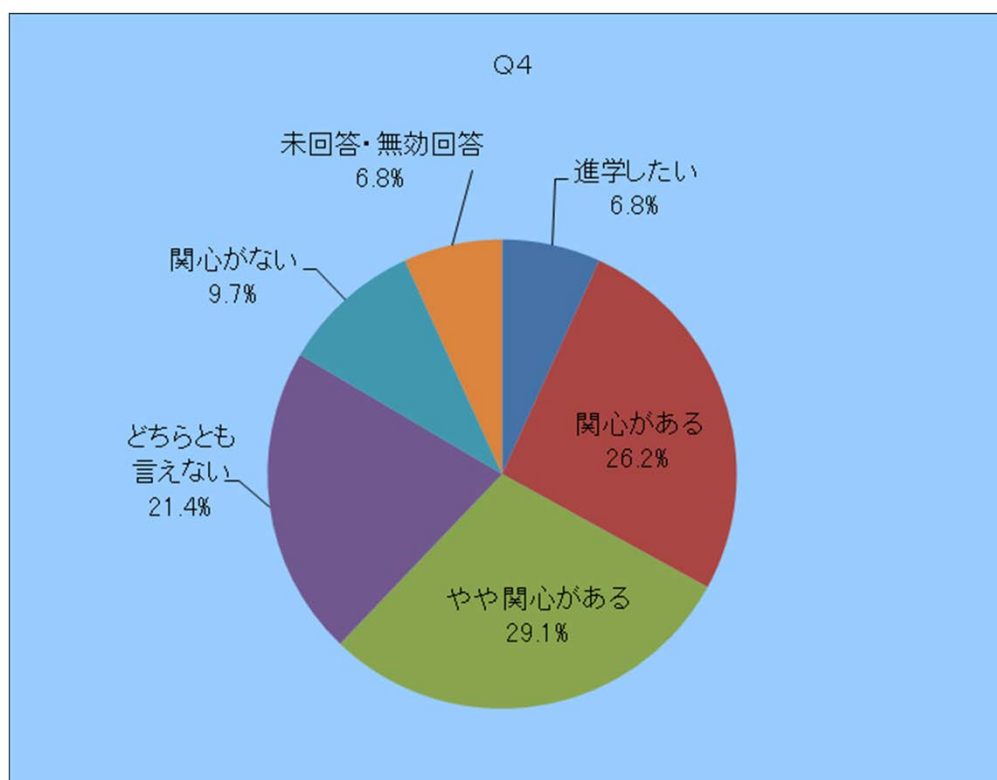
Q4)大学院 薬学研究科 博士課程(社会人入学)への興味・関心(薬剤師)

回答者(薬剤師)の大学院 薬学研究科 博士課程(社会人入学)への興味・関心は、「進学したい」が7人(6.8%)で、「関心がある」が27人(26.2%)、「やや関心がある」が30人(29.1%)となっており、これらの合計は64人(62.1%)で、回答者(薬剤師)の6割以上が何らかの興味・関心を持っている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の6.8%となっている。

*Q1で「6 病院勤務」、「7 薬局勤務」、「8 企業勤務」、「9 行政機関勤務」、「10 その他」を選択した回答者(薬剤師)が回答。

Q4)あなたは大学院薬学研究科博士課程(社会人入学)について、どのように考えていますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	103	100.0%
進学したい	7	6.8%
関心がある	27	26.2%
やや関心がある	30	29.1%
どちらとも言えない	22	21.4%
関心がない	10	9.7%
未回答・無効回答	7	6.8%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

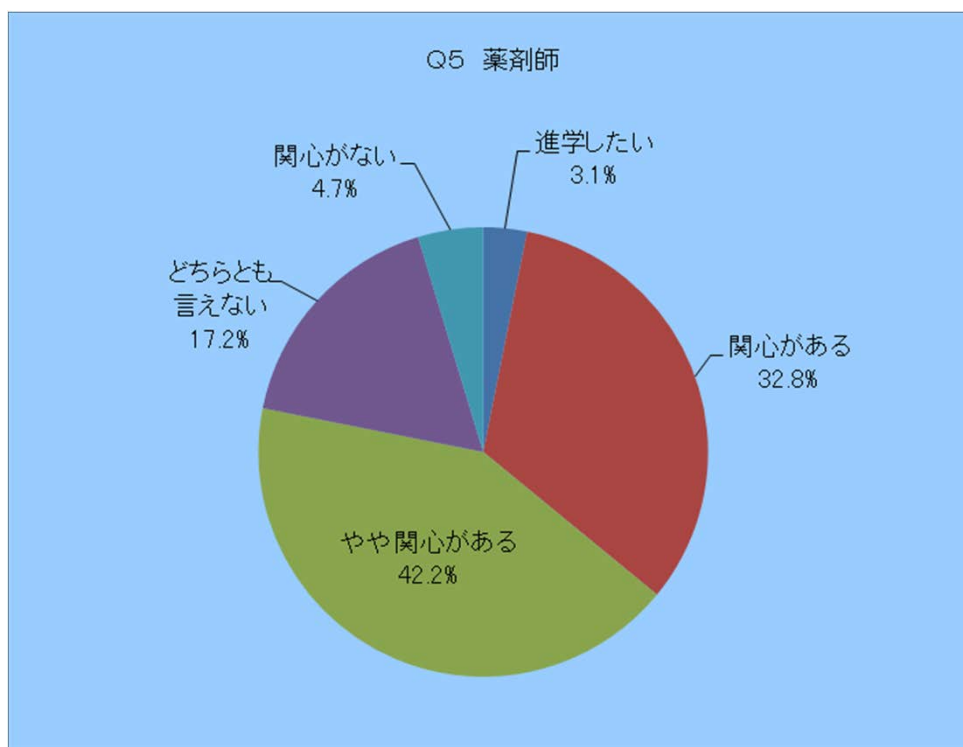
Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心(薬剤師)

回答者(薬剤師)の大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心は、「進学したい」が2人(3.1%)、「関心がある」が21人(32.8%)、「やや関心がある」が27人(42.2%)で、これらの合計が50人(78.1%)で8割近くがなんらかの興味・関心を持っている。一方、「関心がない」は3人(4.7%)で、11人(17.2%)が「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答はなかった。

* Q4)で「1進学したい」、「2関心がある」、「3やや関心がある」を選択した回答者(薬剤師)が回答。

Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程に興味・関心がありますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	64	100.0%
進学したい	2	3.1%
関心がある	21	32.8%
やや関心がある	27	42.2%
どちらとも言えない	11	17.2%
関心がない	3	4.7%
未回答・無効回答	0	0.0%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

補記

アンケート説明文

大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程(設置準備中) 平成31年4月開設(予定)

大阪大谷大学 大学院
薬学研究科設置準備委員会

薬学研究科 博士課程について

*研究科 専攻の名称、定員等の記載内容は現時点での計画
であり変更することがあります。

本研究科は6年制薬学部を基礎とし、近年の生命科学、化学、情報学、医療等の急速な進歩を踏まえて、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識及び思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的人材を育成することにより、薬学、さらには広く社会に寄与することを目的とします。

名称:大阪大谷大学大学院 薬学研究科 薬学専攻 博士課程
学位:博士(薬学)
開設年度:平成31年4月

募集人員:3名
一般入学試験:6年制学部卒業生
社会人入学試験:薬剤師等の社会人

薬学研究科の特色

- ・ 特別研究における個別指導による高い専門性の修得
- ・ 「情報」と「国際社会」に高い見識を持った人材養成
- ・ 地域の医療施設等に勤務する薬剤師等に対する大学院教育

養成する人材像

建学の精神である「報恩感謝」に基づき、豊かな人間性を持ち、薬学分野はもとより、情報分野、また国際社会に深い理解を持つ研究者・教育者、並びに地域医療において先導的に活躍できる人材の育成

「生体機能薬学分野」:薬学の基礎となる生化学、化学、薬理学等の先駆的研究を通じて、高い専門性と柔軟な思考力を身につけ、研究者、また技術者として科学技術の発展と文化の向上に貢献する人材育成

「臨床薬学分野」:高い研究能力を持ち、専門化・高度化する薬物治療を主導し、医薬品の適正使用及び安全使用を支え、チーム医療や地域医療に先導的に貢献できる人材育成

「社会・衛生薬学分野」:医薬品のみならず食物、栄養補助食品(サプリメント)、さらには環境学的視点からヒトと環境との関係について考究し、研究・試験機関等の研究者・技術者として活躍できる人材育成

修了後の進路

薬学分野等の研究・試験機関、医療機関、教育機関等、薬学にかかわる多様な分野

企業の研究職・技術職

大学等の研究職・技術職・教育職

地域医療を担う医療機関で先導的に活躍する薬剤師等

海外の大学・研究所等への留学

公的研究機関の研究職・技術職

— 納付金(予定) —

- ◆ 入学金 200,000円(本学を卒業したものは免除)
- 授業料 600,000円(年額)
- 施設費 100,000円(年額)
- 給付型奨学金、TA・RA制度、国際・国内学会参加支援制度を予定しています。

- ◆ 同分野の研究科 専攻の初年度学費(平成28年度)
 - ・大阪薬科大学大学院 薬学研究科 薬学専攻
入学金100,000円 授業料 500,000円(年額)
 - ・近畿大学大学院 薬学研究科 薬学専攻
入学金200,000円 授業料1,000,000円(年額)
 - ・摂南大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻
入学金220,000円 授業料 780,000円(年額)

●設置予定地

富田林市錦織北3-11-1
(最寄駅 近鉄長野線 滝谷不動駅 徒歩7分)

一部の講義を大阪大谷大学ハルカスキャンパス
(大阪市阿倍野区)で実施します。

最寄駅 近鉄南大阪線「大阪阿部野橋」駅 西改札口
JR「天王寺」駅 中央改札口
地下鉄御堂筋線「天王寺」駅 西改札口
地下鉄谷町線「天王寺」駅 南西改札口・南東改札口
阪堺電軌上町線「天王寺駅前」駅より すぐ

アンケート調査票1/2

大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程 設置についてのアンケート

大阪大谷大学では、新たに薬学研究科 博士課程 を設置することを検討しています。設置計画検討の参考として、皆様の率直なご意見をお聞かせください。

【質問1】 あなたの現在について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1 大学1年生 | 2 大学2年生 | 3 大学3年生 |
| 4 大学4年生 | 5 大学5年生 | 6 病院勤務 |
| 7 薬局勤務 | 8 企業勤務 | 9 行政機関勤務 |
| 10 その他 () | | |

上記1～5 を選択された方⇒質問2へお進みください。

6～10 を選択された方⇒質問3へお進みください。

【質問2】 あなたは大学院薬学研究科博士課程について、どのように考えていますか？1つを選び○を付けてください。

- 1 進学したい
- 2 関心がある
- 3 やや関心がある
- 4 どちらとも言えない
- 5 関心がない

上記1～3 を選択された方⇒質問5へお進みください。

4、5 を選択された方⇒質問6へお進みください。

【質問3】 あなたの年齢について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1 20代 | 2 30代 | 3 40代 |
| 4 50代 | 5 60代 | 6 70代以上 |

【質問4】 あなたは大学院薬学研究科博士課程（社会人入学）について、どのように考えていますか？1つを選び○を付けてください。

- 1 進学したい
- 2 関心がある
- 3 やや関心がある
- 4 どちらとも言えない
- 5 関心がない

上記1～3 を選択された方⇒質問5にお進みください。

4、5 を選択された方⇒質問6にお進みください。

アンケート調査票2/2

【質問5】大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程に興味・関心がありますか？

次の中から、1つを選び○を付けてください。

- 1 進学したい
- 2 関心がある
- 3 やや関心がある
- 4 どちらとも言えない
- 5 関心がない

【質問6】大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程設置計画に対するご意見・ご要望をお聞かせください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

大阪大谷大学 大学院
薬学研究科設置準備委員会

資料 16

大阪大谷大学動物実験実施規程

(平成26年6月4日 制定)

目 次

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (基本原則)

第3条 (適用範囲)

第4条 (定義)

第5条 (学長の責務)

第2章 動物実験委員会

第6条 (任務)

第7条 (構成)

第8条 (任期)

第9条 (委員長等)

第10条 (委員以外の者の出席)

第11条 (庶務)

第3章 動物実験等の実施

第12条 (動物実験計画の立案、審査、手続き)

第13条 (実験操作)

第4章 施設等

第14条 (飼養保管施設の要件)

第15条 (実験室の設置)

第16条 (実験室の要件)

第17条 (施設等の維持管理及び改善)

第5章 実験動物の飼養及び保管

第18条 (実験動物の健康及び安全の保持)

第19条 (実験動物の導入)

第20条 (給餌・給水)

第21条 (異種又は複数動物の飼養)

第22条 (記録の保存及び報告)

第23条 (譲渡等の際の情報提供)

第24条 (輸送)

第6章 安全管理

第25条 (危害防止)

第26条 (緊急時の対応)

第7章 教育訓練

第27条 (危害防止)

第8章 自己点検及び情報公開

第28条 (自己点検・評価・検証)

第29条 (情報公開)

第9章 補則

第30条 (準用)

第31条 (雑則)

附 則

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）（以下「基本指針」という）を踏まえ、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定め、もって科学的、動物愛護及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、大阪大谷大学（以下「本学」という）における動物実験等の適正な実施を確保することを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）及び苦痛の軽減（Refinement）の3Rの原則に基づき、適正に実施しなければならない。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等：本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設：実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室：実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等：飼養保管施設及び実験室をいう。

- (5) 実験動物：動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画：動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験従事者：動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者：動物実験従事者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者：学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者：管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者：実験動物管理者又は動物実験従事者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等：管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等：動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（学長の責務）

第5条 学長は、本学において実施される動物実験等の実施に関して最終的な責任を負い、本学の動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

第2章 動物実験委員会

（任務）

第6条 本学の動物実験等の適正な実施のため、本学に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に提言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

（構成）

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 薬学部長
- (2) 動物実験実施学部の教授、准教授又は講師 2人
- (3) 人文・社会科学系の教授、准教授又は講師 1人
- (4) その他委員会が必要と認める者

2 第1項第1号から第2号までの委員の内1人は、動物実験非従事者でなければならない。

3 第1項第2号から第3号までの委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第8条 前条第1項第2号から4号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第9条 委員会に委員長を置き、薬学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、第7条第1項第2号の委員から選出する。

4 副委員長は、委員長の職務を補佐する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときには、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、薬学部事務室において処理する。

第3章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を委員会に提出しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 委員会は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたとき審査し、その結果を学長に報告し承認を得るとともに、教授会を通じて当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について委員会の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第13条 動物実験従事者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について委員会に報告しなければならない。

第4章 施設等

（飼養保管施設の要件）

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
 - (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼養設備を有すること。
 - (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 管理者及び実験動物管理者がおかれていること。
- 2 前項を満たすように整備されている薬学実験研究棟2階の動物実験室を、飼養保管施設として用いる。
- 3 第1項第6号に掲げる管理者は薬学部長を、実験動物管理者は動物実験室運営委員会委員長をもって充てる。

（実験室の設置）

第15条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更および廃止も含む）する場合、実験室管理者（講座責任者等）は所定の様式により手続きし、委員会の承認を得るものとする。

- 2 委員会は、申請された実験室を調査し承認または非承認を決定するものとする。

- 3 委員会の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

（実験室の要件）

第16条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 動物実験等の実施時に、実験動物が室外逸走できないような状態にすることが可能で、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第17条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

（実験動物の健康及び安全の保持）

第18条 実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

（実験動物の導入）

第19条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼養等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

（給餌・給水）

第20条 実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に依じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

（異種又は複数動物の飼養）

第21条 実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

（記録の保存及び報告）

第22条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、委員会に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第23条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第24条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(危害防止)

第25条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第26条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第7章 教育訓練

(危害防止)

第27条 委員会は、実験動物管理者、動物実験従事者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- (1) 関連法令、指針等及び本学の定める規程等に関する事項
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第8章 自己点検及び情報公開

(自己点検・評価・検証)

第28条 委員会は、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。

2 委員会は、管理者、実験動物管理者、飼養者及び動物実験従事者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

3 委員会は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第29条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度公表するものとする。

第9章 補則

(準用)

第30条 第4条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうものとする。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年6月4日から施行する。

2 次に掲げる指針及び規程は廃止する。

大阪大谷大学における動物に関する指針（平成18年4月1日制定）

大阪大谷大学動物実験委員会規程（平成18年4月1日制定）

3 この規程の施行前に承認を得ている動物実験計画は、第12条の規定により承認を得たものとみなす。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から改正施行する。

資料 17

大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全管理規程

(平成18年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律97号）、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年1月29日文科科学省・環境省令第1号。以下「省令」という。）、その他の関係法令（以下「法令」と総称する。）に基づき、大阪大谷大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）の安全管理に必要な事項を定め、もって実験の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「組換え体」とは、次のイからロまでに掲げるものをいう。

イ 細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又は複製物を有する生物

ロ 異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術の利用により得られた核酸又は複製物を有する生物

(2) 「実験室」とは、拡散防止措置が執られた実験を実施する部屋をいう。

(3) 「実験区域」とは、ヒトの出入りを管理するために他の区域から区分された実験室等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程で使用する用語は、法令で使用する用語の例による。

(学長の任務)

第3条 学長は、本学における実験の安全確保に関して総轄し、次の各号に定める任務を果たすものとする。

(1) 大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）の委員を委嘱し、遺伝子組換え実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を任命すること。

(2) 委員会の審議を経て内部規則を制定すること。

(3) 別表に掲げる実験（以下「大臣確認実験」という。）について、委員会の審査を経て文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認を与えること。

(4) 別表に掲げるものを除く実験（以下「機関承認実験」という。）について、委員会の審査を経て、当該審査に基づいて承認を与えること。

- (5) 事故等の報告があった場合において、委員会及び安全主任者と連携して、その状況、経過等について調査を行い、必要な処置、改善策等について指示を行うこと。

(遺伝子組換え実験安全委員会)

第4条 本学に実験の安全な実施を確保するため、委員会を置く。

2 委員会は、高度に専門的な知識及び技術並びに広い視野に立った判断が要求されることを十分に配慮し、次の各号に定める適切な分野の者により構成するものとする。

- (1) 安全主任者
- (2) 実験の経験を有する研究者である教授、准教授又は講師若干名
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者若干名

3 委員会の委員は、当該部局長が推薦した者について学長が委嘱する。

4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し助言又は勧告する。

- (1) 実験計画の内容及び実施方法に関すること。
- (2) 実験に係る施設及び設備に関すること。
- (3) 実験従事者の実験に関する知識及び技術に関すること。
- (4) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (5) 危険時及び事故時の必要な処置及び改善策に関すること。
- (6) 学内の連絡調整に関すること。
- (7) その他実験の安全な実施に関し必要な事項

6 委員会は、前項のほか、必要に応じて安全主任者及び実験責任者に対し、実験の安全確保に関して報告を求め、又は指導助言することができる。

7 委員会は、原則半年ごとに開催するものとする。

8 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

9 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

10 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

11 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。ただし、委員以外の者を議決に加えることはできない。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を総括するものとする。

- (1) 実験の安全確保に関すること。
- (2) 健康診断に関すること。
- (3) 教育訓練等に関すること。

(安全主任者)

第6条 学内に、安全主任者1名を置く。

2 安全主任者は、法令を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した本学の教授、准教授又は講師をもって充てる。

3 安全主任者は、当該部局長が推薦した者について、学長が任命する。

- 4 安全主任者は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 実験が法令に従って適切に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験従事者の適格性を認定すること。
 - (3) 実験責任者に対し実験の実施について指導助言すること。
 - (4) 実験従事者の健康管理に必要な措置を講ずること。
 - (5) 実験責任者が実施する教育訓練について、委員会の方針に基づき指導助言すること。
 - (6) 実験責任者に対し、施設、設備の管理及び保全について指導助言すること。
 - (7) 実験責任者に対し、危険時及び事故時の措置について指導助言すること。
 - (8) その他必要な事項を実施すること。

(実験責任者)

第7条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験責任者を定めなければならない。

- 2 実験責任者は、法令を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に習熟した本学の教員とする。
- 3 実験責任者は、当該実験計画の安全遂行について責任を負うものとする。
- 4 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 実験計画を立案し、その承認の申請をすること。
 - (2) 実験の実施に際しては、安全主任者との緊密な連絡の下に、適切な管理、監督に当たること。
 - (3) 実験従事者に係る教育訓練を企画し、実施すること。
 - (4) 組換え体を含む試料の運搬に際しては、運搬の都度、組換え体の名称、数量、運搬先（研究機関名及び実験責任者名）を記録し、保存すること。
 - (5) 組換え体を含む試料の保管の記録を作成し、保存すること。
 - (6) その他必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第8条 実験従事者は、実験を計画し、及び実施するに当たっては、法令に基づく安全確保について十分に認識し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ、使用する生物に係る標準的な実験方法並びに実験に特有な操作方法及び関連する実験方法を習熟していなければならない。

- 2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、実験責任者の指示に従わなければならない。

(健康診断等)

第9条 委員会は実験従事者に対し、健康診断その他健康を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実験従事者は、絶えず自己の健康について注意し、健康に変調を来たした場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、委員会を經由して、学長に報告しなければならない。

3 部局長は、実験従事者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前項に規定する報告を受けた時は、直ちに事実の調査をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 組換え体を誤って飲み込んだとき、又は吸い込んだとき。
- (2) 組換え体により皮膚が汚染され、除去できないとき、又は感染を起こすおそれがあるとき。
- (3) 組換え体により、実験室、実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

(施設、設備の管理、保全等)

第10条 実験責任者は、次の各号の定めるところにより施設、設備の管理、保全等を行わなければならない。

- (1) 法令に定められた施設、設備に、それぞれ必要な標識をつけること。
- (2) 実験に使用する安全キャビネットについて、安全主任者の指導助言の下に、別に定めるところにより検査を行うこと。
- (3) 実験を行っているときは、P1レベルを除き省令で定めるレベルの拡散防止措置の表示を掲示し、実験の性質を知らない者を施設に立ち入らせないこと。

(教育訓練)

第11条 実験責任者の実験従事者に対する教育訓練は、安全主任者の指導助言の下に、法令及び次の各号に掲げる事項に関し、少なくとも年1回実施するものとする。

- (1) 危険度に応じた生物安全取扱い技術
- (2) 拡散防止措置に関する知識及び技術
- (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識
- (4) 事故発生の場合の措置に関する知識（大量培養実験において組換え体を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。）

(危険時及び事故等の措置等)

第12条 実験責任者は、拡散防止措置に係る施設等において破損その他の事故が発生し、遺伝子組換え生物等について省令の定める拡散防止措置を執ることが出来ないときは、応急の措置を講ずるとともに、直ちに安全主任者及び委員会委員長に報告した上、安全主任者の指導助言の下に、適切な措置を講じなければならない。

2 委員会委員長は、前項の状況について調査し、安全主任者の意見を聴いた上、適切な措置を講ずるものとする。

3 委員会委員長は、第1項に該当する事態が発生したときは、その状況及び講じた措置等を記載した書類を速やかに文部科学大臣、環境大臣及び学長に届け出なければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、実験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

別表（第3条関係）

- 1 微生物使用実験のうち次のイからチまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの
 - イ 宿主又は核酸供与体のいずれかが省令第3条の表各号の下欄に掲げるもの以外のものである遺伝子組換え生物等（認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体がウイルス及びウイロイド以外の生物（ヒトを含む。）であるもののうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に關係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）
 - ロ 宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス4である遺伝子組換え生物等
 - ハ 宿主の実験分類がクラス3である遺伝子組換え生物等
 - ニ 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体の実験分類がクラス3であるもののうち、供与核酸が同定済核酸でないもの又は同定済核酸であって哺乳動物等に対する病原性若しくは伝達性に關係し、かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの
 - ホ 宿主の実験分類がクラス2である遺伝子組換え生物等（ウイルス又はウイロイドであるものを除く。）であって、供与核酸が薬剤耐性遺伝子（哺乳動物等が当該遺伝子組換え生物等に感染した場合に当該遺伝子組換え生物等に起因する感染症の治療が困難となる性質を当該遺伝子組換え生物等に対し付与するものに限る。）を含むもの
 - ヘ 自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの
 - ト 供与核酸が、哺乳動物等に対する半数致死量が体重1キログラム当たり100マイクログラム以下である蛋白性毒素に係る遺伝子を含む遺伝子組換え生物等（宿主が大腸菌である認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する半数致死量が体重1キログラム当たり100ナノグラムを超える蛋白性毒素に係る遺伝子を含むものを除く。）
 - チ イからトまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの
- 2 大量培養実験のうち次のイからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの
 - イ 第1号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等
 - ロ 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類がクラス2であるもののうち、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性又は伝達性に關係し、かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの
 - ハ 特定認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体の実験分類がクラス3であるもの（第1号ニに掲げるものを除く。）
 - ニ 第5条第2号イからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等であって、その使用等において省令別表第3に掲げるLSCレベルの拡散防止措置を執るもの
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの
- 3 動物使用実験のうち次のイからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの
 - イ 第1号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等
 - ロ 宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体（宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。）を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの
 - ハ 省令第5条第3号イからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等であって、その使用等において省令別表第4に掲げる特定飼育区画の拡散防止措置を執るもの
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの
- 4 植物等使用実験のうち次のイからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの
 - イ 第1号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等
 - ロ 省令第5条第4号イからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等であって、その使用等において省令別表第5に掲げる特定網室の拡散防止措置を執るもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

資料 18

大阪大谷大学遺伝子組換え実験実施規則

(平成18年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この実施規則は、大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全管理規程（以下「規程」という。）第14条に基づき、大阪大谷大学（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）を実施するために必要な事項を示し、もって遺伝子組換え技術による研究の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この実施規則で使用する用語の意義については、規程第2条を準用する。

(実験の安全確保)

第3条 実験は、その安全を確保するため、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年1月29日文科科学省・環境省令第1号。以下「省令」という。）で定めるレベルの拡散防止措置を基本として、計画され、及び実行されるものとする。

2 学長、安全主任者、実験責任者及び実験従事者は、規程に定められた任務をそれぞれ適切に果たすものとする。

(実験の申請、審査及び報告)

第4条 すべての実験は、実験の安全を確保することの重要性に鑑み、次の各号に掲げる実験区分の手続を経て学長の承認（文部科学大臣の確認に基づき学長が承認する場合を含む。）を受けなければ実施することができない。

(1) 大臣確認実験は、文部科学大臣の確認及びこれに基づく学長の承認を得ること。

(2) 機関承認実験は、実験計画について、学長の承認を得ること。

2 前項に定める実験の実施期間は5年を限度とする。

3 第1項の実験において使用する実験施設については、次の各号に定める確認を受けることとする。

(1) P1レベルの実験施設については、安全主任者の確認

(2) 前号以外の施設については、当該施設の安全主任者及び委員会委員長の確認

4 実験責任者は、実施しようとする実験計画について、別表第1の定めるところにより、所属部局長を経由して学長に実験の承認の申請（以下「申請」という。）をしなければならない。

5 実験責任者は、実験の申請をしようとするときは、あらかじめ別紙様式2により、当該実験に携わろうとする者が実験従事者として適格であることについて、当該部局の安全主任者の認定を受けなければならない。

6 実験責任者は、承認された実験を終了若しくは中止した場合又は実施しない場合は、別紙様式3により所属部局長を経由して学長に実験の終了、中止又は不実施の報告をしなければならない。

- 7 実験責任者は、実験計画を変更しようとするときは、第4項の規定に準じて変更の申請をしなければならない。ただし、変更の内容が次の第1号に掲げる場合は、実験責任者の責任において当該変更に係る記録を整備することとし、第2号から第5号までに掲げる場合は、所属部局長を経由して学長に変更の届出をすれば足りるものとする。
- (1) 使用する装置、機器等が特定されている実験において、その装置、機器等の能力の低下を伴わない軽微な変更
 - (2) 実験責任者の変更（別紙様式4）
 - (3) 実験従事者の一部変更（別紙様式5）
 - (4) 実験期間の5年以内の変更（別紙様式6）
 - (5) 同一拡散防止措置レベル内での、実験施設の場所の変更（別紙様式7）
- 8 実験責任者は、毎年度末に当該実験の実施経過を当該部局の安全主任者に文書をもって報告しなければならない。

（実験の実施）

第5条 実験従事者は、実験の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験は、実験室において行うこと。
- (2) 実験は、承認を受けた計画に従って行うこと。
- (3) 実験は、次条で定めるレベルの拡散防止措置を執ること。
- (4) 実験を実施したときは、その都度実験記録を作成し、保管すること。

（拡散防止措置の方法）

第6条 実験の拡散防止措置の方法については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 微生物使用実験については、省令第5条第1項で定められたレベルの拡散防止措置を執ることとする。
- (2) 培養細胞使用実験については、省令第5条第1項で定められたレベルの拡散防止措置を執ることとし、実験分類はクラス1とする。
- (3) 大量培養実験については、省令第5条第2項で定められたレベルの拡散防止措置を執ることとする。
- (4) 動物使用実験については、省令第5条第3項で定められたレベルの拡散防止措置を執るとともに、執るべき拡散防止措置がP1レベル、あるいはP2レベルである実験を同じ実験室で同時に行うときは、これらの実験の区域を明確に設定すること、又はそれぞれP1、P2レベル、若しくはP1A、P2Aレベルの拡散防止措置を執ることとする。
- (5) 植物等使用実験については、省令第5条第4項で定められたレベルの拡散防止措置を執るとともに、執るべき拡散防止措置がP1レベル、P2レベルである実験を同じ実験室で同時に行うときは、これらの実験の区域を明確に設定すること、又はそれぞれP1、P2レベル、P2Aレベル、若しくはP1P、P2Pレベルの拡散防止措置を執ることとする。

(実験中の注意事項)

第7条 実験中においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 組換え体を含む廃棄物（廃液を含む。以下同じ。）については、廃棄の前に組換え体を不活化するための措置を講ずること。
- (2) 組換え体が付着した設備、機器及び器具については、廃棄又は再使用（あらかじめ洗浄を行う場合にあつては、当該洗浄。）の前に組換え体を不活化するための措置を講ずること。
- (3) 実験台については、実験を行った日における実験の終了後に、及び組換え体が付着したときは直ちに、組換え体を不活化するための措置を講ずること。
- (4) 実験室の窓、ドア等については、閉じておくこと（実験室に出入りするときに除く。）。
- (5) すべての操作において、エアロゾルの発生を最小限にとどめること。
- (6) 実験室以外の場所で組換え体を不活化するための措置を講じようとするときその他の実験の過程において組換え体を実験室から持ち出すときは、組換え体が漏出その他拡散しない構造の容器に入れること。
- (7) 組換え体を取り扱う者に組換え体が付着し、又は感染することを防止するため、組換え体の取扱い後における手洗い等必要な措置を講ずること。
- (8) 機械式ピペットをできるだけ使用すること、及び口を使うピペット操作は行わないこと。
- (9) 実験室内での飲食、喫煙又は食品の保存はしないこと。
- (10) 注射器の使用は、他の方法がある場合にはこれを避けること。
- (11) 実験室は、常に整理し、清潔を保つこと。
- (12) 実験用の被服等の使用は、実験責任者の指示に従うこと。
- (13) 実験の内容を知らない者が、みだりに実験室に立ち入らないための措置を講ずること。
- (14) その他実験責任者の定める事項を遵守すること。

(保管に当たって執るべき拡散防止措置)

第8条 組換え体の保管に当たっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 組換え体が漏出しない構造の容器に入れ、かつ、当該容器の見やすい箇所に、組換え体である旨を表示すること。
- (2) 前号の組換え体を入れた容器は、所定の場所に保管するものとし、保管場所が冷蔵庫その他の保管のための設備である場合には、当該設備の見やすい箇所に、組換え体を保管している旨を表示すること。
- (3) P1、P2レベルの組換え体については、原則実験室内で保管すること。

(運搬に当たって執るべき拡散防止措置)

第9条 組換え体の運搬に当たっては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 組換え体が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
- (2) 最も外側の容器の見やすい箇所に、取扱い注意を要する旨を表示すること。

(輸出入に関する措置)

第10条 輸出に当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律97号）第27条から第29条までの規定を準用する。

2 輸出入に際しては、輸出入の当事者は、次の各号に定める内容をあらかじめ情報交換し、記録しておくこと。

- (1) 遺伝子組換え生物等の名称、性質等
- (2) 遺伝子組換え生物等の安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件について
- (3) 輸出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細
- (4) 輸入者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細

(安全キャビネット及びHEPAフィルターの規格)

第11条 安全キャビネット及びHEPAフィルターの規格については、別表第2に定めるとおりとする。

(安全キャビネットの検査等)

第12条 P2（P2A、P2P含む。）レベルでの安全キャビネットのHEPAフィルターは、その交換直前及び検査時に、安全キャビネットを密閉し、10g/m³のホルムアルデヒド燻蒸により汚染を除去するものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、遺伝子組換え研究の推進を図ることに關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から改正施行する。

別表第1 (第4条関係)

確認又は承認の対象事項	提出書類及び提出部数
1 文部科学大臣の確認及び学長の承認を必要とする実験	ア 第二種使用等拡散防止措置確認申請書(省令の別紙様式参照) 1部 イ 遺伝子組換え実験計画申請書(別紙様式1) 1部 ウ 遺伝子組換え実験計画書(別紙様式2) 1部 (注) 実験従事者の欄まで記入すればよい。 エ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料 1部
2 学長の承認を必要とする実験	ア 遺伝子組換え実験計画申請書(別紙様式1) 1部 イ 遺伝子組換え実験計画書(別紙様式2) 1部 ウ その他必要に応じ実験計画の内容を説明する資料 1部

別表第2 (第11条関係)

クラスI

用途	低度及び中程度の危険性を持つ微生物・病原体等の取扱いで、作業空間に清浄空気を必要としない場合に使用する。
構造・規格	前面開口部と排気口を有し、前面開口部からの流入気流が汚染エアロゾルの流出を防止、排気はHEPAフィルターで処理後キャビネット外に放出する。平均流入風速(排気口/前面開口部面積)が0.40m/秒以上あること。

クラスII

用途	低度及び中程度の危険性を持つ微生物・病原体等の取扱いで、作業空間に清浄空気を必要とする無菌作業に使用する。通常の生物学を目的とした作業用(タイプA)と、少量の有害危険化学物質・放射性物質・ガス状物質など、HEPAフィルターに効率よく捕集されない物質を取り扱うためのもの(タイプB)がある。
構造	前面開口部と排気口を有し、前面開口部からの流入気流が汚染エアロゾルの流出を防止、作業空間にHEPAフィルター透過された層流の清浄空気を供給すること。排気はHEPAフィルターで処理後キャビネット外に放出する。タイプAは陽圧汚染プレナムが外壁に接する型は推奨しない。タイプBは必ずダクトを接続し、室外に排気すること。
規格	密閉度 空気によりキャビネット内を50mm水柱に加压したとき、30分後の内圧低下が10%以内であるか、又は石鹼水若しくは発泡漏れ検出剤をキャビネットのすべての浴槽及び貫通部等に塗布又は噴霧しても漏れによる発泡を認めないこと(陽圧プレナムが外壁に接する型では、ハロゲンガスの漏れ量が $5 \times 10^{-7} \text{cc/秒}$ 以下であること。)、 作業者の安全性試験 5~10 $\times 10^6$ cfu(colony forming unit)の枯草菌芽胞を噴霧し、検査した時に、4台のインピッチャーに捕集されるコロニー数は合計10個以下であること。試験開始後5~15分に捕集するスリットサンプラーのコロニー数は、試験ごとに5個以下であること。連続3回の試験すべてに合格すること。 試料保護試験 5~10 $\times 10^6$ cfuの枯草菌芽胞を噴霧し、検査した時に、寒天平板(10cm径シャーレーを可能な限り敷きつめること。以下同じ。)に捕集されるコロニー数は、試験ごとに合計5個以下であること。連続3回の試験すべてに合格すること。 試料間の相互汚染防止試験 5~10 $\times 10^6$ cfuの枯草菌芽胞を噴霧し、検査した時に、平板の中心が側面から355mm以上離れた位置の寒天平板に捕集されるコロニー数は合計2個以下であること。左・右から3箇所ずつの試験すべてに連続合格すること。 吹出し速度 15cm以内の格子で測定した各測定点の吹出し風速は、平均値の $\pm 20\%$ 以内であること。吹出し風速に勾配ができるように設計されたキャビネットでは、製作者の指定する各領域内で計算すること。 流入風速 前面開口部からの平均流入風速は0.40m/秒以上(タイプBでは0.50m/秒以上)あること。 送風機 送風機は、フィルターの圧力損失が20%上昇した時に、回転制御せずに処理風速量の減少が25%以内であること。 気流方向 発煙管等で流れる状態を目視により判定する。前面パネル下端より100 ± 10 mm上の高さ、作業空間の下向き層流の前吸込み口への気流偏り位置、前面パネル下端から150 ± 20 mm上の高さ、前面パネルの20~30mm内側の位置で、作業空間左右側面間を走査した時に、煙は滑らかに下に流れること。煙の流れない部位や、上向きに流れる部位がないこと。また、煙がキャビネットから漏れしないこと。 前面開口部外側30~40mmの位置で、前面開口部前風を走査した時に、一旦キャビネット内に入った煙はキャビネットから漏れしないこと。また、作業空間に流入しないこと。 温度上昇 室温とキャビネット内部の温度差は4時間連続運転後8℃以内のこと。 騒音レベル 騒音レベルは67dBA以下であること。 照度 平均照度は800~1,200luxであること。 振動 直交3方向の作業台振動変位は5 μmRMS 以下であること。 液体受皿 液体受皿は容易に清掃が行える構造で、4L以上の容量を持つこと。
清掃と滅菌に対する考慮	液体とその飛沫等により汚染する可能性のある表面は、工具を用いずに清掃できること。作業台及び作業空間の隅部を曲面処理すること。 本体を移動せずにホルムアルデヒドガス滅菌ができる構造であること。前面開口部・排気口等は、金属板・プラスチックシート・粘着テープ等で密閉できる構造であること。容易に清掃できるため、床と安全キャビネットの最下面との間隔は80mm以上の空間を設けるか、若しくは床又は台に密着シールを施すこと。
検査	HEPAフィルターの目詰り等使用開始後も性能に直接影響する変化をおこすことがある。安全に使用するには、設置直後及び年1回以上定期的に現場検査を行うことが望ましい。

クラスIII

用途	高度の危険性を持つ微生物・病原体等の取扱いに使用する。
構造・規格	密閉型のキャビネットで、吸気口からの流入気流と排気口からの排気はそれぞれHEPAフィルターで処理すること。排気はHEPAフィルターで2段透過するか、又は焼却滅菌装置を通過させてから外界に排出すること。作業空間は作業室に対して負圧(15mm水柱以上)にする。作業用手袋、試料・器具の出し入れ用の高圧滅菌器又は消毒液槽を装備すること。

安全キャビネットに関するHEPAフィルター

性能等	HEPAフィルターの1次側に試験エアロゾルを負荷して検査した時に、想定した各微小区画の透過率(2次側のエアロゾル濃度の1次側濃度に対する比)が0.01%を超えないこと。相対湿度計、又は28.3l/分を吸引する粒子計数器を用い、等速吸引に近い条件で定常試験した時に、0.3 μm 付近のエアロゾル透過率が0.01%を超えないことを、搭載された状態で確認する。アルミ製セパレーターを使用すること。HEPAフィルターの圧力損失を表示する差圧計を設置することが望ましい。
-----	--

資料 19

大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室放射線障害予防規程

(平成19年5月1日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室に立ち入る全ての者に適用する。

大阪大谷大学薬学部には研究棟1階に非密封線源を使用する施設（以下、非密封R I 実験室）があり、この実験室を大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室とよぶ。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 予防規程 | 大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室放射線障害予防規程 |
| (2) 理事長 | 大谷学園の代表者である理事長 |
| (3) 学長 | 大阪大谷大学の代表者である学長 |
| (4) 薬学部 R I 実験室 | 大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室 |
| (5) 薬学部 | 大阪大谷大学薬学部 |
| (6) 薬学部長 | 大阪大谷大学薬学部長 |
| (7) 保健室 | 大阪大谷大学保健室 |
| (8) 主任者 | 法に規定する放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者 |
| (9) 主任者補佐 | 主任者の職務を補佐するための放射線取扱主任者補佐 |
| (10) 主任者等 | 主任者及び主任者補佐 |
| (11) 立入者 | 管理区域に立入る全ての者 |
| (12) R I | 放射性同位元素 |
| (13) 汚染物 | R I によって汚染された物及び汚染されたおそれのある物 |
| (14) 放射性廃棄物 | R I 及び汚染物の廃棄物 |
| (15) 協会 | 社団法人日本アイソトープ協会 |
| (16) 施行規則 | 昭和35年総理府令第56号 |

(放射線障害防止に関する組織及び職務)

第4条 薬学部 R I 実験室における放射線障害防止に関する組織は、図1に掲げるとおりとする。

第4条の2 薬学部に、放射線障害の予防に必要な事項を審議するため、放射線安全委員会を置く。

第4条の3 薬学部長は、薬学部R I 実験室における放射線障害の発生の防止に関する業務を総括する。

2 薬学部長は、第1項の職務を遂行するに当っては、主任者の意見を尊重しなければならない。

第4条の4 放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

2 放射線取扱主任者の選任については、薬学部の職員のうち第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から理事長が行うものとし、理事長はこれを薬学部長に専決させるものとする。

3 放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。放射線取扱主任者の代理者の選任についても、第2項の規定を準用する。

4 前2項に掲げる選任を行った場合は、学長に届出るものとする。これを受けた学長は理事長の決裁を受けるものとする。

第4条の5 主任者は、前条第1項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当る。

- (1) 予防規程の改正等への参画
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (3) 立入検査等の立会い
- (4) 薬学部長に対する意見の具申
- (5) 放射線安全委員会の開催の要求
- (6) 使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査
- (7) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
- (8) 危険時等の対策及び措置
- (9) その他放射線障害防止に関する必要事項

第4条の6 薬学部長は法第36条の2の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後1年以内（選任前1年以内に受講していた者は、その受講後3年以内）、その後は3年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

第4条の7 放射線施設の維持・管理、ならびにR I 等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため薬学部R I 実験室に管理室を置く。

2 管理室に管理室長を置き、薬学部長が委嘱する。

3 管理室長の下、非密封R I 実験室に管理責任者を置く。

(登録)

第5条 薬学部R I 実験室において、R I 等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大谷大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

2 第1項の規定により登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は管理区域に立ち入ってはならない。ただし、管理区域に、薬学部長の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。

(点検及び施設の維持管理)

- 第6条 管理室長は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、6月を超えない期間ごとに所定の要領に従い点検を行い、その結果を記録する。
- 2 第1項の点検により異常を認めるときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を主任者及び薬学部長に報告しなければならない。
 - 3 管理室長は、年度毎に放射線管理状況報告書を作成し、所定の期日までに主任者を通じて、薬学部長に提出しなければならない。
 - 4 薬学部長は、第3項の放射線管理状況報告書を受領したときは、所定の期日までに学長を通じて、理事長の決裁を受けた後、原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 5 薬学部長は、管理区域の外に通ずる扉、R I貯蔵室及び廃棄物保管室の扉を施錠し、管理室長にその鍵を厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

- 第7条 立入者は、この規程を遵守するとともに、薬学部長及び主任者等が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。
- 2 管理区域に一時的に立ち入る者は、薬学部長の許可を得なければならない。
 - 3 立入者は、管理区域への立入りに際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 管理区域内立入記録に所定の事項を記録すること。ただし、入退室管理装置作動中はこの限りではない。
 - (2) 個人被ばく線量等の適切な放射線測定器を着用して、継続的に測定すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でない者にあつては、外部被ばくまたは内部被ばくにおいての実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。
 - (3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。
 - (4) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等R Iを体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。
 - (5) R Iを体内摂取した時、又はそのおそれがあるときは、主任者の指示に従うこと。
 - (6) 退出する時は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある時は、除染を行い、もし除染ができない場合は主任者の指示に従うこと。
 - (7) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、表面密度限度の10分の1以下であることを確認すること。
 - 4 管理室長は、管理区域の入口にR I等の取扱に関する注意事項及び貯蔵室の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 第7条の2 主任者は、R I等の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又はR I等の使用禁止等必要な措置を講じることができる。

(R I の運搬)

第8条 R I等を運搬しようとする場合は、大阪大谷大学放射性同位元素等運搬要項により行なわなければならない。

2 第1項の取扱いについては、運搬責任者を定めるものとし、運搬責任者は、主任者等の指導のもとに、当該放射線業務従事者に対し適切な指導を与えるものとする。

(R I の移動と事前承認)

第9条 薬学部R I実験室で使用するR Iを購入する場合、又はR I、汚染物並びに放射性廃棄物を外部から搬入し、もしくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、日時及び性状等についてあらかじめ所定の手続きにより主任者の承認を得なければならない。

(R I の登録)

第10条 薬学部R I実験室で使用又は保管するR Iは、全て所定の方法により登録しなければならない。

(R I の使用)

第11条 R Iの使用に際しては、次の各号に定める事項を厳守するほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) R Iの使用に当たっては使用責任者を定め、それぞれの種類に応じて指定された場所においてのみ使用すること。また、使用責任者は、放射線業務従事者に適切な指示を与えること。
- (2) 各作業室について定められた1日最大使用数量の10分の1以上のR Iを使用する予定の作業は、事前に主任者に申告し、必要な指示を受けて行うこと。
- (3) R Iの使用に際しては、所定の手続きを行うこと。
- (4) 経験の少ない者は、R Iの取扱いに関して十分な知識と経験を有する者の同伴を得て作業を行うこと。
- (5) 夜間、休日等には単独で作業を行わないこと。
- (6) 使用に際して生じる排気、排水を含む廃棄物の種類と量及び周囲に与える汚染等の予想を立て、処理方法を計画しておくこと。
- (7) 使用する核種とその数量、それに伴う放射線の種類と線量、遮蔽の方法とその効果、取扱物質の性質、特にその空气中飛散の可能性、取扱操作の方法、所要時間等に関する調査検討を行い、被ばくに対する事前評価を励行し、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- (8) 放射線の量、空气中濃度又は身体、着衣及び周辺の物の表面汚染等について、適切な測定機器を用いて測定を行いながら作業すること。特に予想外の事態の発生には注意すること。
- (9) 作業室内の換気が正常に行われていることを確認すること。
- (10) R Iを含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業を行うときには、グローブボックス又はフード内で換気装置を働かせて行うこと。飛散のおそれのある

試料には加湿、浸油あるいはカバーをかけるなど飛散を防止する対策を講じること。

- (11) 汚染するおそれのある物品の表面は、ポリエチレンろ紙、ポリエチレンシート、粘着テープ、ペンキ、ワックスなどによって覆い、除染を容易にできる対策を立てておくこと。
- (12) R I の容器には、取扱中は必ず所定の標識を付けて、R I の所在を明示すること。
- (13) 容器の破損、転倒等の事故により、汚染が拡がるおそれのあるときは、バットなどの受皿を準備すること。
- (14) 取扱いに当たっては、原則として、防護衣、帽子、手袋、マスク、眼鏡及びハンドクリーム等の使用により、できるかぎり人体の汚染を防止すること。
- (15) 液体状のR I をピペット等で吸い上げる場合は、口で吸い上げないこと。
- (16) 固体状のR I を取り扱う場合には、ピンセット及び鉗子等適当な器具を用いること。
- (17) 動物を用いる実験を行うときには、大阪大谷大学動物実験委員会の許可を受け、動物実験規定を遵守すること。
- (18) 多量のR I の飛散又は広範囲の汚染に気付いたときには、直ちに管理室に通報し、応急の措置を講じること。
- (19) 身体の汚染は、即刻除去すること。
- (20) 身体の除染には、ぬるま湯、浴用石鹼、中性洗剤又は柔らかいブラシ等によりできるだけ皮膚を痛めない方法を用いること。
- (21) 除染操作は、適切な測定により、常にその有効性を確かめつつ行うこと。
- (22) 汚染を発見した者は、できるだけ周囲の人の協力を得て、二次汚染の拡大及び無駄な廃棄物の発生の防止に留意しつつ、除染作業を行うこと。
- (23) R I によって汚染され、表面密度限度を超えた物及びその物が置かれた場所には、所定の標識を掲げること。
- (24) 汚染事故は、その終始を記録に残すこと。

(R I の保管)

第12条 R I の保管に際しては、次の各号に掲げる事項に従って行うほか、主任者等の指示に従わなければならない。

- (1) R I の保管に当たっては、保管責任者を定め、全て指定されたR I 保管場所にて行うこと。
- (2) R I の保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
- (3) R I は、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。
- (4) 保管容器の表面には、その内容物の登録番号、種類、数量、保管責任者名等を表示すること。
- (5) R I の保管には、その種類及び数量に応じて適当な遮蔽をほどこし、人が立ち入る場所に6マイクロシーベルト毎時以上の放射線の漏れが生じないようにするこ

と。ただし、通常の方法でこの基準によりがたい時は、その付近に人が容易に近づかないように適切な措置を講じること。

- (6) 空気を汚染するおそれのあるR Iを保管する場合には、これを気密な容器に入れることにより、貯蔵施設内の人が呼吸する空気の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにすること。
- 2 主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてR Iを保管しないように監督しなければならない。
- 3 保管責任者は、1年を超えない期間ごとに保管の実態を点検し、その結果を管理室長に報告しなければならない。

(R Iの廃棄)

第13条 R I、汚染物又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

- 2 R I、汚染物又は放射性廃棄物を廃棄する場合には、次の各号に定める事項に従って行うほか、主任者の指示に従わなければならない。
 - (1) 放射性廃棄物の保管廃棄は、指定された廃棄物保管室で行うこと。
 - (2) R I等の廃棄に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入し、廃棄物の表面に所定の事項を記入すること。
 - (3) 放射性廃棄物は、可能な限り協会への引渡しとすること。ただし、協会へ引渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。
 - (4) 放射性廃棄物は、協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするよう努めること。
 - (5) 液体状放射性廃棄物は、原則として流しに放流しないこと。特に、 90Sr 及び α 線を放出するR Iを含む放射性廃棄物は、流しに放流してはならない。ただし、水溶性放射性廃棄物は、主任者が放射線障害の発生するおそれがないと認め、且つ、法定の基準値以下の場合には、廃棄設備によって廃棄することができる。
 - (6) 気体状放射性廃棄物の処理又は高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示に従わなければならない。
 - (7) 動物に関わる放射性廃棄物の処理については、主任者の指示に従わなければならない。

(測定)

第14条 薬学部長は、放射線の量、R Iによる汚染の状況等についての測定を、主任者の指示に従って次の各号について行うものとする。

- (1) 放射線の量
 - イ 作業室
 - ロ R I貯蔵室
 - ハ 廃棄物保管室
 - ニ 廃棄作業室、有機廃液保管庫
 - ホ 排気、排水設備

- へ 汚染検査室
- ト 管理区域の境界
- チ 事業所の境界
- リ 居住地域との境界

(2) R Iによる汚染の状況の測定（表面密度、空气中又は水中濃度）

- イ 作業室
- ロ R I貯蔵室
- ハ 廃棄物保管室
- ニ 廃棄作業室、有機廃液保管庫
- ホ 排気設備の排気口
- へ 排水設備の排水口
- ト 汚染検査室
- チ 管理区域の境界

- 2 第1項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあつては1月を超えない期間（密封された放射性同位元素を固定して使用する場合にあつては6月を超えない期間）ごとに1回行わなければならない。ただし、排気、排水設備については、排気又は排水のつど行う。
- 3 第2項の規定にかかわらず、汚染の生じたと考えられる場合にはそのつど測定する。
- 4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。
- 5 第1項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が困難な時は計算により行うことができる。
- 6 第1項及び第3項の測定結果は、所定の用紙に記録し、薬学部長の責任において、年度ごとに取りまとめて5年間保管しなければならない。

第15条 放射線業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用し、着用期間終了ごとに管理室に提出しなければならない。その際、外部被ばく線量の測定は大阪大谷大学個人被ばく線量の測定要項により行い、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。また、内部被ばく線量についても同要項により行うものとする。

- 2 第1項により管理室へ提出された放射線測定器は、主任者の指示に従い、線量計測業者もしくは管理室が、測定するものとする。
- 3 放射線業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行う時も、前2項に準ずるものとする。
- 4 第2項及び第3項の測定結果は、薬学部長が管理し、薬学部R I実験室事務部において保管する。また、薬学部長は、その記録の写しを記録のつど本人に交付しなければならない。
- 5 薬学部以外の部局に登録された放射線業務従事者の個人被ばく線量は、所属部局の主任者の指示のもとに所属部局において測定するものとし、当該部局長は、その記録の写しを記録のつど薬学部長に提出するものとする。

(教育訓練)

第16条 薬学部長は、放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前については、法に定める項目及び時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は放射線業務の開始後は、1年を超えない期間ごとに法に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

2 第1項の規定にかかわらず、法に定める項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると薬学部長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

3 薬学部長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第17条 薬学部長は、放射線業務従事者に対し、大阪大谷大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を受けさせ、その記録の写しをそのつど、主任者及び本人に交付しなければならない。ただし、薬学部以外の部局に所属する放射線業務従事者にあつてはその所属部局長が行い、その結果を薬学部長に報告するものとする。

2 薬学部長は、第1項の放射線業務従事者の健康診断の結果に応じ、保健室長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

(1) 要注意の場合 作業時間の短縮、作業の内容制限

(2) 要制限の場合 配置転換

(3) 要療養の場合 休養加療

3 健康診断の結果の記録の写しは、薬学部長が管理し、薬学部R I 実験室事務部において保管する。

(放射線業務従事者の転出等の際の措置)

第17条の2 薬学部長は、放射線業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該放射線業務従事者の取扱等に係るR I等の他の放射線業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第18条 安全管理に必要な帳簿は、次の各号に掲げるとおりとし、薬学部長は、別に定める様式に従い、必要事項を確実に記帳させなければならない。

(1) R Iの受入れ又は払出しに係るR Iの種類及び数量

R Iの受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(2) 使用に係るR Iの種類及び数量

R Iの使用の年月日、目的、方法及び場所

R Iの使用に従事する者の氏名

(3) 保管に係るR Iの種類及び数量

- R I の保管の期間、方法及び場所
 - R I の保管に従事する者の氏名
 - (4) 廃棄に係る R I 等の種類及び数量
 - R I 等の廃棄の年月日、方法及び場所
 - R I 等の廃棄に従事する者の氏名
 - (5) 事業所の外における R I 等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - (6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿
 - (7) 放射線業務従事者の被ばく線量に関する帳簿
 - (8) 放射線業務従事者の健康診断に関する帳簿
 - (9) 教育訓練に関する帳簿
 - (10) 放射線業務従事者の登録簿
 - (11) 管理区域立入記録
 - (12) 施設の保守点検記録
 - (13) 第 6 条第 5 項に定める記録
- 2 主任者は、帳簿を点検する。
- 3 帳簿は、毎年 3 月 31 日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、放射線業務従事者の線量測定並びに健康診断に関する帳簿は、薬学部 R I 実験室事務部において永年保存し、その他は管理室が 5 年間保存する。

(地震等の災害時における措置)

- 第19条 地震、火災その他の災害が起こった場合には、図 2 に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。
- 2 薬学部長は、第 1 項の通報を受けたときは、直ちに放射線施設を点検しなければならない。
- 3 地震については、気象庁の発表する震度 4 以上のものを対象とする。

(危険時の措置)

- 第20条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、図 2 に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。
- 2 主任者は、第 1 項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、薬学部長及び原子力規制委員会の事故対策室に通報しなければならない。
- 3 主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、薬学部長に状況を報告しなければならない。
- (1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がある場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。
 - (2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

- (3) R I を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周辺には縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。
- (4) 緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。

4 薬学部長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

(事故時の措置)

第21条 第1号から第8号までに掲げる事故が発生したときは、図3に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。また、第9号に掲げる事故が発生したときは、図3に定める連絡体制に従い連絡及び通報を行うと同時に、発見されたR Iの核種などの確認を、主任者の指示の下に行わなければならない。

- (1) R I の盗取又は所在不明が発生した場合
- (2) 気体状のR I等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第2号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状のR I等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第19条第1項第5号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) R I等が管理区域外で漏えいしたとき（施行規則第15条第2項の規定により管理区域の外において密封されていないR Iの使用をした場合を除く。）。
- (5) R I等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - (ア) 漏えいした液体状のR I等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - (イ) 気体状のR I等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- (6) 施行規則第14条の7第1項第3号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (7) R I等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (9) 管理下でないR I等が発見されたとき。

2 薬学部長は、第1項第1号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

図1 薬学部放射線管理体制

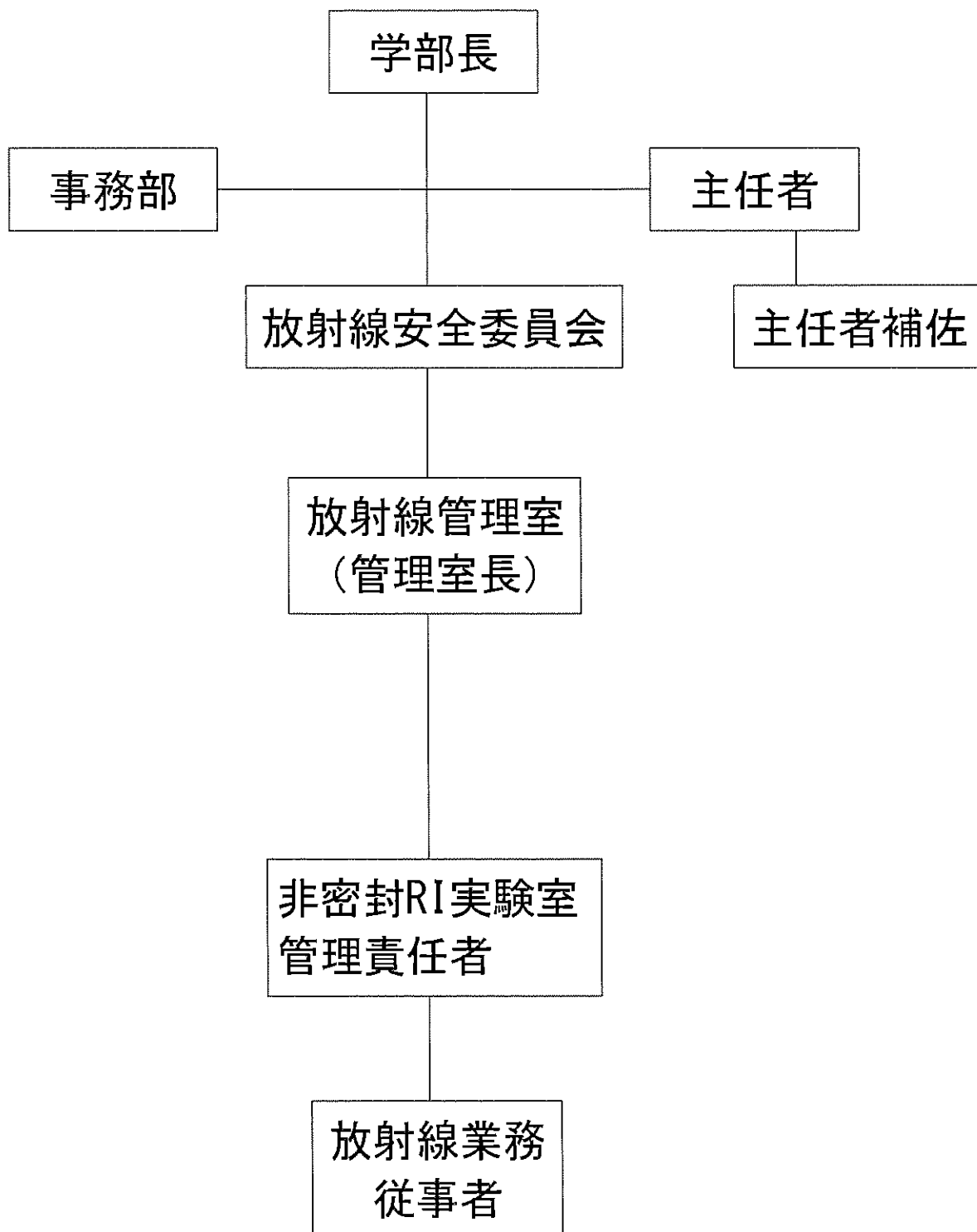


図2 災害時の対応

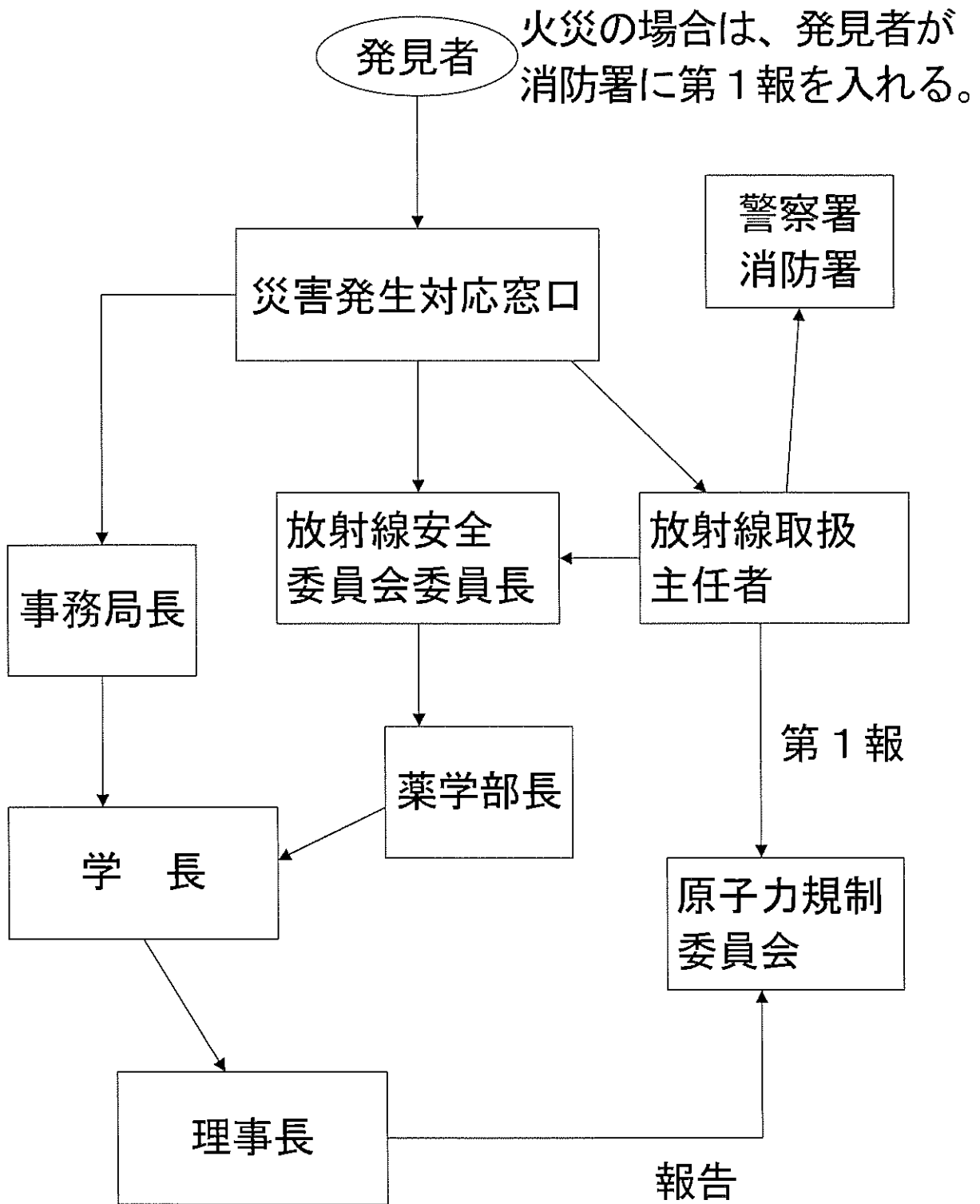
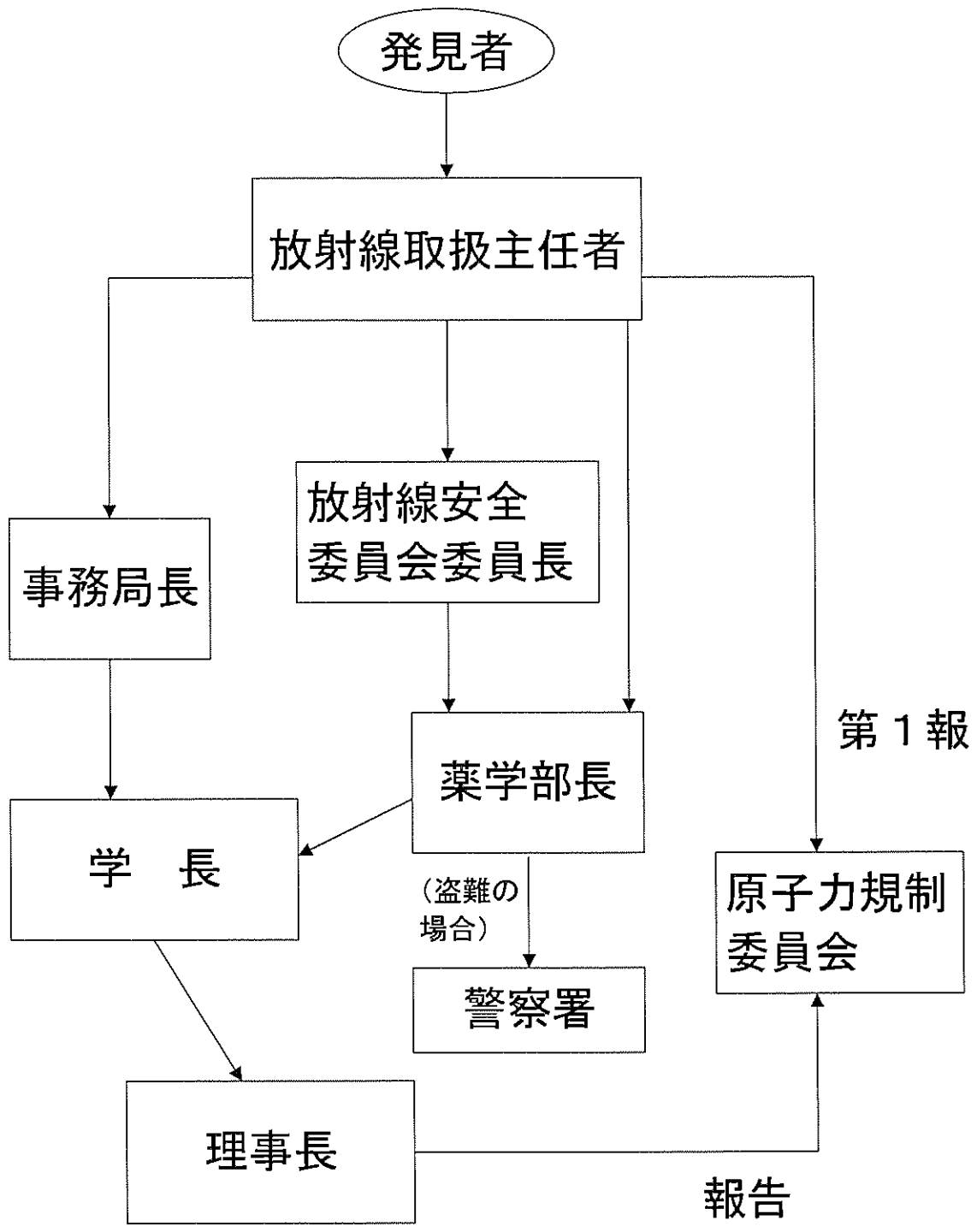


図3 事故発生時の対応



学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

本研究科の入学定員設定の考え方及び定員充足の見込みについては、本学薬学部1～5年生、病院・薬局の薬剤師を対象とした進学に関する意向についてのアンケート調査や本学薬学部学生の進学実績、さらに近隣の薬学研究科博士課程（4年制）の入学定員状況を総合的に勘案したうえで、入学定員を3名としており、十分な定員充足が見込めると考えている。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

a) 学生確保の見通しに関するニーズ調査

本学に薬学研究科博士課程を設置するにあたり、第三者機関を通じて学生確保の見通しに関するニーズ調査を実施した。以下にその調査内容の詳細を示す（資料1）。

(i) 調査機関

丸善雄松堂株式会社

(ii) 調査目的

大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程（仮称）設置計画検討のため、アンケート調査により薬学部在学学生及び薬剤師の進学需要等を把握し、設置計画の基礎資料とする。

(iii) 調査対象

本研究科では、一般入試と社会人入試を実施することからアンケート調査は、

- ・大阪大谷大学薬学部在学学生（1～5年生）
- ・大阪大谷大学薬学部実務実習等で協力関係にある薬剤師

を対象とした。

(iv) アンケート実施時期

平成29年11月24日～平成29年11月30日

(v) 回収状況

薬学部在学学生 748 名に対しては授業でアンケートを配布し、629 件の回答が得られた。(回収率 84.1%)、実務実習等で協力関係にある薬剤師 117 名に対しては郵送により調査票を配布、回収し、103 件の回答が得られた。(回収率 88.0%)

【薬学部在学学生に対するアンケート調査結果】

<大学院薬学研究科博士課程への興味・関心>

回答者(薬学部1年から5年在学学生)の大学院薬学研究科博士課程への興味・関心は、「進学したい」が18名(2.9%)で、「関心がある」が63名(10.0%)、「やや関心がある」が125名(19.9%)となっており、これら合計は206名(32.8%)で、回答者(薬学部在学学生)の3割以上が薬学研究科博士課程に何らかの興味・関心を持っている。一方、「関心がない」は270名(42.9%)で、149名(23.7%)は「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の0.6%となっている。

さらに、大学院薬学研究科博士課程に「進学したい」「関心がある」「やや関心がある」を選択した回答者に対して、大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心についても質問した。

<大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心>

大学院薬学研究科博士課程に「進学したい」「関心がある」「やや関心がある」を選択した回答者(薬学部1年から5年在学学生)の大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心は、「進学したい」が10名(4.9%)、「関心がある」が45名(21.8%)、「やや関心がある」が90名(43.7%)で、これらの合計が145名(70.4%)で7割以上がなんらかの興味・関心を持っている。学年別では、5年生で「進学したい」が2名、「関心がある」が6名、4年生で「進学したい」が1名、「関心がある」が11名、3年生で「進学したい」が2名、「関心がある」が6名、2年生で「進学したい」が5名、「関心がある」が13名、1年生で「関心がある」が9名である。一方、「関心がない」は18名(8.7%)で、34名(16.5%)が「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の4.4%となっている。

【薬剤師に対するアンケート調査結果】

<大学院薬学研究科博士課程への興味・関心>

回答者（薬剤師）の大学院薬学研究科博士課程（社会人入学）への興味・関心は、「進学したい」が7名（6.8%）で、「関心がある」が27名（26.2%）、「やや関心がある」が30名（29.1%）となっており、これらの合計は64名（62.1%）で、回答者（薬剤師）の6割以上が何らかの興味・関心を持っている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の6.8%となっている。

さらに、大学院薬学研究科博士課程に「進学したい」「関心がある」「やや関心がある」を選択した回答者に対して、大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心についても質問した。

<大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心>

大学院薬学研究科博士課程に「進学したい」「関心がある」「やや関心がある」を選択した回答者（薬剤師）の大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心は、「進学したい」が2名（3.1%）、「関心がある」が21名（32.8%）、「やや関心がある」が27名（42.2%）で、これらの合計が50名（78.1%）で8割近くがなんらかの興味・関心を持っている。一方、「関心がない」は3名（4.7%）で、11名（17.2%）が「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答はなかった。

【薬学部在学学生及び薬剤師に対するアンケートのまとめ】

薬学部在学学生の大阪大谷大学大学院薬学研究科博士課程への興味・関心は、「進学したい」が10名、「関心がある」が45名、「やや関心がある」が90名で、何らかの興味・関心を持つこれらの合計が145名となっている。また、薬剤師では、「進学したい」が2名、「関心がある」が21名、「やや関心がある」が27名で、何らかの興味・関心を持つこれらの合計は50名であり、本学の薬学研究科博士課程は薬学部在学学生（学生）及び薬剤師（社会人）からの一定の進学需要があるといえる。

b) 本学薬学部学生の進学等実績

本学薬学部は平成18年に開設、平成24年3月、第1期生が卒業し、これまでに706名の卒業生を社会に送り出し、そのうち626名（88.7%）が薬剤師免許を取得し、活躍している。またほぼ毎年、医学・薬学系の研究科への進学実績があり、平成25年卒業生で4名、平成26年卒業生で1名、平成28年卒業生で1名、平成29年卒業生で1名が大学院に進学して

いる。

また平成24年卒業生が研究生として、さらに平成29年卒業生が本学の非常勤研究員として研究に従事している（資料2）。

c) 近隣の私立大学大学院博士課程（4年制）の入学定員状況と定員充足率

6年制薬学部を持つ近隣の私立11大学における、6年制薬学部の入学定員に対する博士課程（4年制）の入学定員状況、また博士課程（4年制）の定員充足率（4年間平均）を以下に示した（資料3）（資料4）。

博士課程（4年制）の入学定員状況は、3名（6/11大学：55%）が最も多く、次いで2名（2/11大学：18%）と4名（2/11大学：1%）が続き、京都薬科大学のみが10名（1/11大学：9%）となっている。6年制薬学部の入学定員に対する博士課程（4年制）の定員の割合を地域別でみると、大阪府の3大学が1.1%～2.0%（平均：1.6%）、京都府の2大学が2.8%と3.3%（平均：3.1%）、兵庫県の4大学が1.0%～2.0%（平均：1.3%）、滋賀県の1大学が3.0%、三重県の1大学が2.0%となっている。

博士課程（4年制）の入学定員充足率の4年間平均は、大阪府中部に位置する近畿大学で133%、大阪府北部に位置する大阪薬科大学と摂南大学でそれぞれ58%と94%、近隣11大学薬学研究科博士課程（4年制）の平均は93%であった。

以上、アンケート結果、卒業生の進学実績、及び近隣大学薬学研究科博士課程（4年制）における入学定員状況、近年の定員充足率を総合的に勘案し、本研究科の入学定員3名（社会人を含む）は妥当であり、定員充足に問題はない。

ウ 学生納付金の設定の考え方

学生納付金は、本学の既設学部・研究科の設定金額を参考に、学生の経済的負担の軽減と学生確保の観点から近隣の薬学研究科の水準に設定した（資料5）（資料6）。

大阪府の3大学の入学金（他大学卒業生を対象）は、100,000円～220,000円（平均173,000円）、近隣11大学の入学金は、100,000円～300,000円（平均198,000円）に対し、本学の薬学研究科の入学金は、200,000円に設定している。

授業料等についても、大阪府3大学は、500,000円～1,000,000円（平均760,000円）、近隣11大学でも、500,000円～1,000,000円（平均703,000円）に対し、本学の薬学研究科では、700,000円に設定していることから、本研究科の学生納付金の

設定は妥当であると考えられる。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

薬学研究科の新設にあたっては、ホームページやパンフレット、オープンキャンパスや社会人向けの講演会等、あらゆる機会を通じて本研究科の設置の趣旨等を広く周知することに努める。とくに本学の在学生に対しては、博士課程への進学について教員の体験をもとに具体的に学生に伝える。

ア 学生確保に向けた具体的な取組と予定

a) 新聞媒体への広告及び本学ホームページへの掲出

本研究科の設置趣旨ならびに教育目的を広く一般社会に宣言することにより、本研究科の存在が広く社会へ認知される。

b) オープンキャンパス

本学ではオープンキャンパスは毎年度6回開催し、平成29年度の参加者数は通算2,036名である。この場での広報は薬学部卒業後の博士課程への進学が、将来の進路の選択肢を広げることを高校在学時から認識させる。

c) 高大連携事業での周知

本学園では、併設校である東大谷高等学校と本学の間で9年一貫教育を目的とした「大谷学園薬剤師育成プログラム」を実施している。薬学部に進学を希望する高校生に対して、博士課程における専門的経験がいかに貴重なものであるかをわかりやすく説明し、高校生に夢と希望を与えるとともに進学が将来の進路の一つとして認識できるよう努める。高大連携事業における広報は、将来の潜在的な志願者である高校生に対し、博士学位取得の意義を認識させるためにも重要である（資料7）。

d) 本学薬学部在学生への周知

本学薬学部卒業生は、薬学研究科の志願者の中心となる。本学部では4年生後期から講座に配属され、各自が選んだテーマについて研究室内での個別指導をうける。教員は学生との日常的な研究などを通じて、博士課程への進学により、自ら考え、判断し、実行する能力を身につけることができること、その結果として、

卒業後の進路の幅が大きく広がることを学生に伝える。さらに研究者、また高等教育機関で教育者として第一線で活躍するにあたっては、博士課程での研究経験が非常に重要なものであること、国際社会では博士の学位取得者が幅広い分野で活躍していることを教員の体験をもとに具体的に示す。また内部からの本研究科進学者に対してはRA及びTA制度があり、後進の学生を指導することによって、教えること、また伝えることの面白さと重要性を認識できるようにする。さらに給付型奨学金など、学生の経済的負担を軽減する制度のあることを周知し、本研究科入学者確保に直接的な効果を得る。

e) パンフレットの配付

「大阪大谷大学大学院薬学研究科」の概要、さらには修了後の進路や教育・研究内容等の体系的かつ詳細な情報を紙媒体で提供することにより、本研究科進学希望者に具体的なイメージを示し、入学の強い動機とする。

f) 地域連携の講習会・講演会、近隣等の薬剤師会での周知

本学薬学部は、平成18年度開設以来、近隣7市薬剤師会との間で地域学術交流に関する協定を締結し（資料8）、これに基づく地域連携学術交流会の開催は平成29年9月までに通算35回を重ね、のべ5,129名の参加があった（資料9）。このような場にも進学に関する相談の機会を設け、また地域の医療機関との共同研究を積極的に進め、地域との連携をはかることにより本研究科を薬剤師等により身近な存在となるように努める。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

高度に専門化された社会においては、自らが専門とする分野における先進的な専門的知識はもとより、関連する他分野、さらには社会全体を俯瞰できる能力が必要となる。本研究科では建学の精神である「報恩感謝」に基づき、豊かな人間性を持ち、薬学分野はもとより、情報分野、また国際社会に深い理解を持つ研究者・教育者並びに高い研究能力を持ち地域医療において先導的に活躍できる人材を養成する。専門領域においては、現在、また将来直面するであろう多様な課題に専門的知識と思考をもとに取り組み、解決し、新たな道を切り拓くことのできる人材を育成する。

また、それぞれの分野で活躍するための豊かな人間性と高い倫理観、見識を持ち、自らの知識と経験をもとに、研究はもとより後進を指導教育する能力を有する人材を養成する。地域の医療施設に勤務する薬剤師等に対しては、科学的検証能力を養うための環境を提供し、高度な専門知識を自らの研究を通じて体系的に修得し、地域医療において先導的に活躍できる人材の育成を目指す。

本研究科は、生体機能薬学分野、臨床薬学分野、衛生薬学分野の3分野より構成する。生体機能薬学分野においては、薬学の基礎となる生化学、化学、薬理学等の先駆的研究を通じて、高い専門性と柔軟な思考力を身につけ、研究者、また技術者として科学技術の発展と文化の向上に貢献する人材を育成する。臨床薬学分野においては、高い研究能力を持ち、専門化・高度化する薬物治療を主導し、医薬品の適正使用及び安全使用を支え、医療現場において生じる多様な課題に対して専門知識をもとに科学的に対応し、チーム医療や地域医療に先導的に貢献できる人材を育成する。衛生薬学分野においては、医薬品のみならず食物、栄養補助食品（サプリメント）、さらには環境学的視点からヒトと環境との関係について考究し、「衛生」を担保し、関係研究・試験機関等の研究者・技術者として活躍できる人材を養成する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

日本学術会議 薬学委員会の報告書『薬学分野の展望（平成22年）』では、「新しい薬学教育体制の下で、6年制学部に基づいて置かれた大学院における養成人材像を考えると、病院・薬局で働く高度な職能を持つ薬剤師の養成に加え、医薬品の研究・開発・情報提供等に従事する研究者や技術者、医薬品承認審査、公衆衛生等の行政従事者、薬学教育に携わる教員等、多様な人材が養成されることになる。」と述べられており、本研究科の人材養成の考え方はこの考え方と同じものである。

博士課程修了後の進路については、文部科学省平成28年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業「薬学教育の改善・充実に関する調査研究」報告書（平成29年3月 日本薬学会）に調査結果がまとめられている。調査対象は、全国74校の薬科大学・薬学部であり、73校から回答が寄せられ、大学院が設置されているすべての大学から回答が提出されている。大学院4年制博士課程修了後（平成28年3月修了予定者）159名の進路は、大学教員25%、病院15%、製薬系16%、ポスドク（留学を含む）13%、薬局12%の順であった。2+3年制課程修了者192名では52%が製薬系であるのに対し、4年制博士課程修了者はより多様な分野での活躍が期

待されていることがわかる（資料10）。

近隣11大学における薬学研究科博士課程（4年制）修了者の進路状況については「日本私立薬科大学協会だより」（第88号、90号）をもとにまとめた（資料11）。平成28年度修了者25名については、病院32%、教育24%、製薬24%、薬局12%等で非就職者はなかった。また平成27年度修了者19名については、教育33%、その他28%、病院17%、製薬17%等で非就職者は1名であった。進路は多様であり、幅広い分野で薬学研究科博士課程（4年制）に対する人材需要があることを示すものである。

一方、大阪府薬剤師会、及び大阪府病院薬剤師会から本学に薬学研究科設置の要望書が提出されているように、すでに地域の医療機関等に勤務しながら社会人学生として高度な専門知識と基礎・応用研究能力の修得を希望する薬剤師にも対応する必要がある（資料12）。地域連携の講習会・講演会等においても、在職のまま大学院に進学するにあたっての相談の機会を設け、また地域の医療機関との共同研究をさらに積極的に進める計画である。すでに地域の医療機関等に勤務しながら社会人学生として高度な専門知識と基礎・応用研究能力を修得した薬剤師は、将来の医療薬学の新たな道筋を開拓し、地域医療を担う医療機関においての活躍が期待される。

以上を踏まえ、本研究科の設置は、社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであり、大学院薬学研究科を設置することで、大阪大谷大学薬学部卒業生に対しては、大学院教育・研究の場を提供し、地域社会に対してはより高度な貢献が可能となる。

大阪大谷大学大学院 薬学研究科 学生の確保の見通し等を記載した書類

【資料目次】

- ・ 資料1：大学院 新研究科設置計画に係る入口ニーズ調査報告書
- ・ 資料2：卒業生の進学先等一覧
- ・ 資料3：平成29年度 近隣の薬学研究科博士課程（4年制）の入学定員状況（学部との関係）
- ・ 資料4：平成29年度 近隣の薬学研究科博士課程（4年制）の定員充足率（4年間平均）
- ・ 資料5：既設学部および研究科の主な学生納付金（年額）
- ・ 資料6：平成29年度 近隣大学における薬学研究科の大学院生納付金状況（年額）
- ・ 資料7：大谷学園 薬剤師育成プログラム
- ・ 資料8：大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書
- ・ 資料9：大阪大谷大学薬学部地域連携学術交流会開催状況
- ・ 資料10：文部科学省 平成28年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業「薬学教育の改善・充実に関する調査研究」報告書（平成29年3月 日本薬学会）
抜粋
- ・ 資料11：近隣大学における薬学研究科の大学院修了者進路状況
- ・ 資料12：大阪大谷大学大学院薬学研究科の設置に関する要望書

資料 1

大阪大谷大学 御中

大学院 新研究科設置計画に係る
入口ニーズ調査報告書

平成29年12月
丸善雄松堂株式会社
教育・環境ソリューション事業部
コンサルティング部

目次

● 調査概要	P2
● 全体集計結果	P3
● 補記	P11

調査概要

1. 調査目的 大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程(仮称)設置計画検討のため本アンケート調査により薬学部在学学生及び薬剤師の進学需要等を把握し、設置計画の基礎資料とすることを目的とする。
2. 調査対象 ①大阪大谷大学 薬学部在学学生(1～5年生)
②大阪大谷大学 薬学部 実務実習等で協力関係にある薬剤師。
3. アンケート実施時期 平成29年11月24日～平成29年11月30日
4. 回収状況 薬学部在学学生748人に対しては、授業でアンケートを配布し、629件の回収が得られ(回収率84.1%)、実務実習等で協力関係にある薬剤師117人に対しては、郵送による調査票の配布、回収によってアンケートを実施し103件の回収が得られた。(回収率88.0%)
5. 調査方法 調査票による定量調査(アンケート調査)
6. 利用調査票 添付アンケート調査票参照

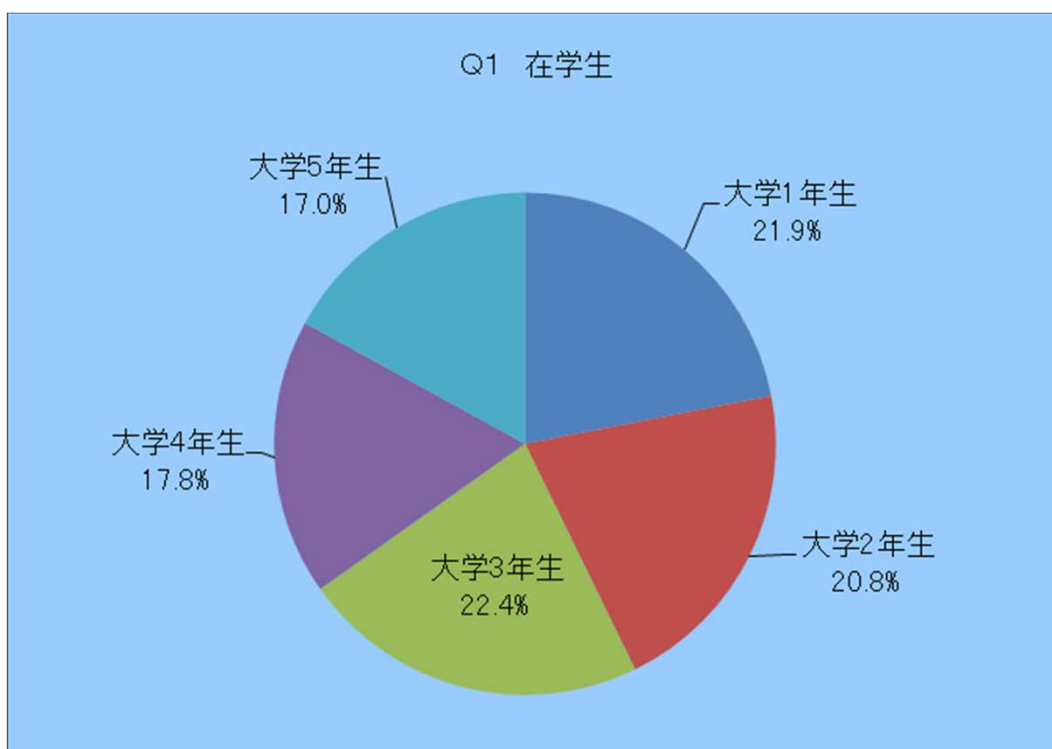
全体集計結果

Q1)現在の所属・職業(薬学部在学生)

回答者(薬学部在学生)の現在の所属・職業は、「大学3年生」141人(22.4%)が最も多く、「大学1年生」138人(21.9%)、「大学2年生」131人(20.8%)と続いている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は無かった。

Q1)あなたの現在について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

	回答数(人)	構成比(%)
全体	629	100.0%
大学1年生	138	21.9%
大学2年生	131	20.8%
大学3年生	141	22.4%
大学4年生	112	17.8%
大学5年生	107	17.0%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

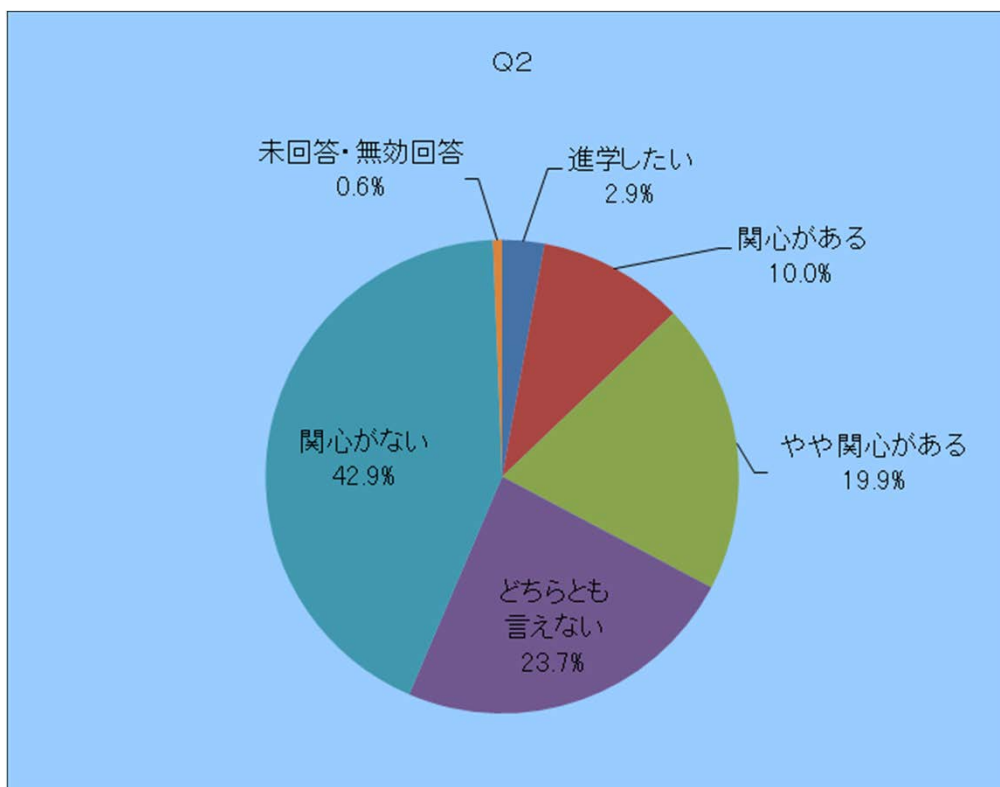
Q2)大学院 薬学研究科 博士課程への 興味・関心(薬学部在學生)

回答者(薬学部在學生)の大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心は、「進学したい」が18人(2.9%)で、「関心がある」が63人(10.0%)、「やや関心がある」が125人(19.9%)となっており、これら合計は206人(32.8%)で、回答者(薬学部在學生)の3割以上が薬学研究科博士課程に何らかの興味・関心をもっている。一方、「関心がない」は270人(42.9%)で、149人(23.7%)は「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の0.6%となっている。

* Q1)で「1 大学1年生」、「2 大学2年生」、「3 大学3年生」、「4 大学4年生」、「5 大学5年生」を選択した回答者(薬学部在學生)が回答。

Q2)あなたは大学院薬学研究科博士課程について、どのように考えていますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	629	100.0%
進学したい	18	2.9%
関心がある	63	10.0%
やや関心がある	125	19.9%
どちらとも言えない	149	23.7%
関心がない	270	42.9%
未回答・無効回答	4	0.6%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

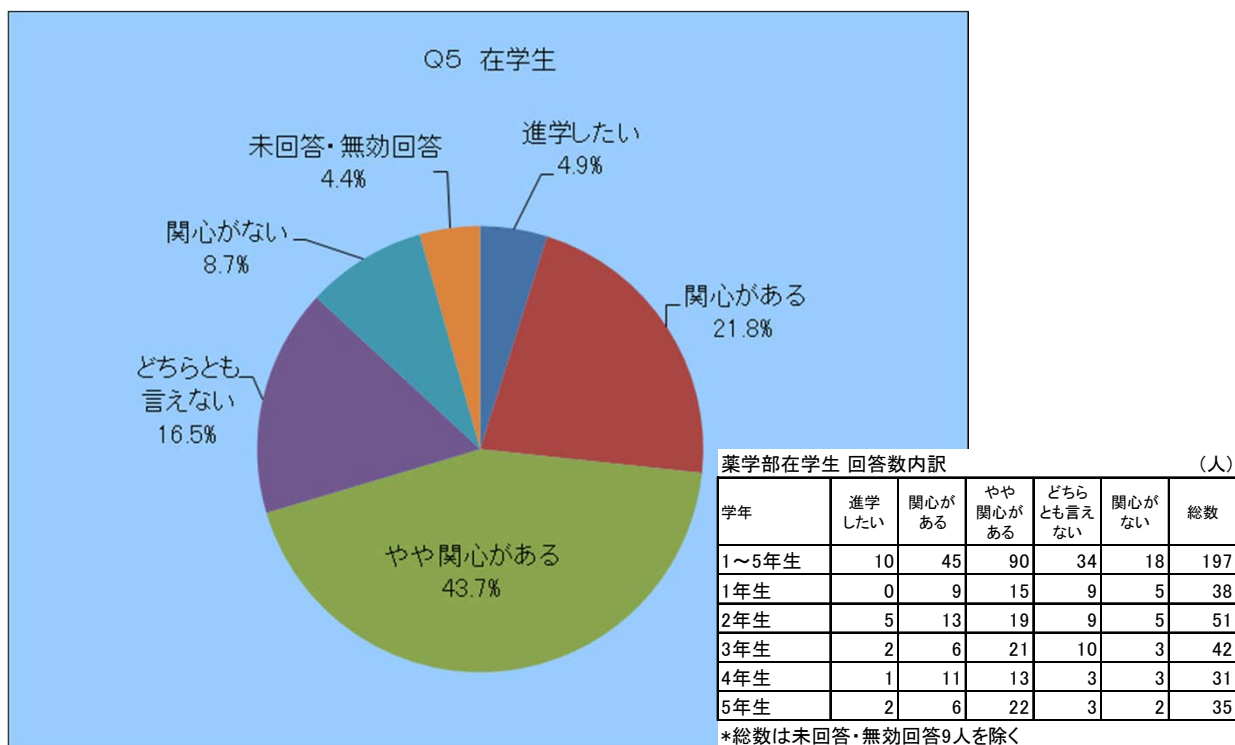
Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心(薬学部在學生)

回答者(薬学部在學生)の大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心は、「進学したい」が10人(4.9%)、「関心がある」が45人(21.8%)、「やや関心がある」が90人(43.7%)で、これらの合計が145人(70.4%)で7割以上がなんらかの興味・関心を持っている。一方、「関心がない」は18人(8.7%)で、34人(16.5%)が「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の4.4%となっている。

* Q2)で「1進学したい」、「2関心がある」、「3やや関心がある」を選択した回答者(薬学部在學生)が回答。

Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程に興味・関心がありますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	206	100.0%
進学したい	10	4.9%
関心がある	45	21.8%
やや関心がある	90	43.7%
どちらとも言えない	34	16.5%
関心がない	18	8.7%
未回答・無効回答	9	4.4%



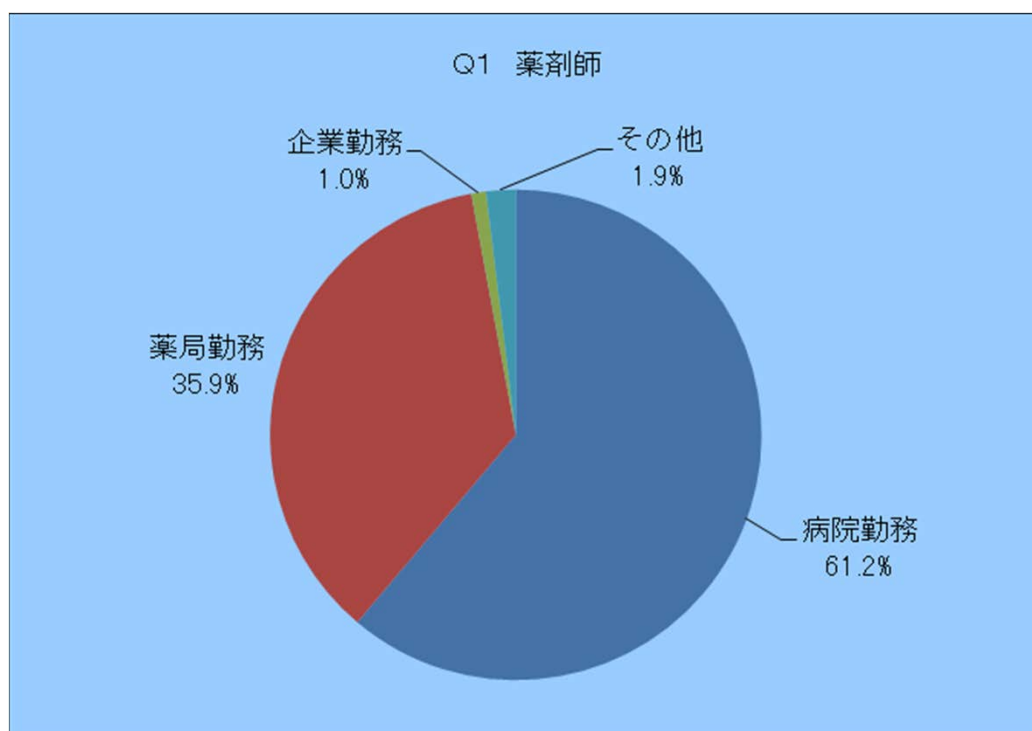
*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

Q1)現在の所属・職業(薬剤師)

回答者(薬剤師)の現在の所属・職業は、「病院勤務」63人(61.2%)が最も多く、「薬局勤務」37人(35.9%)、「その他」2人(1.9%)と続いている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は無かった。

Q1)あなたの現在について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

	回答数(人)	構成比(%)
全体	103	100.0%
病院勤務	63	61.2%
薬局勤務	37	35.9%
企業勤務	1	1.0%
行政機関勤務	0	0.0%
その他	2	1.9%
未回答・無効回答	0	0.0%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

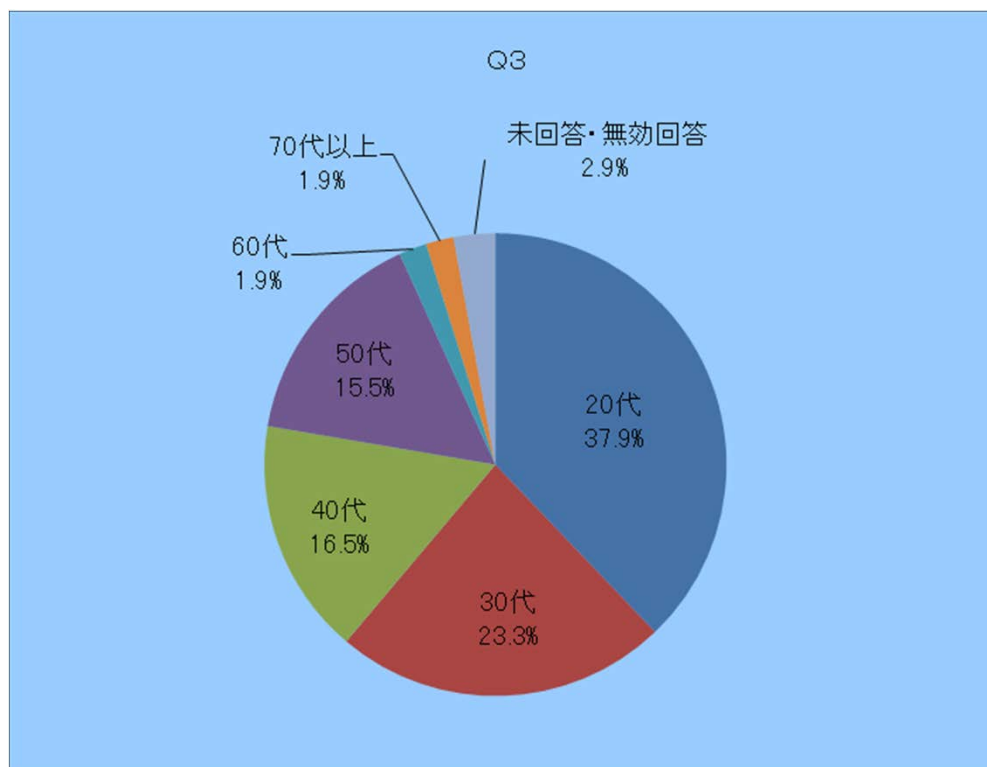
Q3)年齢(薬剤師)

回答者(薬剤師)の年齢は、「20代」39人(37.9%)が最も多く、「30代」24人(23.3%)、「40代」17人(16.5%)と続いている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の2.9%となっている。

* Q1)で「6 病院勤務」、「7 薬局勤務」、「8 企業勤務」、「9 行政機関勤務」、「10 その他」を選択した回答者(薬剤師)が回答。

Q3)あなたの年齢について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

	回答数(人)	構成比(%)
全体	103	100.0%
20代	39	37.9%
30代	24	23.3%
40代	17	16.5%
50代	16	15.5%
60代	2	1.9%
70代以上	2	1.9%
未回答・無効回答	3	2.9%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

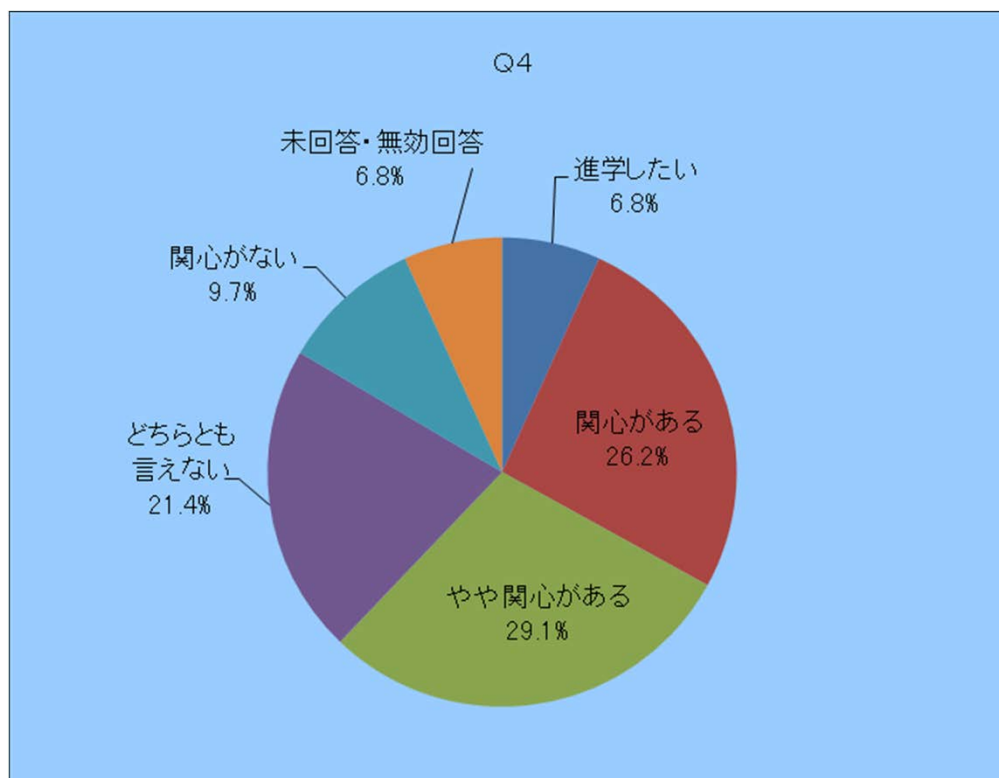
Q4)大学院 薬学研究科 博士課程(社会人入学)への興味・関心(薬剤師)

回答者(薬剤師)の大学院 薬学研究科 博士課程(社会人入学)への興味・関心は、「進学したい」が7人(6.8%)で、「関心がある」が27人(26.2%)、「やや関心がある」が30人(29.1%)となっており、これらの合計は64人(62.1%)で、回答者(薬剤師)の6割以上が何らかの興味・関心を持っている。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答は全体の6.8%となっている。

*Q1で「6 病院勤務」、「7 薬局勤務」、「8 企業勤務」、「9 行政機関勤務」、「10 その他」を選択した回答者(薬剤師)が回答。

Q4)あなたは大学院薬学研究科博士課程(社会人入学)について、どのように考えていますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	103	100.0%
進学したい	7	6.8%
関心がある	27	26.2%
やや関心がある	30	29.1%
どちらとも言えない	22	21.4%
関心がない	10	9.7%
未回答・無効回答	7	6.8%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

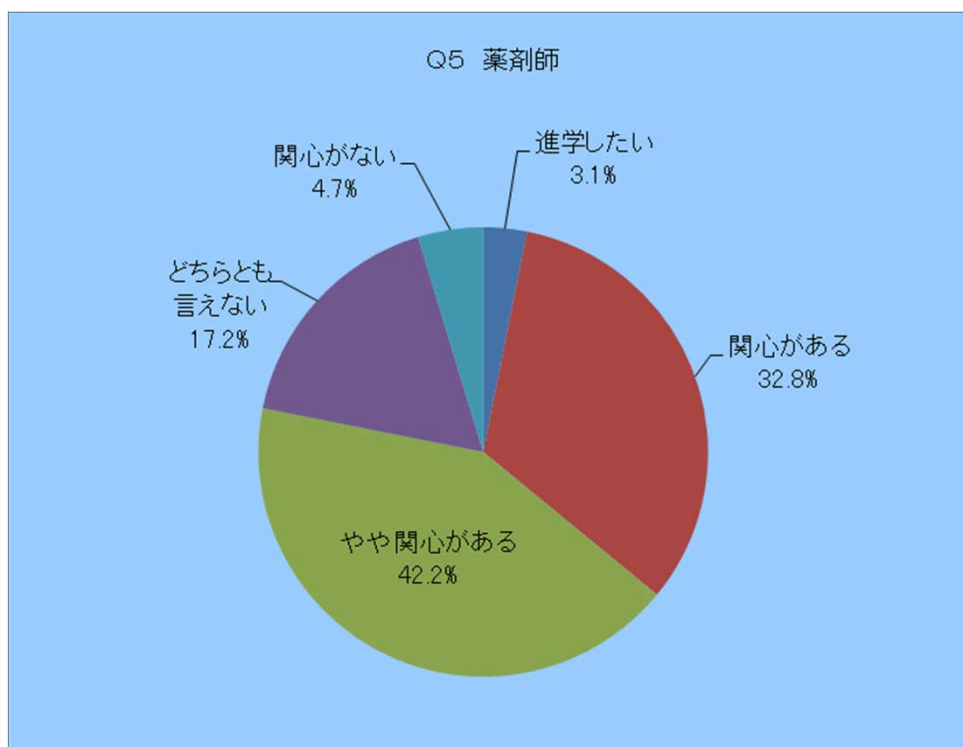
Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心(薬剤師)

回答者(薬剤師)の大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程への興味・関心は、「進学したい」が2人(3.1%)、「関心がある」が21人(32.8%)、「やや関心がある」が27人(42.2%)で、これらの合計が50人(78.1%)で8割近くがなんらかの興味・関心を持っている。一方、「関心がない」は3人(4.7%)で、11人(17.2%)が「どちらとも言えない」と回答している。尚、「未回答・無効回答」として集計した未回答、もしくは判別不能の回答はなかった。

* Q4)で「1進学したい」、「2関心がある」、「3やや関心がある」を選択した回答者(薬剤師)が回答。

Q5)大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程に興味・関心がありますか？

	回答数(人)	構成比(%)
全体	64	100.0%
進学したい	2	3.1%
関心がある	21	32.8%
やや関心がある	27	42.2%
どちらとも言えない	11	17.2%
関心がない	3	4.7%
未回答・無効回答	0	0.0%



*パーセンテージは小数点以下第二位を四捨五入し記載

補記

アンケート説明文

大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程(設置準備中) 平成31年4月開設(予定)

大阪大谷大学 大学院
薬学研究科設置準備委員会

薬学研究科 博士課程について

*研究科 専攻の名称、定員等の記載内容は現時点での計画であり変更することがあります。

本研究科は6年制薬学部を基礎とし、近年の生命科学、化学、情報学、医療等の急速な進歩を踏まえて、多様な課題に高度かつ先進的な専門知識及び思考力をもって取り組むとともに、新たな道を切り拓く先導的人材を育成することにより、薬学、さらには広く社会に寄与することを目的とします。

名称:大阪大谷大学大学院 薬学研究科 薬学専攻 博士課程
学位:博士(薬学)
開設年度:平成31年4月

募集人員:3名
一般入学試験:6年制学部卒業生
社会人入学試験:薬剤師等の社会人

薬学研究科の特色

- ・特別研究における個別指導による高い専門性の修得
- ・「情報」と「国際社会」に高い見識を持った人材養成
- ・地域の医療施設等に勤務する薬剤師等に対する大学院教育

養成する人材像

建学の精神である「報恩感謝」に基づき、豊かな人間性を持ち、薬学分野はもとより、情報分野、また国際社会に深い理解を持つ研究者・教育者、並びに地域医療において先導的に活躍できる人材の育成

「生体機能薬学分野」:薬学の基礎となる生化学、化学、薬理学等の先駆的研究を通じて、高い専門性と柔軟な思考力を身につけ、研究者、また技術者として科学技術の発展と文化の向上に貢献する人材育成

「臨床薬学分野」:高い研究能力を持ち、専門化・高度化する薬物治療を主導し、医薬品の適正使用及び安全使用を支え、チーム医療や地域医療に先導的に貢献できる人材育成

「社会・衛生薬学分野」:医薬品のみならず食物、栄養補助食品(サプリメント)、さらには環境学的視点からヒトと環境との関係について考究し、研究・試験機関等の研究者・技術者として活躍できる人材育成

修了後の進路

薬学分野等の研究・試験機関、医療機関、教育機関等、薬学にかかわる多様な分野

企業の研究職・技術職

大学等の研究職・技術職・教育職

地域医療を担う医療機関で先導的に活躍する薬剤師等

海外の大学・研究所等への留学

公的研究機関の研究職・技術職

— 納付金(予定) —

- ◆入学金 200,000円(本学を卒業したものは免除)
- 授業料 600,000円(年額)
- 施設費 100,000円(年額)
- 給付型奨学金、TA・RA制度、国際・国内学会参加支援制度を予定しています。

- ◆同分野の研究科 専攻の初年度学費(平成28年度)
 - ・大阪薬科大学大学院 薬学研究科 薬学専攻
入学金100,000円 授業料 500,000円(年額)
 - ・近畿大学大学院 薬学研究科 薬学専攻
入学金200,000円 授業料1,000,000円(年額)
 - ・摂南大学大学院 薬学研究科 医療薬学専攻
入学金220,000円 授業料 780,000円(年額)

●設置予定地

富田林市錦織北3-11-1
(最寄駅 近鉄長野線 滝谷不動駅 徒歩7分)

一部の講義を大阪大谷大学ハルカスキャンパス(大阪市阿倍野区)で実施します。

最寄駅 近鉄南大阪線「大阪阿部野橋」駅 西改札口
JR「天王寺」駅 中央改札口
地下鉄御堂筋線「天王寺」駅 西改札口
地下鉄谷町線「天王寺」駅 南西改札口・南東改札口
阪堺電軌上町線「天王寺駅前」駅より すぐ

アンケート調査票1/2

大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程 設置についてのアンケート

大阪大谷大学では、新たに薬学研究科 博士課程 を設置することを検討しています。設置計画検討の参考として、皆様の率直なご意見をお聞かせください。

【質問1】 あなたの現在について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 1 大学1年生 | 2 大学2年生 | 3 大学3年生 |
| 4 大学4年生 | 5 大学5年生 | 6 病院勤務 |
| 7 薬局勤務 | 8 企業勤務 | 9 行政機関勤務 |
| 10 その他 () | | |

上記1～5 を選択された方⇒質問2へお進みください。

6～10 を選択された方⇒質問3へお進みください。

【質問2】 あなたは大学院薬学研究科博士課程について、どのように考えていますか？1つを選び○を付けてください。

- 1 進学したい
- 2 関心がある
- 3 やや関心がある
- 4 どちらとも言えない
- 5 関心がない

上記1～3 を選択された方⇒質問5へお進みください。

4、5 を選択された方⇒質問6へお進みください。

【質問3】 あなたの年齢について、該当するものを1つ選び○を付けてください。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1 20代 | 2 30代 | 3 40代 |
| 4 50代 | 5 60代 | 6 70代以上 |

【質問4】 あなたは大学院薬学研究科博士課程（社会人入学）について、どのように考えていますか？1つを選び○を付けてください。

- 1 進学したい
- 2 関心がある
- 3 やや関心がある
- 4 どちらとも言えない
- 5 関心がない

上記1～3 を選択された方⇒質問5にお進みください。

4、5 を選択された方⇒質問6にお進みください。

アンケート調査票2/2

【質問5】大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程に興味・関心がありますか？

次の中から、1つを選び○を付けてください。

- 1 進学したい
- 2 関心がある
- 3 やや関心がある
- 4 どちらとも言えない
- 5 関心がない

【質問6】大阪大谷大学 大学院 薬学研究科 博士課程設置計画に対するご意見・ご要望をお聞かせください。

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

大阪大谷大学 大学院
薬学研究科設置準備委員会

資料 2

卒業生の進学先等一覧

卒業年	進学先等	課程等
平成24年	公立大学大学院医学研究科（大阪府）	研究生
平成25年	国立大学大学院医学系研究科（大阪府）	博士課程
	国立大学大学院医学系研究科（大阪府）	
	国立大学大学院医学教育部（熊本県）	
	私立大学大学院薬学研究科（兵庫県）	
平成26年	国立大学大学院医学系研究科（大阪府）	博士課程
平成28年	公立大学大学院医学研究科（大阪府）	博士課程
平成29年	国立大学大学院医学系研究科（愛知県）	修士課程
	大阪大谷大学薬学部（大阪府）	非常勤研究員

資料 3

平成29年度 近隣の薬学研究科博士課程（4年制）の入学定員状況（学部との関係）

	大学名	設置場所	学部 入学定員 (A)	大学院 入学定員 (B)	(B) / (A)
	大阪大谷大学（予定）	大阪府	140	3	2.1%
1	大阪薬科大学	大阪府	270	3	1.1%
2	近畿大学	大阪府	150	3	2.0%
3	摂南大学	大阪府	220	4	1.8%
	大阪府平均	—	—	—	1.6%
4	京都薬科大学	京都府	360	10	2.8%
5	同志社女子大学	京都府	120	4	3.3%
	京都府平均	—	—	—	3.1%
6	神戸学院大学	兵庫県	250	3	1.2%
7	神戸薬科大学	兵庫県	270	3	1.1%
8	兵庫医療大学	兵庫県	150	3	2.0%
9	武庫川女子大学	兵庫県	210	2	1.0%
	兵庫県平均	—	—	—	1.3%
10	立命館大学	滋賀県	100	3	3.0%
11	鈴鹿医療科学大学	三重県	100	2	2.0%
	11大学合計		2,200	40	1.8%

・「日本私立薬科大学協会」の調査データを基に作成。

資料 4

平成29年度 近隣の薬学研究科博士課程（4年制）の定員充足率（4年間平均）

	大学名	入学定員	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		4 年間平均
			入学者数	定員充足 (%)	入学者数	定員充足 (%)	入学者数	定員充足 (%)	入学者数	定員充足 (%)	
1	大阪薬科大学	3	2	66.7%	3	100.00%	2	66.7%	0	0.00%	58.4%
2	近畿大学	3	5	166.7%	5	166.7%	2	66.7%	4	133.3%	133.4%
3	摂南大学	4	4	100.0%	3	75.0%	5	125.0%	3	75.0%	93.8%
大阪府 計		10	11	110.0%	11	110.0%	9	90.0%	7	70.0%	95.0%
4	京都薬科大学	10	9	90.0%	11	110.0%	14	140.0%	10	100.0%	110.0%
5	同志社女子大学	4	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%	2	50.0%	31.3%
京都府 計		14	9	64.3%	14	100.0%	14	100.0%	12	85.7%	87.5%
6	神戸学院大学	3	4	133.3%	4	133.3%	4	133.3%	3	100.0%	125.0%
7	神戸薬科大学	3	2	66.7%	1	33.3%	2	66.7%	2	66.7%	58.4%
8	兵庫医療大学	3	2	66.7%	3	100.0%	3	100.0%	1	33.3%	75.0%
9	武庫川女子大学	2	1	50.0%	2	100.0%	1	50.0%	2	100.0%	75.0%
兵庫県 計		11	9	81.8%	10	90.9%	10	90.9%	8	72.7%	84.1%
10	立命館大学	3	2	66.7%	5	166.7%	4	133.3%	2	66.7%	108.4%
滋賀県 計		3	2	66.7%	5	166.7%	4	133.3%	2	66.7%	108.4%
11	鈴鹿医療科学大学	2	4	200.0%	2	100.0%	3	150.0%	2	100.0%	137.5%
三重県 計		2	4	200.0%	2	100.0%	3	150.0%	2	100.0%	137.5%
合計		40	35	87.5%	42	105.0%	40	100.0%	31	77.5%	92.5%

・「日本私立薬科大学協会」の調査データを基に作成。

資料 5

既設学部および研究科の主な学生納付金（年額）

（単位 千円）

入学金		授業料	
文学部	文学研究科	文学部	文学研究科
320	200 ※	880	400

入学金		授業料	
薬学部	薬学研究科（予定）	薬学部	薬学研究科（予定）
400	200 ※	1,380	600

※本学の卒業生は、入学金免除。

- ・薬学研究科は、授業料以外に施設費として100,000円（年額）を設定している。

資料 6

平成29年度 近隣大学における薬学研究科の大学院生納付金状況（年額）

（単位 千円）

	大学名	入学金		授業料	その他※	授業料等計	初年度納付額計	
		自 卒 大学	他 卒 大学				自 卒 大学	他 卒 大学
	大阪大谷大学 （予定）	—	200	600	100	700	700	900
1	大阪薬科大学	—	100	500	—	500	500	600
2	近畿大学	200	200	1,000	—	1000	1,200	1,200
3	摂南大学	110	220	780	—	780	890	1,000
	大阪府3大学平均	155	173	760	—	760	863	933
4	京都薬科大学	100	100	700	—	700	800	800
5	同志社女子大学	90	180	840	10	970	1,030	1,120
6	神戸学院大学	—	200	460	140	600	600	800
7	神戸薬科大学	100	200	600	—	600	700	800
8	兵庫医療大学	—	200	400	20	600	600	800
9	武庫川女子大学	140	280	705	10	805	945	1,085
10	立命館大学	—	300	500	—	500	500	800
11	鈴鹿医療科学大学	—	200	680	—	680	680	880
	11大学平均	123	198	651	—	703	768	899

- ・「日本私立薬科大学協会」の調査データを基に作成。
 - ・自大学卒の入学金平均値は、入学金納付免除の大学は含まずに計算。
- ※その他には、施設設備費、実験実習費、教育充実費等を含む。

資料 7



大谷学園 薬剤師 育成プログラム

9年一貫教育

大学単位認定制度

- 高校の課外授業を受け、レポートの提出等により、大学の単位を認定します。

入学金免除制度

- 東大谷高校から大阪大谷大学薬学部へ進学する際の入学金は免除します。

特待生制度

- 大学の授業料 全額免除(約180万円/年):1名 半額免除(約90万円/年):4名

※本プログラム対象者で次の要件をすべて満たす者を対象とします。

- ①薬剤師国家試験を受験すること
- ②常に高い学習意欲を持っていること
- ③校長・学部長の推薦があること
- ④書類および面接による審査に合格した者

高校の授業料は国や府から就学支援金等の助成制度を利用してください。

奨学金制度

高校2・3年時 10万円/年 貸与:5名 大学6年間 30万円/年 貸与:5名

※本プログラム対象者で次の要件をすべて満たす者を対象とします。

- ①薬剤師国家試験を受験すること
- ②常に高い学習意欲を持っていること
- ③校長・学部長の推薦があること
- ④書類および面接による審査に合格した者

※大阪大谷大学薬学部に進学した場合は、高校在籍時の貸与額の返還は免除します。

※薬剤師国家試験に合格した場合は、大学在籍時の貸与額の返還は免除します。



大阪大谷大学



東大谷高等学校

〒584-8540 大阪府富田林市錦織北3-11-1
入試広報課 TEL.0721-24-1031 FAX.0721-24-5120
ホームページ <http://www.osaka-ohtani.ac.jp>

〒590-0111 大阪府堺市南区三原台2-2-2
入試対策部 TEL.072-289-8069 FAX.072-289-8021
ホームページ <http://www.higashiohtani.ac.jp>



大阪大谷大学



高大連携

東大谷高等学校

大阪大谷大学と東大谷高校が連携して 心ある薬剤師を育てます。



この度、大阪大谷大学と東大谷高等学校は、優れた薬剤師を育成するために、9年一貫教育の「薬剤師育成プログラム」を実施することとなりました。薬剤師育成を目標とした同じ学園間での高大連携は、他校にはない大谷学園独自のプログラムとなります。双方が様々な面で連携し、高等学校での3年間、大学での6年間を通して、建学の精神である「命を尊び報恩感謝の心を持つ」薬剤師を育てて参ります。

大阪大谷大学
学長
尾山 眞之助

東大谷高等学校
校長
神代 一徳

9年一貫教育

薬剤師について考え学ぶ3年間

東大谷高等学校 進学コース入学

1年生→2年生
自分の薬剤師への想いをまとめたレポートと、面接および1年時の成績を総合的に判断し、2年進級時に正式にプログラムに参加するかを決定



課外授業と成績評価は大学の教授と高校の先生が協力して行います。

2年生→3年生
3年生→大学進学

課外授業の成績・高校での成績、模擬試験の結果・面接などを総合的に判断し、3年次進級・大学進学の可否を決定

2・3年生 大学で必要となる基礎力を養成。

- 大学で必要となる理科・数学の基礎的な力が身につくように、週2時間の課外特別授業を受講
- ※所定の条件を満たせば、大学の単位として認定されます。

- 1年生 薬剤師になるためにどうすれば良いかを考える機会をつくる。
- 薬学部先生による特別セミナーを受講
- 薬剤師として活躍している先輩の話を聞く

大阪大谷大学 薬学部入学



身につく力

- 即戦力として活躍できる高度な専門知識
- 社会に貢献する医療人としての確かな人間力
- 患者さまの心を深く理解できるコミュニケーション力

3年次 薬学の実用分野を中心に修得。多彩な薬学実習を履修。

- 応用薬学科目や実習を通して専門知識の向上
- 実務前実習において薬剤師としての知識・技能を習得
- 総復習も実施し、臨床での実務実習に備える

薬剤師って どんな仕事をするのですか？

皆さんは薬剤師という仕事を聞いたことがありますか？例えば風邪をひいてしまったとき、皆さんは病院に行きますよね？病院では体温を計ったり、のどの炎症を調べたり、聴診器で心音を聞いたりして、症状を確認して「処方箋」を出してくれます。この「処方箋」を調剤薬局に持っていくと、「処方箋」に書かれている内容に基づいて薬を用意してくれます。これが薬剤師のお仕事です。

ですが薬剤師という仕事は病院の先生の指示通りにお薬を用意するだけではありません。「処方箋」に書かれた内容が適切かどうかのチェックをすることも必要です。薬の飲み方、保管方法など注意しなくてはならないことも患者さんに伝えるので、たくさんの知識量が必要です。薬剤師は患者さんにお薬を手渡す最後の担い手として、非常に重要なお仕事になります。

また、薬局や病院だけでなく、薬剤師の活躍する場は他にもたくさんあります。製薬会社での新しい薬の開発や公務員として役所での業務、災害時に医療チームの一員として働くなどがあります。いずれも人を助ける、寄り添うことが仕事の中心であり、やりがいは大きいものです。

高い目標をめざすのであれば、早い段階で目的意識を持って、知識を積み重ねることが重要であり、目標達成に有利になります。高校生のうちからキャリア教育をスタートさせて、薬剤師として必要な資質を学ぶことで、大学での専門的な授業にもスムーズに入ることができます。また、プログラムを受けている生徒に対する様々な制度を設けており、薬剤師をめざす皆さんを学園全体でバックアップいたします（詳しくは裏面をご覧ください）。

大谷学園だからできること

専門性の高い知識・技術を身につけ医療人としての心を育む6年間



衛生・毒性学講義 有機化学講義 実務経験学講義



▼模擬薬局
学生が薬剤師となり、薬局の中や外で様々な業務を体験し、調剤や処方箋の作成、コミュニケーションなどを実践する。

5・6年次

- 高度な内容の講義・薬学演習・国家試験対策・卒業研究。学外において、22週間の実務実習を実施。
- 病院・薬局での長期実務実習を通して、臨床を体験し、実務能力を高める
- 卒業研究で高度な先端知識・技術の習得を図る

4年次 卒業後に希望する進路を視野に入れて科目を選択。学内での実務実習を実施。

- 卒業後に希望する進路を視野に入れて科目を選択。学内での実務実習を実施。
- 卒業後に希望する進路を視野に入れて科目を選択。学内での実務実習を実施。

●調剤薬局・ドラッグストア●

- 1 調剤業務 病院で医師が処方した「処方箋」に基づいて薬を患者に提供する。
- 2 OTC販売業務 薬局に来られた顧客に対して、病状を聞いて、市販の薬を勧める。
- 3 訪問原薬指導 在宅医療を受けている患者に対して、医師の処方箋に基づいた薬を処方して自宅へ届ける。



●製薬会社●

- 1 研究業務 薬品の製造管理や新薬の開発などを行う。
- 2 医薬情報の提供業務 病院の医師や看護師、薬剤師に薬品の使い方や使用上の注意を説明する。

●病院●

- 1 調剤業務 外手に対して、医師が決めた薬の種類と量が書かれた処方箋をもとに薬を用意して渡す。
- 2 病棟業務 入院患者に対して、医師が決めた薬を処方して服用方法の説明を行う。



薬剤師という仕事は調剤薬局で働くだけではなく、様々な勤務場所によって仕事内容が変わります。

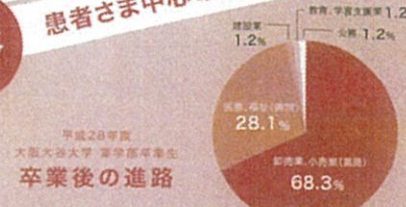
どうすれば薬剤師になれますか？

薬剤師になるためには、薬剤師国家試験に合格し、薬剤師名簿に登録申請をして、初めて薬剤師として働くことができます。この薬剤師国家試験を受験するためには「受験資格」が必要です。「受験資格」を得るためには大学の薬学部を卒業しなくてはなりません。薬剤師国家試験の合格率は約85.1%（6年制新卒業者）と言われています。特に理科や数学が重要な科目になります。高校での授業は座学中心になりますが、もちろん大学ではさらに発展的な内容となり、多くの実験も行われます。

合格

薬剤師
国家試験

患者さま中心の医療を担う薬剤師



社会環境の変化や医療の進歩により、薬学がカバーする領域が多様化しています。また、セルフメディケーションや在宅医療が国策として推進されており、社会からさらなる薬剤師の貢献が求められています。医薬品開発業務受託機関や行政機関での検査・監視業務など、薬剤師や薬学を学んだ人材が活躍する場も拡大してきており、卒業後の進路の選択肢も多様化しています。

資料 8

大阪狭山市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 大阪狭山市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)大阪狭山市西山台3丁目5-16

大阪狭山市薬剤師会 会長

印 3/12



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

印 下 和 史



河内長野市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 河内長野市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)河内長野市菊水町2-13

河内長野市薬剤師会 会長

山下 茂



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下 和之



富田林薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 富田林薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)富田林市向陽台1丁目3-38

富田林薬剤師会 会長

大橋 甲三郎



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下 和久



羽曳野市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 羽曳野市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)羽曳野市萱田4-2-3

羽曳野市薬剤師会 会長

上田憲司



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下和之



藤井寺市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 藤井寺市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲) 藤井寺市小山9丁目4-33

藤井寺市薬剤師会 会長

福永敬三



(乙) 富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下和之



一般社団法人松原市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 松原市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2013年12月1日

(甲)松原市田井城3丁目104-2

松原市薬剤師会 会長

磯野元三



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学 薬学部長

宮下和之



一般社団法人堺市薬剤師会と大阪大谷大学薬学部との地域学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 堺市薬剤師会(以下「甲」という)と大阪大谷大学薬学部(以下「乙」という)は、教育・研究活動および地域医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や薬剤師の資質向上の一層の進展と地域住民の健康の向上に資することを目的として、地域学術交流に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

(連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は、次のとおりです。

- (1) 教育・研究・実務などに関する相互支援に関すること
- (2) 薬剤師会会員・教職員・薬学生の相互交流に関すること
- (3) 地域医療等への貢献に関すること
- (4) 研修会等の共同開催に関すること
- (5) 薬剤師ならびに薬学生の資質向上のための教育に関すること
- (6) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とし、特段の事情がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。ただし、協定を終了する場合は、有効期間満了の3か月前までに本協定の更新について協議する。

(その他)

第6条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙の両者が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

2014年9月13日

(甲)堺市西区浜寺石津町東4丁2-14

堺市薬剤師会 会長

尾島 瑋司



(乙)富田林市錦織北 3-11-1

大阪大谷大学薬学部長

宮下 和之



資料 9

大阪大谷大学薬学部地域連携学術交流会 開催状況

回数	開催日	テーマ・演題・演者	参加人数
第 1 回	H18年11月11日	医療制度改革と今後の展望 <ul style="list-style-type: none"> ・「処方せん様式変更に伴う後発医薬品の活用」 廣谷芳彦(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「医薬品の安全対策の新展開と薬剤師の役割」 平山佳伸(大阪市立大学医学部 教授) ・「大阪府の薬務行政」 藤田敬三(大阪府健康福祉部薬務課 課長) 	144名
第 2 回	H19年 3月17日	各疾患の病態と最新治療薬 <ul style="list-style-type: none"> ・「循環器病の治療薬」 雪村時人(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「胃癌治療の現況と栄養療法」 飯島正平(箕面市立病院胃腸センター外科 副部長) 	135名
第 3 回	H19年 5月19日	漢方製剤の経験知と科学知及び漢方診療 <ul style="list-style-type: none"> ・「漢方製剤の「使用上の注意」における経験知と科学知 —理気剤と補気剤を中心に—」 谿 忠人(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「漢方診療の基本と「氣」の失調に繁用される処方解説」 新谷卓弘(近畿大学東洋医学研究所 教授) 	180名
第 4 回	H19年 7月14日	薬剤副作用情報とその対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「副作用情報を患者にどう伝えるか」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「泌尿器科領域の薬剤副作用とその対策」 杉村一誠(太成学院大学看護学部 教授) 	127名
第 5 回	H19年 9月15日	精神・神経領域の治療薬とその臨床 <ul style="list-style-type: none"> ・「神経内科領域の疾患と治療薬」 田中静吾(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「精神科領域の疾患と治療薬 —統合失調症、うつ病を中心に—」 谷口典男(浅香山病院 副院長) 	150名
第 6 回	H20年 5月10日	補完代替医療と薬剤師 <ul style="list-style-type: none"> ・「現代医療の3Pと漢方製剤療法」 谿 忠人(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「補完代替医療とその臨床」 伊藤壽記(大阪大学医学部 教授) 	169名
第 7 回	H20年 7月 5日	緩和医療と薬剤師の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「緩和医療における薬局薬剤師の役割」 山本新一郎(山本保健薬局) ・「緩和医療における病院薬剤師の役割」 名徳倫明(大阪大谷大学薬学部 准教授) ・「緩和医療とその臨床」 後明郁男(彩都友誼会病院 副院長) 	204名
第 8 回	H20年 9月13日	呼吸器疾患とその薬物治療 <ul style="list-style-type: none"> ・「呼吸器疾患に用いられる治療薬とその使用上の注意」 東田有智(近畿大学医学部 教授) ・「呼吸器疾患における臨床と薬物療法」 石原英樹(大阪府立呼吸器・アレルギーセンター 部長) 	149名
第 9 回	H21年 5月 9日	医療安全と薬剤師の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「薬剤関連事故とシステムエラー」 楠本茂雅(ベルランド総合病院医療安全管理室) ・「医療安全対策の現状と今後」 大城 孟(おおしろクリニック 院長) 	141名

第 10 回	H21年 7月18日	薬学6年制における実務実習に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「病院・薬局実務実習近畿調整機構の取り組み」 西野隆雄(病院・薬局実務実習近畿調整機構 事務局長) ・「モデルコアカリキュラムに準じた実務実習の取り組み」 土屋照雄(岐阜薬科大学薬学科 教授) ・「薬学教育改革ーこれまでの取り組みー」 山元 弘(大阪大学薬学研究科 教授) 	184名
第 11 回	H21年 9月12日	糖尿病の発症及び治療の最前線 <ul style="list-style-type: none"> ・「メタボリックシンドロームのメカニズムと食事戦略について」 前田和久(大阪大学大学院医学系研究科 准教授) ・「糖尿病合併症予防に向けた最新治療」 幸原晴彦(大阪南医療センター第三内科 医長) 	140名
第 12 回	H22年 5月 8日	栄養の新知見と臨床栄養の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養素と遺伝子発現」 野口民夫(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「医療における栄養療法の役割と今後」 山中英治(若草第一病院 院長) 	161名
第 13 回	H22年 7月17日	循環器病(高血圧)の治療とその予防 <ul style="list-style-type: none"> ・「CKDから見た高血圧治療と腎機能低下の予防」 石村栄治(大阪市立大学大学院医学研究科 准教授) ・「虚血性心疾患から見た高血圧」 竹内一秀(大阪市立大学大学院医学研究科 教授) 	160名
第 14 回	H22年 9月 4日	よりよい薬学実務実習に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「学生からの病院・薬局実務実習報告」 中尾絵莉奈、和田 宏美(大阪大谷大学5回生) ・「訪問担当教員からの病院・薬局実務実習報告」 小西廣己(大阪大谷大学 教授) 田中高志(大阪大谷大学 講師) ・「指導薬剤師からの病院・薬局実務実習報告」 竹内昌司(市立総合医療センター 薬剤部長) 谷澤 靖博(長崎屋薬局 代表取締役) ・「近畿調整機構による病院・薬局実務実習の取り組みと展望」 掛見正郎(大阪薬科大学 教授) 	169名
第 15 回	H23年 5月 7日	感染症における薬物治療と薬剤師の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・「抗菌薬適正使用における薬剤師の役割」 前田頼伸(大阪労災病院 薬剤部長) ・「呼吸器感染症における臨床とその治療」 永井崇之(大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター 部長) 	201名
第 16 回	H23年 7月16日	精神科領域における臨床と薬物治療 <ul style="list-style-type: none"> ・「抗精神病薬の薬効評価と最近の話題」 小山 豊(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「うつ病の診断と抗うつ薬治療の現在」 白川 治(近畿大学医学部 教授) 	165名
第 17 回	H23年 9月10日	薬学生実務実習のさらなる充実に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「病院・薬局実務実習での大阪大谷大学の取り組み」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「病院・薬局実務実習近畿調整機構の取り組み」 西野隆雄(近畿調整機構 事務局長) ・「指導薬剤師からの病院実務実習の取り組み」 竹内昌司(市立総合医療センター 薬剤部長) ・「指導薬剤師からの薬局実務実習の取り組み」 谷澤靖博(長崎屋薬局 代表取締役) 	114名

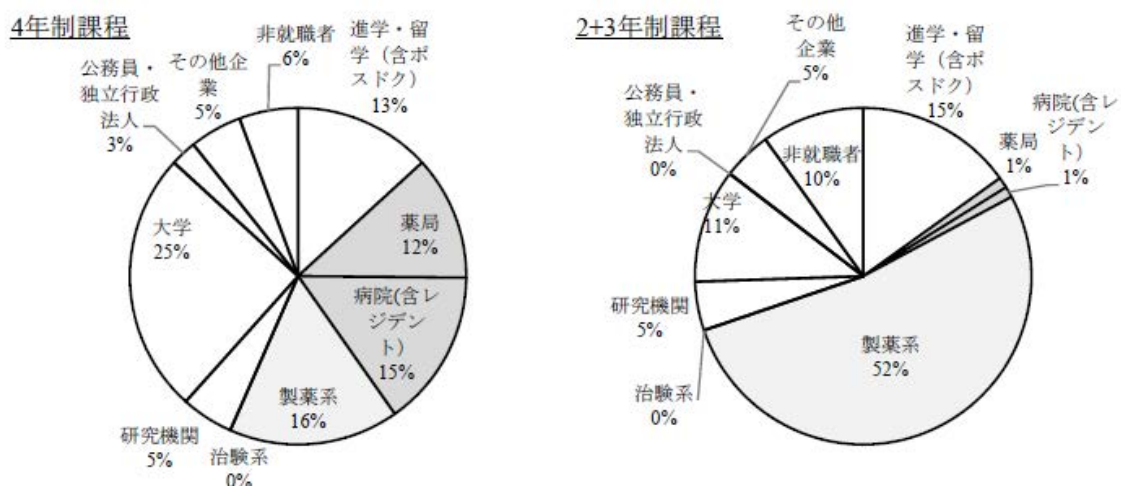
第 18 回	H24年 5月19日	医療コミュニケーションの重要性を考える ・「患者さんとのコミュニケーションについて」 森田みつ子(SMC代表) ・「医療コミュニケーションの重要性を考える」 藤崎和彦(岐阜大学医学部 教授)	134名
第 19 回	H24年 7月28日	在宅医療と病院・薬局との連携 ・「外来患者のための地域医療連携と病院薬剤師の役割」 但馬重俊(八尾市立病院 薬剤部長) ・「在宅医療への参画と地域医療における薬局薬剤師の役割」 狭間研至(ファルメディコ(株) 代表取締役社長)	155名
第 20 回	H24年 9月12日	整形外科領域の臨床と最新治療 ・「骨粗鬆症の臨床と最新治療」 橋本 淳(大阪南医療センター 部長) ・「関節リウマチの臨床と最新治療」 乾健太郎(東住吉森本病院整形外科 部長)	193名
第 21 回	H25年 5月11日	病院・薬局実務実習の充実に向けて ・「大阪大谷大学の実務実習への取り組み」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「病院・薬局実務実習の充実に向けて」 平田収正(大阪大学薬学研究科 教授)	141名
第 22 回	H25年 7月13日	口腔ケアと全身疾患との関わり ・「高齢者の歯と栄養摂取」 池邊一典(大阪大学歯学部 講師) ・「歯周病と全身との関連」 北村正博(大阪大学歯学部 准教授)	101名
第 23 回	H25年 9月14日	腎臓疾患領域の臨床と最新治療 ・「慢性腎臓病治療における薬剤師の役割」 平田純生(熊本大学薬学部 教授) ・「腎臓疾患領域の臨床と最新治療」 山内 淳(大阪労災病 院副院長)	142名
第 24 回	H26年 5月10日	病院・薬局実務実習の充実に向けて ・「大阪大谷大学の実務実習への取り組み」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「病院・薬局実務実習の充実に向けて」 平田収正(大阪大学薬学研究科 教授)	145名
第 25 回	H26年 7月 5日	医薬品の適正使用情報の活用と安全性の評価 ・「医薬品情報の過去・現在・未来」 小川雅史(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「医薬品副作用被害救済制度について」 見田 活(医薬品医療機器総合機構 課長) ・「医薬品適正使用のための安全性評価と安全対策の実践」 林 昌洋(虎ノ門病院薬剤部 部長)	103名
第 26 回	H26年 9月13日	消化器疾患領域の臨床と最新治療 ・「ウイルス性慢性肝炎の臨床と最新治療」 吉原正治(大阪労災病院 副院長) ・「機能性胃腸障害における臨床と最新治療」 富永和作(大阪市立医大医学研究科 准教授)	113名
第 27 回	H27年 5月16日	病院・薬局実務実習の現状と問題点 ・「大阪大谷大学の実務実習への取り組み」 名徳倫明(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「平成26年度近畿地区病院・薬局実務実習報告」 西野隆雄(大阪大学薬学研究科 特任教授) ・「実務実習の充実の現状と問題点～新実務実習制度に向けて～」 平田収正(大阪大学薬学研究科 教授)	91名

第 28 回	H27年 7月 11日	高齢者薬物治療における薬剤師の役割 ・「高齢者における薬物動態と医薬品使用時の留意点」 大野能之(東京大学医学部附属病院薬剤部 副部長) ・「高血圧症治療のポイント」 谷山佳弘(近畿大学医学部 准教授)	137名
第 29 回	H27年 9月 12日	皮膚疾患領域の臨床と最新治療 ・「皮膚がんの診断と最新治療」 中川浩一(大阪府済生会富田林病院 部長) ・「アレルギー性皮膚炎の診断と最新治療～皮膚外用療法を中心に～」 片山一郎(大阪大学大学院医学系研究科 教授)	96名
第 30 回	H28年 5月 13日	今後の薬剤師職能と薬剤師の未来 ・「今後の薬剤師職能とチーム医療」 松原和夫(京都大学大学院医学系研究科 教授・薬剤部長) ・「地域医療に真に貢献する薬局薬剤師を目指して」 鈴木 匡(名古屋市立大学大学院薬学系研究科 教授)	156名
第 31 回	H28年 7月 9日	薬剤師のための実践的薬物治療講座 ～第1回糖尿病～ ・「糖尿病の病態と薬物治療」 富田晃司(大阪大谷大学薬学部 教授) ・「糖尿病薬物療法の基礎知識」 室井延之(赤穂市民病院 薬剤部長)	141名
第 32 回	H28年 9月 10日	薬剤師のための実践的薬物治療講座 ～第2回高血圧症～ ・「高血圧症における薬物療法の実際」 上島悦子(大阪大学薬学研究科 教授) ・「病態に応じた高血圧症薬の使い分けと副作用対策」 久米典昭(神戸学院大学薬学部)	140名
第 33 回	H29年 5月 13日	薬剤師のための実践的薬物治療講座 ～第3回心疾患～ ・「心疾患における薬物療法の実際」 上島悦子(大阪大学薬学研究科 教授) ・「心不全の病態と薬物治療」 林 哲也(大阪薬科大学薬学部 教授)	169名
第 34 回	H29年 7月 8日	薬剤師のための実践的薬物治療講座～第4回脳血管障害～ ・「脳血管障害における薬物療法と薬剤師の役割」 徳山尚吾(神戸学院大学薬学部 教授) ・「急性期脳梗塞の診断と薬物治療」 田中静吾(大阪大谷大学薬学部 教授)	134名
第 35 回	H29年 9月 9日	薬剤師のための実践的薬物治療講座～第5回精神神経疾患～ ・「精神神経疾患における薬物療法と薬剤師の役割」 前田朋子(医療法人杏和会阪南病院 薬剤課長) ・「神経変性疾患の病態と薬物治療」 田中静吾(大阪大谷大学薬学部 教授)	145名

資料 10

文部科学省 平成28年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業
「薬学教育の改善・充実に関する調査研究」報告書（平成29年3月 日本薬学会）抜粋

大学院修了生の進路（平成28年3月修了予定者）



進路	4年制課程		2+3年制課程	
大学（教員）	39	24.5%	20	10.4%
公的研究機関	8	5.0%	9	4.7%
企業（研究職）	22	13.8%	91	47.4%
大学（研究員）	1	0.6%	1	0.5%
派遣（研究職）	—	—	0	0.0%
研究系臨床施設（大学病院など）	9	5.7%	1	0.5%
一般病院	15	9.4%	1	0.5%
大学病院レジデント	0	0.0%	—	—
一般薬局	9	5.7%	1	0.5%
大学附属薬局	10	6.3%	1	0.5%
企業（開発職）	4	2.5%	10	5.2%
CRA,CRC	0	0.0%	0	0.0%
厚労省、都道府県など（薬事行政職）	4	2.5%	0	0.0%
独立行政法人（技術専門職）	0	0.0%	0	0.0%
企業(上記以外の職種)	7	4.4%	9	4.7%
ポスドク・留学	21	13.2%	29	15.1%
進学（医学部）	0	0.0%	0	0.0%
留年・休学	0	0.0%	0	0.0%
復職（社会人）	1	0.6%	—	—
帰国（留学生）	—	—	1	0.5%
未定・不明	9	5.7%	18	9.4%
計	159	100.0%	192	100.0%

資料 1 1

近隣大学における薬学研究科の大学院修了者進路状況

大学名		平成28年度 博士課程（4年制）												
		修了者数	修了者内訳			就職者数業種別内訳								
			者就職数	者進学数	その他	薬局	病院	(営業)製薬	(学・研)製薬	その他	化学・食品・	官公庁	教育	その他
1	大阪薬科大学	3	3	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	
2	近畿大学	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
3	摂南大学	4	4	-	-	-	2	-	1	-	-	1	-	
4	京都薬科大学	5	5	-	-	1	2	-	-	-	-	2	-	
5	同志社女子大学	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
6	神戸学院大学	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
7	神戸薬科大学	7	7	-	-	-	1	-	4	1	-	1	-	
8	兵庫医療大学	2	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
9	武庫川女子大学	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
10	立命館大学													
11	鈴鹿医療科学大学													
11大学合計		25	25	0	0	3	8	0	6	1	0	6	1	
修了者数に対する割合 (%)		100.0	100.0	0.0	0.0	12.0	32.0	0.0	24.0	4.0	0.0	24.0	4.0	

- ・「日本私立薬科大学協会」の調査データを基に作成。
- ・平成29年3月末時点の数で、立命館大学、鈴鹿医療大学は該当者なし。

大学名		平成27年度 博士課程（4年制）												
		修了者数	修了者内訳			就職者数業種別内訳								
			者就職数	者進学数	その他	薬局	病院	(営業)製薬	(学・研)製薬	その他	化学・食品・	官公庁	教育	その他
1	大阪薬科大学	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
2	近畿大学	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	摂南大学	5	5	-	-	-	1	-	1	-	-	1	2	
4	京都薬科大学	5	5	-	-	-	1	-	-	1	-	3	-	
5	同志社女子大学	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	神戸学院大学	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
7	神戸薬科大学	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
8	兵庫医療大学													
9	武庫川女子大学	2	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
10	立命館大学													
11	鈴鹿医療科学大学													
11大学合計		19	18	0	1	0	3	0	3	1	0	6	5	
修了者数に対する割合 (%)		100.0	94.7	0.0	5.3	0.0	16.7	0.0	16.7	5.6	0.0	33.3	27.8	

- ・「日本私立薬科大学協会」の調査データを基に作成。
- ・平成28年3月末時点の数で、立命館大学、兵庫医療大学、鈴鹿医療大学は該当者なし。
- ・修了者数に対する就職者数業種別内訳の割合は、少数第2位を四捨五入しているため合計を100.1%とする。

資料 1 2

大府薬第 99 号

平成29年10月20日

学校法人 大谷学園理事長 左藤 一義 様

大阪大谷大学学長 尾山 眞之助 様

一般社団法人 大阪府薬剤師会

会長 藤 垣 哲 彦



大阪大谷大学大学院薬学研究科の設置に関する要望書

大阪府における薬学及び医療保健のさらなる充実を図るため、本会は、大阪大谷大学に大学院薬学研究科を設置されることを要望いたします。

併せて、薬剤師等の社会人教育にもご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2017年10月26日

学校法人 大谷学園理事長 左藤 一義 殿
大阪大谷大学学長 尾山 眞之助 殿

一般社団法人 大阪府病院薬剤師会
会長 但馬 重



大阪大谷大学大学院薬学研究科の設置に関する要望書

大阪府における薬学及び医療保健のさらなる充実をはかるため、一般社団法人 大阪府病院薬剤師会は、大阪大谷大学に大学院薬学研究科を設置されるよう要望いたします。

また、地域完結型医療に貢献出来る薬剤師の育成並びに臨床現場にて働く薬剤師の資質向上等の社会人教育にご配慮いただくようお願いいたします。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	アサ ヒロシ 浅尾 広良 <平成29年12月>		博士 (文学)		大阪大谷大学 学長 (平成29. 12～平成31. 11)

別記様式第3号（その2の1）

教 員 の 氏 名 等												
(薬学研究科薬学専攻)												
調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単 位 数	年間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る職務等 の従事する 日数 平均日数
1	専	教授 (研究科長)	ナス マサ 那須 正夫 <平成31年4月>		医学博士		情報薬学特論※	1前	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 客員教授 (平28.4)	6日
							医療国際比較演習※	1前	1.4	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		
2	専	教授	イトウ タケ 伊藤 卓也 <平成31年4月>		博士 (薬学)		薬学総合演習※	1後	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平30.4)	6日
3	専	教授	コシ ヒロキ 小西 廣己 <平成31年4月>		博士 (薬学)		応用生物情報薬学特論※【隔年】	1前～2前	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平20.4)	6日
							地域医療薬学特論※【隔年】	1後～2後	0.1	1		
							チーム医療薬学特論※【隔年】	1後～2後	0.3	1		
							臨床薬物動態学特論※【隔年】	1前～2前	0.2	1		
							医療国際比較演習※	1前	1.1	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		
4	専	教授	カサキキ フミト 坂崎 文俊 <平成31年4月>		博士 (薬学)		複合生命薬学特論※	1後	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平24.4)	6日
							地域医療薬学特論※【隔年】	1後～2後	0.1	1		
							食品機能学特論※【隔年】	1前～2前	0.3	1		
							医療国際比較演習※	1前	1.1	1		
							薬学総合演習※	1後	0.1	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		
5	専	教授	タニ カツ 谷 佳津治 <平成31年4月>		博士 (薬学)		地域医療薬学特論※【隔年】	1後～2後	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平18.4)	6日
							食品機能学特論※【隔年】	1前～2前	0.1	1		
							分子病態生化学特論※【隔年】	1後～2後	0.3	1		
							医療国際比較演習※	1前	1.1	1		
							薬学総合演習※	1後	0.1	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		
6	専	教授	トミタ コウジ 富田 晃司 <平成31年4月>		博士 (医学)		複合生命薬学特論※	1後	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平24.4)	6日
							食品機能学特論※【隔年】	1前～2前	0.3	1		
							分子病態生化学特論※【隔年】	1後～2後	0.3	1		
							医療国際比較演習※	1前	1.1	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		
7	専	教授	トウラ ミチオ 戸村 道夫 <平成31年4月>		博士 (医学)		複合生命薬学特論※	1後	0.3	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平27.4)	6日
							食品機能学特論※【隔年】	1前～2前	0.3	1		
							細胞工学特論※【隔年】	1前～2前	0.1	1		
							細胞解析学特論※【隔年】	1前～2前	0.4	1		
							医療国際比較演習※	1前	1.1	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		
8	専	教授	カタラ ヨウイチロウ 中田 雄一郎 <平成31年4月>		薬学博士		応用生物情報薬学特論※【隔年】	1前～2前	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平28.4)	6日
							複合生命薬学特論※	1後	0.1	1		
							チーム医療薬学特論※【隔年】	1後～2後	0.1	1		
							薬学総合演習※	1後	0.1	1		
9	専	教授	ハツメ タカ 橋爪 孝典 <平成31年4月>		博士 (薬学)		臨床薬物動態学特論※【隔年】	1前～2前	0.4	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平24.4)	6日
10	専	教授	マエサキ ナオヨ 前崎 直容 <平成31年4月>		博士 (薬学)		医薬品有機化学特論※【隔年】	1後～2後	0.2	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平18.4)	6日
							薬学総合演習※	1後	0.1	1		
11	専	教授	ミヅガチ ヒロユキ 水口 博之 <平成31年4月>		博士 (医学)		分子病態生化学特論※【隔年】	1後～2後	0.3	1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平29.9)	6日
							細胞工学特論※【隔年】	1前～2前	0.1	1		
							細胞解析学特論※【隔年】	1前～2前	0.1	1		
							医療国際比較演習※	1前	1.1	1		
							薬学総合演習※	1後	0.6	1		
							特別演習	1～4通	1	1		
							特別研究	1～4通	4	1		

調書番号	専任等区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有学位等	月額基本給(千円)	担当授業科目の名称	配当年次	担当単位数	年間開講数	現職(就任年月)	申請に係る大学等の職務に就任する週当たり平均日数
12	専	教授	ミヨウク ミナキ 名徳 倫明 <平成31年4月>		博士(薬学)		応用生物情報薬学特論※【隔年】 複合生命薬学特論※ 地域医療薬学特論※【隔年】 チーム医療薬学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 特別演習	1前～2前 1後 1後～2後 1後～2後 1前 1～4通	0.1 0.1 0.7 0.1 1.1 1	1 1 1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平19.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
13	専	教授	ムカミ マサヒロ 村上 正裕 <平成31年4月>		博士(薬学)		チーム医療薬学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 薬学総合演習※ 特別演習	1後～2後 1前 1後 1～4通	0.3 1.1 0.1 1	1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平18.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
14	専	教授	モリモト ショウタロウ 森本 正太郎 <平成31年4月>		博士(理学)		医療国際比較演習※ 特別演習	1前 1～4通	1.2 1	1 1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平19.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
15	専	教授	ヨネダ コウジ 米田 耕造 <平成31年4月>		医学博士		地域医療薬学特論※【隔年】 チーム医療薬学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 特別演習	1後～2後 1後～2後 1前 1～4通	0.3 0.1 1.1 1	1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 教授 (平28.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
16	専	准教授	イケシリ マサヒロ 池尻 昌宏 <平成31年4月>		博士(薬学)		医薬品有機化学特論※【隔年】 薬学総合演習※	1後～2後 1後	0.4 0.1	1 1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平20.4)	6日
17	専	准教授	イケダ ケンジ 池田 賢二 <平成31年4月>		博士(薬学)		応用生物情報薬学特論※【隔年】 複合生命薬学特論※ チーム医療薬学特論※【隔年】 臨床薬物動態学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 特別演習	1前～2前 1後 1後～2後 1後～2後 1前～2前 1前 1～4通	0.3 0.1 0.1 0.3 1.2 1	1 1 1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平18.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
18	専	准教授	クヌモト ユカ 楠本 豊 <平成31年4月>		博士(歯学)		地域医療薬学特論※【隔年】 分子病態生化学特論※【隔年】 薬学総合演習※ 特別演習	1後～2後 1後～2後 1後 1～4通	0.1 0.3 0.1 1	1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平18.4)	6日
19	専	准教授	ケンザカ タケヒコ 見坂 武彦 <平成31年4月>		博士(薬学)		応用生物情報薬学特論※【隔年】 細胞解析学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 特別演習	1前～2前 1前～2前 1前 1～4通	0.3 0.4 1.1 1	1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平19.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
21	専	准教授	タカ タカシ 田中 高志 <平成31年4月>		博士(医学)		分子病態生化学特論※【隔年】 細胞工学特論※【隔年】 薬学総合演習※ 特別演習	1後～2後 1前～2前 1後 1～4通	0.1 0.3 0.1 1	1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平20.4)	6日
22	専	准教授	ニシナ トオル 西中 徹 <平成31年4月>		博士(薬学)		複合生命薬学特論※ 分子病態生化学特論※【隔年】 細胞工学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 薬学総合演習※ 特別演習	1後 1後～2後 1前～2前 1前 1後 1～4通	0.1 0.3 0.2 1.1 0.1 1	1 1 1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平18.4)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
23	専	准教授	ヒロカリ ヨシ 広川 美穂 <平成31年4月>		博士(薬学)		医薬品有機化学特論※【隔年】	1後～2後	0.4	1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平19.4)	6日
24	専	講師	ウダガワ チカコ 宇田川 周子 <平成31年4月>		博士(薬学)		薬学総合演習※ 特別演習	1後 1～4通	0.1 1	1 1	大阪大谷大学 薬学部 講師 (平23.5)	6日
①	専	講師	タケハシ マサノリ 竹橋 正則 <平成31年4月>		博士(医学)		薬学総合演習※	1後	0.1	1	大阪大谷大学 薬学部 准教授 (平19.4)	6日

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係 る 大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
25	専	講師	カイ カズヒト 長井 克仁 <平成31年4月>		博士 (薬学)		地域医療薬学特論※【隔年】 臨床薬物動態学特論※【隔年】 医療国際比較演習※ 薬学総合演習※ 特別演習	1後～2後 1前～2前 1前 1後 1～4通	0.5 0.1 1.1 0.1 1	1 1 1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 講師 (平23.11)	6日
							特別研究	1～4通	4	1		
26	専	講師	ヤマカタ マサヨ 山形 雅代 <平成31年4月>		博士 (薬学)		薬学総合演習※ 特別演習	1後 1～4通	0.1 1	1 1	大阪大谷大学 薬学部 講師 (平19.4)	6日
27	専	講師	ヤマダ ケイタ 山田 佳太 <平成31年4月>		博士 (薬学)		応用生物情報薬学特論※【隔年】 細胞解析学特論※【隔年】 特別演習	1前～2前 1前～2前 1～4通	0.1 0.1 1	1 1 1	大阪大谷大学 薬学部 講師 (平26.4)	6日
28	兼任	教授	コヤマ トシコ 小山 敏子 <平成31年4月>		博士 (外国語 教育学)		医療国際比較演習※	1前	0.4	1	大阪大谷大学 教育学部 教授 (平20.4)	—
29	兼任	准教授	ナカムラ マサシ 中村 雅司 <平成31年4月>		工学修士		情報薬学特論※	1前	0.4	1	大阪大谷大学 人間社会学部 准教授 (平8.4)	—
②	兼任	講師	ウエダ カズヒト 上田 一仁 <平成31年4月>		博士 (保健学)		複合生命薬学特論※ 地域医療薬学特論※【隔年】	1後 1後～2後	0.1 0.1	1	関西医療大学 保健医学部 教授 (平30.3)	—
③	兼任	講師	カタハチ ヨコ 片岡 葉子 <平成31年4月>		医学士		分子病態生化学特論※【隔年】	1後～2後	0.3	1	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター 皮膚科 主任部長 アトピー・アレルギーセンター長 (平18.04)	—
④	兼任	講師	サクライ ヒデトシ 櫻井 英俊 <平成31年4月>		博士 (医学)		細胞工学特論※【隔年】	1前～2前	0.3	1	京都大学 iPS細胞研究所 CiRA 臨床応用研究部門 准教授 (平22.4)	—
⑤	兼任	講師	タカギ タツヤ 高木 達也 <平成31年4月>		薬学博士		情報薬学特論※	1前	0.5	1	大阪大学 大学院薬学研究科 教授 (昭55.10)	—
⑥	兼任	講師	ヤマザキ カズヒロ 山崎 和裕 <平成31年4月>		医学博士		分子病態生化学特論※【隔年】	1後～2後	0.1	1	京都大学 大学院医学研究科 講師 (平27.2)	—

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	3人	8人	1人	1人	15人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	1人	4人	2人	人	人	7人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	2人	3人	人	人	人	5人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	5人	10人	10人	1人	1人	27人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 薬学研究科 薬学専攻（D）

1. <養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性が不明確>

養成する人材像として、「情報分野、また国際社会に深い理解を持つ研究者・教育者並びに高い研究能力を持ち地域医療において先導的に活躍できる人材を養成する」と説明しているが、ディプロマ・ポリシーと整合しているか不明確であるため、改めて説明するか、ディプロマ・ポリシーを適切に改めること。（是正事項）・・1

2. <入学者選抜に関する具体的計画が不明確>

社会人入試について、書類審査と面接試験により選抜すると説明されているが、アドミッション・ポリシーに沿った学生が選抜できるのか不明確であるため、出願資格と選抜の具体的な方法を改めて説明すること。（是正事項）・・2

3. <実験に対する体制の整備状況が不明確>

動物実験、遺伝子組み換え実験、R I 実験等を行うと説明しているが、これらの実験を適切に行うための、指針や委員会等を学内で整備しているか改めて説明すること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

4. <審査意見以外の対応>

「生命倫理委員会規程」の名称の修正があった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

(是正事項) 薬学研究科 薬学専攻 (D)

1. <養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性が不明確>

養成する人材像として、「情報分野、また国際社会に深い理解を持つ研究者・教育者並びに高い研究能力を持ち地域医療において先導的に活躍できる人材を養成する」と説明しているが、ディプロマ・ポリシーと整合しているか不明確であるため、改めて説明するか、ディプロマ・ポリシーを適切に改めること。

(対応)

本研究科では、情報分野、また国際社会に深い理解を持つことを重要と考えているため、「設置の趣旨等を記載した書類」に記載しているディプロマ・ポリシーの「5. 実践力」の項目に、「情報分野、また国際社会に深い理解をもち、」を加筆し、「情報分野、また国際社会に深い理解をもち、専攻分野における高度な専門的知識・技能を活用し、広く社会のために行動する力を身につけている。」とすることにより、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性を図った。

また本研究科修了後は、薬学分野等の研究・試験機関・教育機関等、多様な分野での研究者や技術者、教育者等での活躍を期待している。一方、高度な専門知識と基礎・応用研究能力を修得した実地医療を担う薬剤師は、修了後、地域医療における活躍を期待している。したがって、「高い研究能力を持ち地域医療において先導的に活躍できる人材」については、ディプロマ・ポリシーの「5. 実践力」の項目において「広く社会のために行動する力」に含めて表現した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (4 ページ、16 ページ)

新	旧
ディプロマポリシー	ディプロマポリシー
5. 実践力 <u>情報分野、また国際社会に深い理解をもち、</u> 専攻分野における高度な専門的知識・技能を活用し、広く社会のために行動する力を身につけている。	5. 実践力 専攻分野における高度な専門的知識・技能を活用し、広く社会のために行動する力を身につけている。

(是正事項) 薬学研究科 薬学専攻 (D)

2. <入学者選抜に関する具体的計画が不明確>

社会人入試について、書類審査と面接試験により選抜すると説明されているが、アドミッション・ポリシーに沿った学生が選抜できるのか不明確であるため、出願資格と選抜の具体的な方法を改めて説明すること。

(対応)

社会人入試について、出願資格を明確にするため、一般入試に準じて「設置の趣旨等を記載した書類」の「⑧入学者選抜概要」の「3. 出願資格」、および「⑨「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施」の「(f) 入学者選抜の概要・出願資格」に加筆した。また、「設置の趣旨等を記載した書類」の「⑨「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施」の「(f) 入学者選抜の概要・選抜方法」の項目に、アドミッション・ポリシーに沿った学生が選抜できるよう、選抜の具体的な方法を加筆した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (21 ページ)

新	旧
⑧入学者選抜の概要 3. 出願資格 ・ 社会人入試 1) <u>6年制課程の大学を卒業した者で、3年以上の社会経験を有する者</u> 2) <u>大学院において修士の学位を取得した者で、3年以上の社会経験を有する者</u> 3) <u>4年制課程の大学を卒業した者で、3年以上の社会経験を有し、本研究科において前記1)、2)と同等以上の学力があると認められた者</u>	⑧入学者選抜の概要 3. 出願資格 ・ 社会人入試 <u>大学を卒業後、3年以上の社会経験を有する者で、6年制薬系大学を卒業した者または修士の学位を取得した者と同等以上の学力があると認められた者</u>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (23 ページ)

新	旧
⑨「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 (f) 入学者選抜の概要 ・ 出願資格 1) <u>6年制課程の大学を卒業した者で、3年以上の社会経験を有する者</u> 2) <u>大学院において修士の学位を取得した者で、3年以上の社会経験を有する者</u> 3) <u>4年制課程の大学を卒業した者で、3年以上の社会経験を有し、本研究科において前記1)、2)と同等以上の学力があると認められた者</u>	⑨「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施 (f) 入学者選抜の概要 ・ 出願資格 <u>大学を卒業後、3年以上の社会経験を有する者で、6年制薬系大学を卒業した者または修士の学位を取得した者と同等以上の学力があると認められた者</u>

<p>・選抜方法 書類審査、面接試験により選抜する。<u>書類審査では、「実務に関する経歴書」、「研究業績書」、「研究に対する抱負」によって、実務経験・研究業績を確認し、研究に必要な基礎学力と多様な能力を評価する。面接試験は、プレゼンテーションおよび口頭試問により行う。実務経験・研究業績に関するプレゼンテーションにより、各自の専攻領域における高度な論理的思考力・判断力・表現力を評価する。口頭試問により、自らの課題を見出し、真理を探究する意欲、多様な人々と協働して諸課題に取り組み、社会に貢献しようとする姿勢を確認する。</u></p>	<p>・選抜方法 書類審査、面接試験により選抜する。</p>
---	------------------------------------

(是正事項) 薬学研究科 薬学専攻 (D)

3. <実験に対する体制の整備状況が不明確>

動物実験、遺伝子組み換え実験、R I 実験等を行うと説明しているが、これらの実験を適切に行うための、指針や委員会等を学内で整備しているか改めて説明すること。

(対応)

動物実験、遺伝子組み換え実験、R I 実験の実施にあたって、これらの実験等を適切に行うための指針や委員会等を学内で整備していることを改めて説明するため、「設置の趣旨等を記載した書類」の「⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」の「(c) 研究指導の方法」に、動物実験、遺伝子組み換え実験、R I 実験に関する事項を加筆した。また、これらの指針や委員会等を学内で整備していることを改めて説明するにあたって、研究の倫理審査体制について「設置の趣旨等を記載した書類」の「⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」に、新たに「(h) 研究の倫理審査体制」の項目を設け、加筆した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (12 ページ)

新	旧
<p>⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>(c) 研究指導の方法</p> <p>主研究指導教員は、副研究指導教員の助言並びに研究指導補助教員の補佐を得て、学生の博士論文の作成のために必要な課題研究を主導し、指導する。課題の選定から、関連情報の収集・解析、研究計画の策定、実験、研究結果の考察、成果のまとめ、学会発表、学術雑誌投稿の過程において、学生が主体的に行うように指導する。さらに、当該分野の最新の学術情報を収集し、セミナー等において積極的に発表するとともに自らの研究にフィードバックするよう指導する。</p> <p><u>研究計画は、必要に応じて予め本学の「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」、「RI 実験室運営委員会」、「放射線安全委員会」に諮り承認を受けることとする。</u></p> <p><u>動物実験は、「大阪大谷大学動物実験実施規程」に基づいて実施する(資料16)。また、学長より委嘱された5名の教員から構成される「動物実験委員会」が設置され、実験の実施に際しては、事前に動物実験に関する教育訓練を受講の上、「動物実験計画書」を提出し、動物実験委員会による審査承認後に開始できることになっている。また年度毎に動物実験の自己点検票の提出と、教育訓練の再受講が義務づけられている。</u></p> <p><u>遺伝子組換え実験は、「大阪大谷大学遺伝子組換</u></p>	<p>⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>(c) 研究指導の方法</p> <p>主研究指導教員は、副研究指導教員の助言並びに研究指導補助教員の補佐を得て、学生の博士論文の作成のために必要な課題研究を主導し、指導する。課題の選定から、関連情報の収集・解析、研究計画の策定、実験、研究結果の考察、成果のまとめ、学会発表、学術雑誌投稿の過程において、学生が主体的に行うように指導する。さらに、当該分野の最新の学術情報を収集し、セミナー等において積極的に発表するとともに自らの研究にフィードバックするよう指導する。</p>

<p><u>え実験安全管理規程」および「大阪大谷大学遺伝子組換え実験実施規則」に従って実施する（資料17）（資料18）。また、学長より委嘱された3名の教員から構成される「遺伝子組換え実験安全委員会」が設置され、実験の実施に際しては、事前に遺伝子組換え教育訓練を受講の上、「遺伝子組換え実験計画書」を提出し、遺伝子組換え実験安全委員会による審査承認後に開始できることになっている。P2レベルの実験に関しては、本学薬学部実験研究棟P2実験施設にて実施する。また、年度毎に実施報告書の提出と、教育訓練の再受講が義務づけられている。</u></p> <p><u>RI実験は、「大阪大谷大学薬学部放射性同位元素実験室放射線障害予防規程」に準じて実施する（資料19）。また、放射線取扱主任者1名と薬学部教員2名から構成される「RI実験室運営委員会」と「放射線安全委員会」が設置され、実験の実施に際しては、事前にRI実験に関する教育訓練を受講の上、「放射性同位元素等取扱者登録票」を放射線取扱主任者に提出し、登録後に開始できることになっている。また年度毎に教育訓練の再受講が義務づけられている。</u></p>	
--	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (17 ページ)

新	旧
<p>⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p><u>(h) 研究の倫理審査体制</u> <u>本学薬学部には「生命倫理委員会」、本学には「動物実験委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」が設置されており、適切な運営、管理体制のもと本研究科で実施される研究について倫理的観点から実験並びに試験の目的、計画等の妥当性を審査する。</u> <u>「生命倫理委員会」では、ヒトを対象とした医学・薬学の研究についての生命倫理に関する事項を審議する。本委員会では、「大阪大谷大学薬学部生命倫理委員会規程」に基づき、研究目的、研究計画等の事前審査を行う（資料8）。本委員会は、ヒトを対象とした医学・薬学の研究に関して識見を有する薬学部教員（3名）に加え、その他</u></p>	<p>⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</p> <p>追加</p>

の学識経験を有する他部局の教員（1名）で構成されている。このような審査体制によって、本研究科で行われる研究についてもその倫理面における妥当性が担保されている。

「動物実験委員会」は、「大阪大谷大学動物実験実施規程」に基づき、本学で実施される動物実験の管理・運営にあたっている（資料16）。本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」、および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」を踏まえ、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定め、動物実験の適正な実施を確保することを目的としたものである。本委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する薬学部教員（2名）と実験動物に関して優れた識見を有する薬学部教員（2名）に加え、その他の学識経験を有する他部局の教員（1名）で構成されている。

「遺伝子組換え実験安全管理委員会」は、「大阪大谷大学遺伝子組換え実験安全管理規程」および「大阪大谷大学遺伝子組換え実験実施規則」に基づき、本学で実施される遺伝子組換え実験の管理・監督にあたっている（資料17）（資料18）。本委員会は、遺伝子組換え実験の経験を持つ教員（3名）から構成され、実験申請時に提出される「遺伝子組換え実験計画書」の審査ならびに年度毎の提出が必須である「遺伝子組換え実験実施計画報告書」の確認、また毎年の教育訓練を実施する。

4. <審査意見以外の対応>

「生命倫理委員会規程」の名称の修正があった。

(対応)

「生命倫理委員会規程」を「大阪大谷大学薬学部の生命倫理委員会規程」に修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (13 ページ)

新	旧
<p>⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (c) 研究指導の方法 <入学時> 主研究指導教員および副研究指導教員は、特別研究テーマおよび科目履修スケジュールを学生と十分に相談して決定する。なお、ヒトを対象とした研究にあたっては、「<u>大阪大谷大学薬学部の生命倫理委員会規程</u>」に準じて、研究目的、研究計画等の事前審査を行う (資料 8)。</p>	<p>⑤教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 (c) 研究指導の方法 <入学時> 主研究指導教員および副研究指導教員は、特別研究テーマおよび科目履修スケジュールを学生と十分に相談して決定する。なお、ヒトを対象とした研究にあたっては、<u>大阪大谷大学生命倫理委員会の「生命倫理委員会規程」</u>に準じて、研究目的、研究計画等の事前審査を行う (資料 8)。</p>